

(仮称) 千葉市こどもプラン（第2期）
素案

千葉市

目 次

総 論	1
1 計画策定にあたって	3
2 千葉市の現状	9
3 基本理念	16
4 計画策定の視点	17
5 施策体系	18
6 計画の推進（PDCAサイクル）	22
 各 論	 23
第1章 子ども・子育て支援	25
1 「子ども・子育て支援事業計画」の趣旨	25
2 子ども・子育て支援の制度概要	26
3 現状と課題	30
4 目指すべき姿	40
5 主な取組内容	41
6 「量の見込み」及び「確保方策」（提供区域ごと）	63
第2章 妊娠・出産・子育てまでの切れ目のない支援	81
1 現状と課題	81
2 目指すべき姿	84
3 主な取組内容	84
第3章 こどもの社会参画の推進	86
1 現状と課題	86
2 目指すべき姿	88
3 主な取組内容	88
第4章 子ども・若者の健全育成	91
1 現状と課題	91
2 目指すべき姿	94
3 主な取組内容	94

第5章 子ども・若者の安全の確保	96
1 現状と課題.....	96
2 目指すべき姿.....	102
3 主な取組内容.....	102
第6章 子ども・若者の居場所づくり	104
1 現状と課題.....	104
2 目指すべき姿.....	106
3 主な取組内容.....	107
第7章 ひとり親家庭の自立支援の推進	110
1 現状と課題.....	110
2 目指すべき姿.....	113
3 主な取組内容.....	113
第8章 児童虐待防止対策の充実	116
1 現状と課題.....	116
2 目指すべき姿.....	118
3 主な取組内容.....	118
第9章 社会的養育体制の充実	122
1 現状と課題.....	122
2 目指すべき姿.....	126
3 主な取組内容.....	126
第10章 障害のある子どもへの支援の充実	128
1 現状と課題.....	128
2 目指すべき姿.....	129
3 主な取組内容.....	129
第11章 社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者に 関する支援	131
1 現状と課題.....	131
2 目指すべき姿.....	134
3 主な取組内容.....	134

事業一覧 137

基本施策1	子ども・子育て支援.....	139
基本施策2	妊娠・出産・子育てまでの切れ目のない支援.....	147
基本施策3	こどもの社会参画の推進.....	149
基本施策4	子ども・若者の健全育成.....	150
基本施策5	子ども・若者の安全の確保.....	152
基本施策6	子ども・若者の居場所づくり.....	153
基本施策7	ひとり親家庭の自立支援の推進.....	154
基本施策8	児童虐待防止対策の充実.....	156
基本施策9	社会的養育体制の充実.....	159
基本施策10	障害のある子どもへの支援の充実.....	160
基本施策11	社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者に関する支援..	161

総論

1 計画策定にあたって

(1) 計画策定の趣旨

我が国では、出生率の低下等に伴う少子化の進行、核家族化や地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加など、子どもとその家庭を取り巻く環境が大きく変化しています。また、児童虐待や有害情報の氾濫、子ども・若者による犯罪や非行など、子ども・若者を取り巻く環境が悪化しているほか、ニート・ひきこもり・不登校など、子ども・若者が抱える問題が深刻化しています。

特に、子ども・子育て支援の分野においては、生涯にわたる人格形成の基礎を培う上での重要性に鑑み、質の高い幼児教育や保育を、地域ニーズに応じて総合的に提供することが求められ、平成24年8月にいわゆる「子ども・子育て関連3法^{※1}」が制定され、平成27年度から『子ども・子育て支援新制度』がスタートしました。

このような状況の下、千葉市では、平成27年3月に「千葉市こどもプラン」を策定し、さまざまな施策を推進してきました。

その後、「子ども・子育て支援法」の一部改正等により、認定こども園、保育園等^{※2}や放課後児童クラブの待機児童の解消や、質の高い幼児教育・保育の機会の保障と子育て家庭の経済的負担の軽減のための「幼児教育・保育の無償化」の実施など、さらなる子ども・子育て支援と少子化対策が進められています。特に、児童虐待については、子どもの生命が奪われるなど重大な事件が後を絶たず、社会全体で取り組むべき重要な課題となっていることを受け、「児童福祉法」の累次にわたる改正により、子どもが権利の主体であること等が明確化され、児童虐待防止対策の抜本的な強化が求められています。

また、情報化、国際化等の社会の変化は、子どもを取り巻く環境にも大きな影響を及ぼしています。子どもの安全・安心の確保やひとり親家庭への支援、社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者への支援などの多くの課題に加え、子どもの貧困、児童虐待、いじめ、不登校等の問題は、相互に影響し合い複雑化しています。

このような今般の社会情勢や子ども・若者を取り巻く様々な問題に対応し、引き続きすべての子どもと子育て家庭への支援などを体系的・総合的に推進するために、「千葉市こどもプラン（第2期）」を策定します。

※1 次の3法を総称して「子ども・子育て関連3法」という。

①子ども・子育て支援法、②就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（改正認定こども園法）、③子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（関係整備法）

※2 保育園等：保育園等とは、保育園、地域型保育事業をいう。

（２）計画の位置づけ

本計画は、「千葉市新基本計画」を上位計画とする個別部門計画とし、子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」（策定義務）、子ども・若者育成支援推進法に基づく「子ども・若者育成支援についての計画」（策定努力義務）、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する計画」（策定任意。以下「ひとり親家庭自立促進計画」という。）、「こどもの参画推進計画」（策定任意）の４つの計画を一体的なものとして策定します。

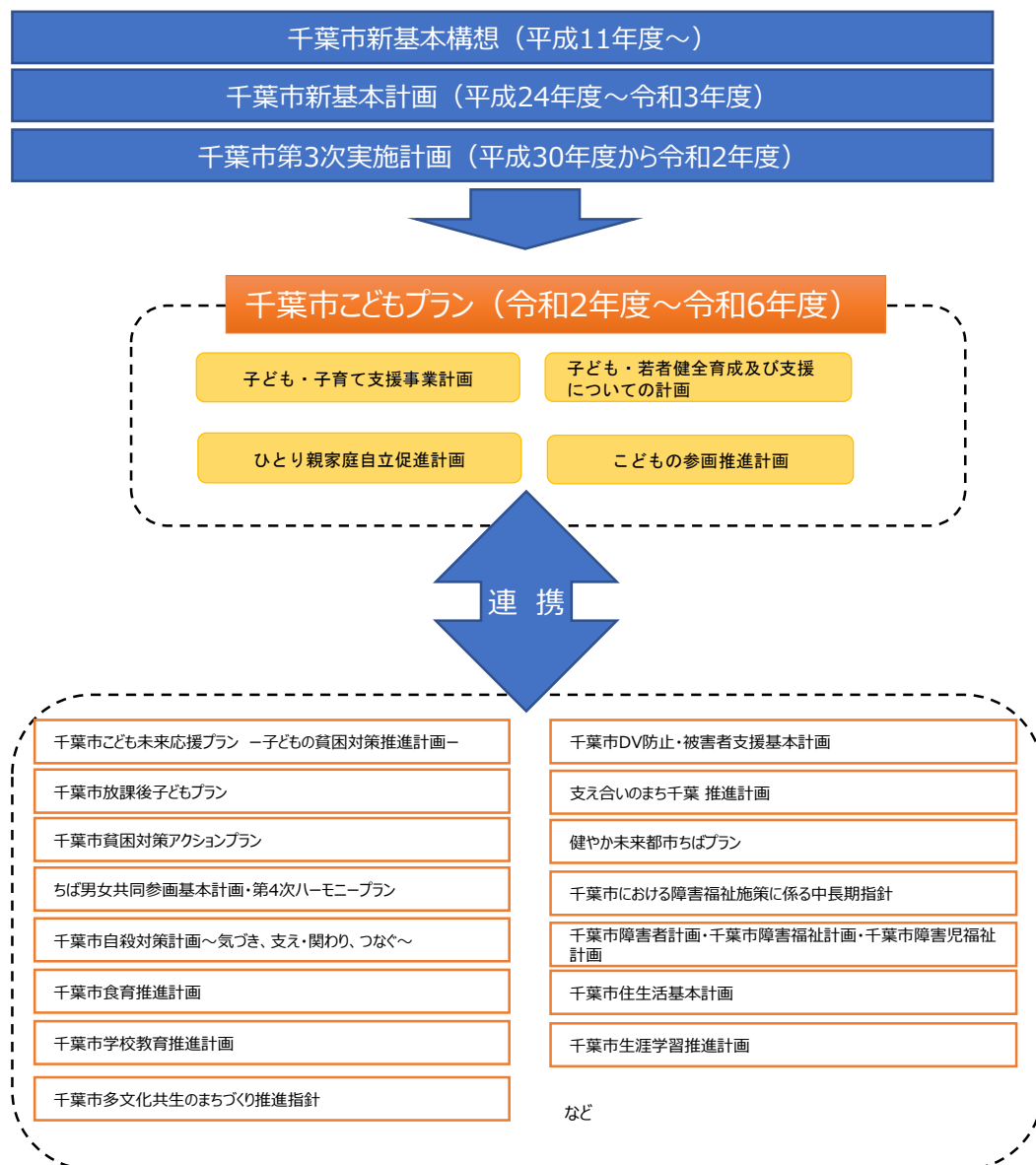
また、「支え合いのまち千葉 推進計画（地域福祉計画）」、「千葉市学校教育推進計画・千葉市生涯学習推進計画」、「千葉市障害者計画・千葉市障害福祉計画・千葉市障害児福祉計画」、「千葉市放課後子どもプラン」等の関連計画と整合を図ります。

なお、ひとり親家庭自立促進計画のうち、子どもの貧困対策に係る部分については、「千葉市こども未来応援プランー子どもの貧困対策推進計画ー」の中で基本理念、基本目標（取組みの視点）が掲げられ、これを踏まえた施策が明記されているため、同プランで取り組むこととします。

（※「第６章 子ども・若者の居場所づくり」の「６-１ 学校施設等を活用した安全・安心な居場所の確保（P107～）」、「第８章 児童虐待防止対策の充実（P116～）」及び「第９章 社会的養育体制の充実（P122～）」については、次世代育成支援対策推進法に基づく「次世代育成支援行動計画[※]」として策定します。）

※ 行動計画策定指針（平成 26 年 11 月告示）において、次世代育成支援行動計画は、各地域の事情に応じ、必要な特定の事項のみの策定とすることも差し支えない、としている。

＜関連する主な計画＞



（3）計画期間

令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

(4) 計画の対象

- ・妊産婦
- ・乳幼児から青少年まで
- ・子育て家庭

◇「こども」の呼称について

「こども」の法令上の明確な年齢区分はなく、法律により年齢基準も異なり統一されていません。本計画では、以下の分類に応じて呼称を使い分けることとします。

「こども」の呼称を用いるもの

乳児から青少年までの全般を指す場合

「子ども・若者」の呼称を用いるもの

子ども・若者育成支援推進法に基づく特定の施策分野における30歳代までの対象者を指す場合

「子ども」の呼称を用いるもの

児童福祉法で「児童」と規定する18歳未満のうち一定の範囲の者

《参考》

- | | |
|--------|---|
| 乳児 | ー 児童福祉法では、生後1年未満の者。 |
| 幼児 | ー 児童福祉法では、満1歳以上就学前の者。 |
| 児童 | ー 児童福祉法では、満18歳に達するまでの者。
(学校教育法では、小学校課程等に在籍し初等教育を受けている者で、主に6歳から12歳までの者) |
| 少年(少女) | ー 中学生以上18歳未満の男子(女子)。
(少年法では、20歳未満の男女、児童福祉法では小学校就学の始期から満18歳に達するまでの男女) |
| 青少年 | ー 青少年に関する厳密な年齢定義はないが、一般的には、概ね15歳から25歳頃をいうが、広く30歳代を含めることもある。 |

(5) 計画の策定体制

① 子ども・子育て支援ニーズ調査の実施

子ども・子育て支援事業計画の策定等にあたり、認定こども園、幼稚園、保育園等その他の子ども・子育て支援の現在の利用状況及び今後の利用希望、また放課後児童クラブその他の放課後の過ごし方に係る現状及び今後の希望を把握するため、「千葉市子ども・子育て支援ニーズ調査」を行いました。

※本文中では、「千葉市H30 ニーズ調査」と表記しています。

【小学校就学前児童向け】

調査対象	市内在住の小学校就学前児童（平成 24 年 4 月 2 日～平成 30 年 4 月 1 日生まれ）から無作為抽出した児童の保護者		
調査方法	郵送による配布・回収		
実施期間	平成 30 年 12 月 12 日～平成 31 年 1 月 18 日		
回収状況	配布数	有効回収数	有効回収率
	9,250 件	5,267 件	56.94%

【小学生向け】

調査対象	市内在住の小学生（平成 18 年 4 月 2 日～平成 24 年 4 月 1 日生まれ）から無作為抽出した児童の保護者		
調査方法	郵送による配布・回収		
実施期間	平成 30 年 12 月 12 日～平成 31 年 1 月 18 日		
回収状況	配布数	有効回収数	有効回収率
	9,370 件	5,200 件	55.50%

② ひとり親家庭への支援を検討するためのアンケート調査の実施

生活の実情や子育てと仕事の両立の状況などについて把握し、ひとり親家庭等への支援策を検討するため、「ひとり親家庭への支援を検討するためのアンケート」を行いました。

※本文中では、「千葉市R 1ひとり親アンケート」と表記しています。

調査対象	市内に住む児童扶養手当の受給資格を持つ全世帯		
調査方法	郵送による配布、保健福祉センターこども家庭課設置のアンケート回収箱投函による回収		
実施期間	令和元年 8 月 1 日～令和元年 8 月 31 日		
回収状況	配布数	有効回収数	有効回収率
	6,892 件	3,216 件	46.66%

調査結果については、P●●以降に掲載。（巻末資料として掲載予定）

③ 意見聴取

計画策定にあたり、以下の3会議において、計画の方向性や施策体系、各施策における取組内容等の意見聴取を行いました。

○千葉市子ども・子育て会議

「子ども・子育て支援事業計画」の進捗・評価及び「子ども・子育て支援事業計画（第2期）」の策定方針、施策の方向性などについて意見を聴きました。

委員は、子どもの保護者（公募）、事業主代表、労働者代表、子ども・子育て支援事業（認定こども園、幼稚園、保育園等）の従事者及び学識経験者で構成されています。

○千葉市社会福祉審議会児童福祉専門分科会

「千葉市こどもプラン」の進捗・評価及び「千葉市こどもプラン（第2期）」の策定方針、施策の方向性などについて意見を聴きました。

委員は、学識経験者等で構成されています。

○千葉市青少年問題協議会

「子ども・若者の健全育成及び支援施策」に関する取組みの方向性などについて意見を聴きました。

委員は、関係行政機関の職員、学識経験者、青少年育成団体の構成員で構成されています。

また、計画素案はホームページ等で公表し、パブリックコメント手続きにより広く市民の意見を伺いました。

パブリックコメントの実施状況については、P●●以降に掲載。（巻末資料として掲載予定）

2 千葉市の現状

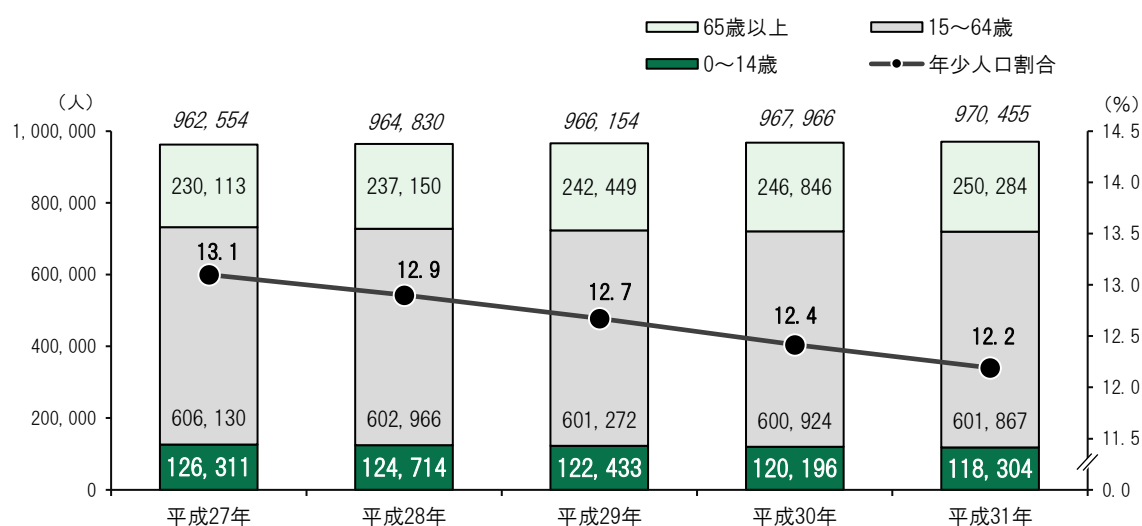
(1) 総人口と年少人口

総人口はわずかに増加傾向となっており、平成31年3月末現在970,455人となっています。しかしながら年齢3区分別にみると、65歳以上の高齢者人口が増加し、15～64歳の生産年齢人口、14歳以下の年少人口は減少傾向となっています。

総人口に占める年少人口の割合は低下が続いており、平成31年3月末現在12.2%となっています（図表0-1）。

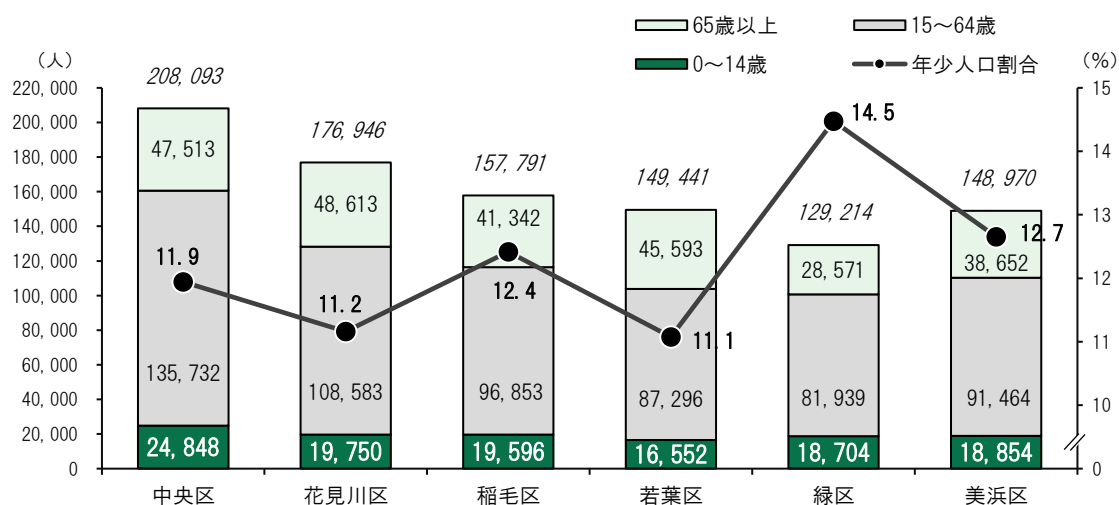
区別にみると、年少人口割合が最も高いのは緑区で14.5%、最も低いのは若葉区で11.1%となっており、地域差がみられます（図表0-2）。

▼図表 0-1 総人口と年少人口の推移



資料：住民基本台帳人口（各年3月31日）

▼図表 0-2 区別人口と年少人口割合（平成31年）

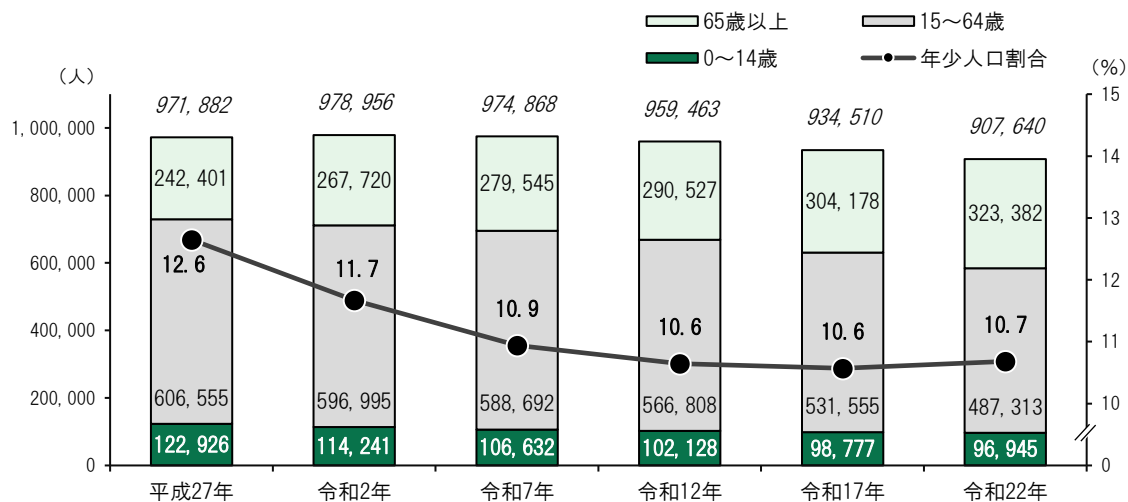


資料：住民基本台帳人口（平成31年3月31日）

(2) 総人口と年少人口の将来推計

総人口は、令和2年の978,956人をピークに減少に転じると推計されています。年齢3区分別人口では、高齢者人口の増加傾向、生産年齢人口と年少人口の減少傾向が続き、年少人口割合は令和12年以降は10.6%程度まで低下する見通しとなっています（図表0-3）。

▼図表 0-3 総人口と年少人口の将来推計



資料：千葉市将来推計人口 平成30年3月推計（政策企画課）

注）平成27年は国勢調査の人口等基本集計結果（確報値）

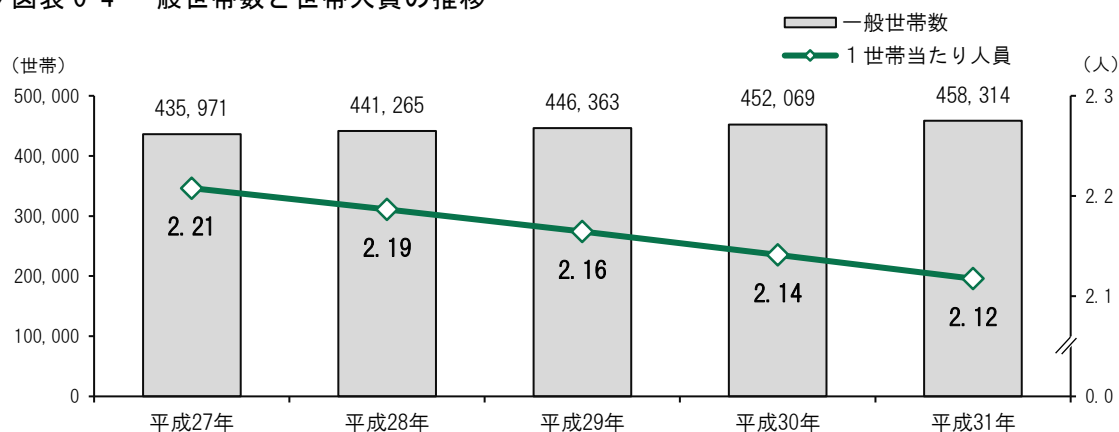
(3) 世帯の状況

① 世帯数と1世帯当たり人員

一般世帯数は増加傾向にあり、平成31年3月末現在458,314世帯となっています。一方、1世帯当たり人員は減少傾向にあり、2.12人となっています（図表0-4）。

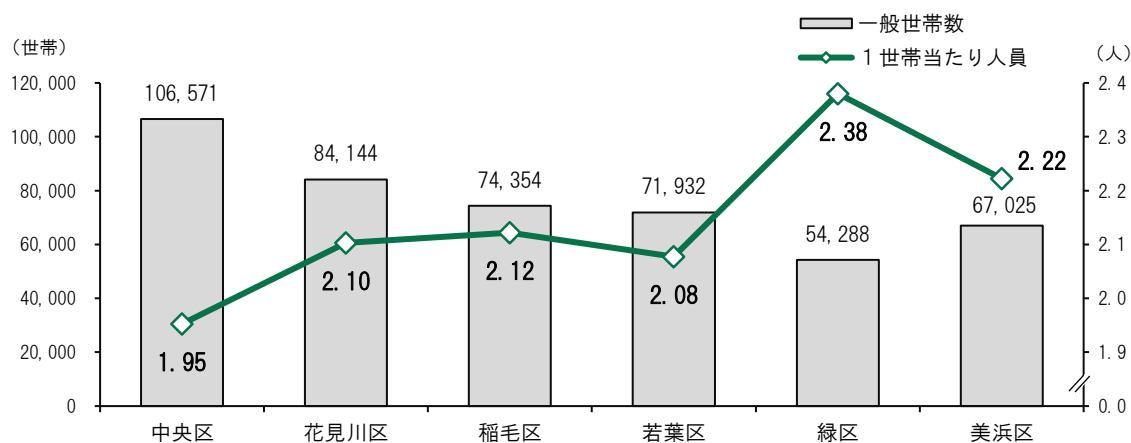
区別にみると、1世帯当たり人員が最も多いのは緑区で2.38人、最も少ないのは中央区で1.95人となっています（図表0-5）。

▼図表0-4 一般世帯数と世帯人員の推移



資料：千葉市町丁別人口及び世帯数（各年3月31日）

▼図表0-5 区別一般世帯数と世帯人員（平成31年）



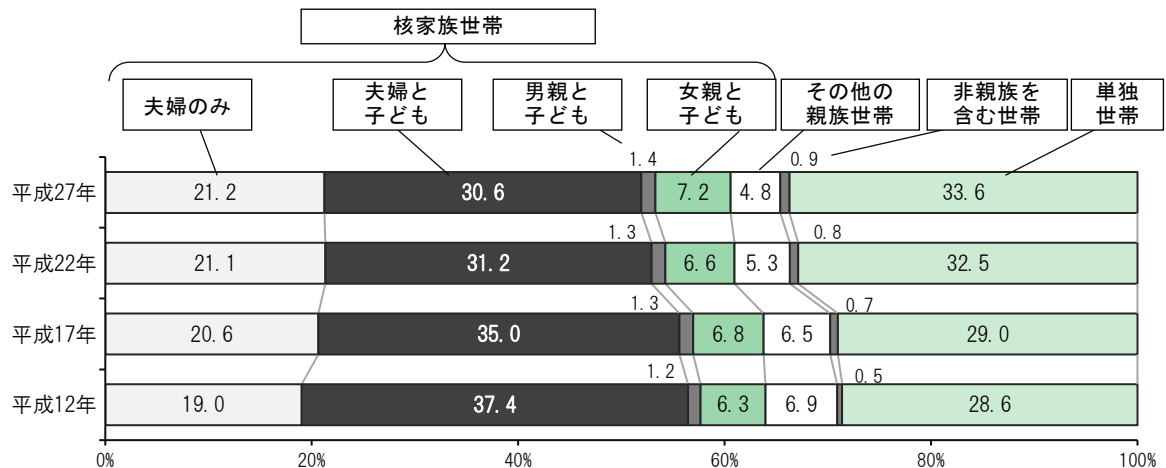
資料：千葉市町丁別人口及び世帯数（平成31年3月31日）

② 世帯の家族類型

世帯の家族類型は、「夫婦と子ども」世帯の占める割合が平成 12 年から 6.8 ポイント減少し、「単独世帯」の割合が 5.0 ポイント増加しています（図表 0-6）。

区別にみると、6 歳未満の子どものいる世帯の割合は、緑区が 11.6%で最も高く、次いで美浜区が 8.7%となっています。18 歳未満の子どものいる世帯の割合は、緑区が 30.8%で最も高く、次いで美浜区が 24.6%となっています（図表 0-7）。

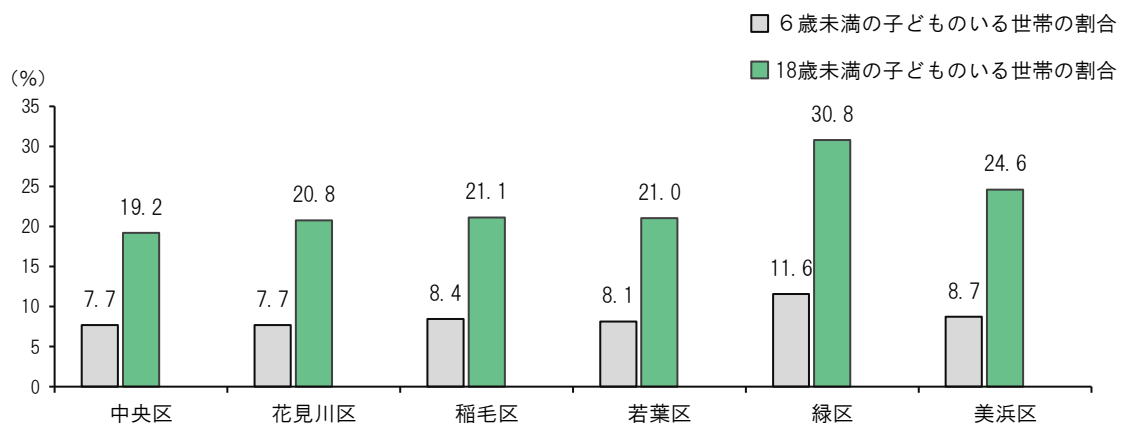
▼図表 0-6 世帯の家族類型



資料：総務省 国勢調査

注）「男（女）親と子ども」世帯は、親の配偶関係や子どもの年齢に制限がなく、単身赴任などで長期間同居していない場合なども含まれる。

▼図表 0-7 区別子どものいる世帯の状況（平成 27 年）



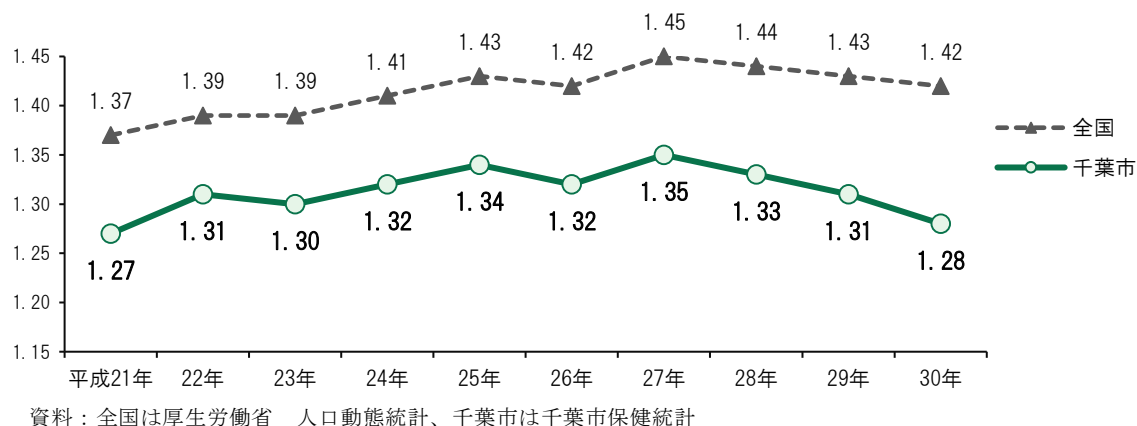
資料：総務省 国勢調査（平成 27 年）

(4) 少子化の動向

① 合計特殊出生率

合計特殊出生率^{※1}は、平成21年の1.27からは上昇し、平成27年は1.35まで上昇しましたが、その後再び低下し、平成30年は1.28となっています。全国より下回って推移しており、人口規模が維持される水準^{※2}とは大きな開きがあります（図表0-8）。

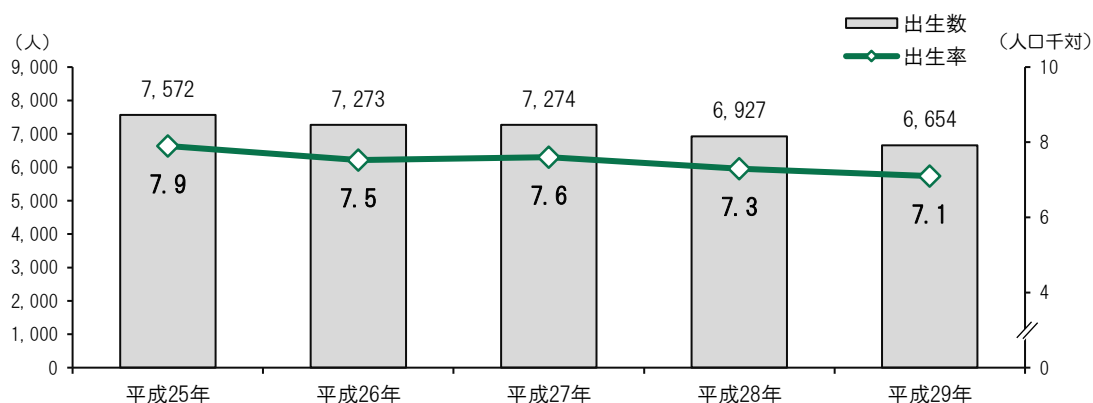
▼図表 0-8 合計特殊出生率の推移



② 出生数、出生率

出生数は減少傾向にあり、平成29年は出生数6,654人、出生率7.1（人口千対）となっています（図表0-9）。

▼図表 0-9 出生数、出生率の推移



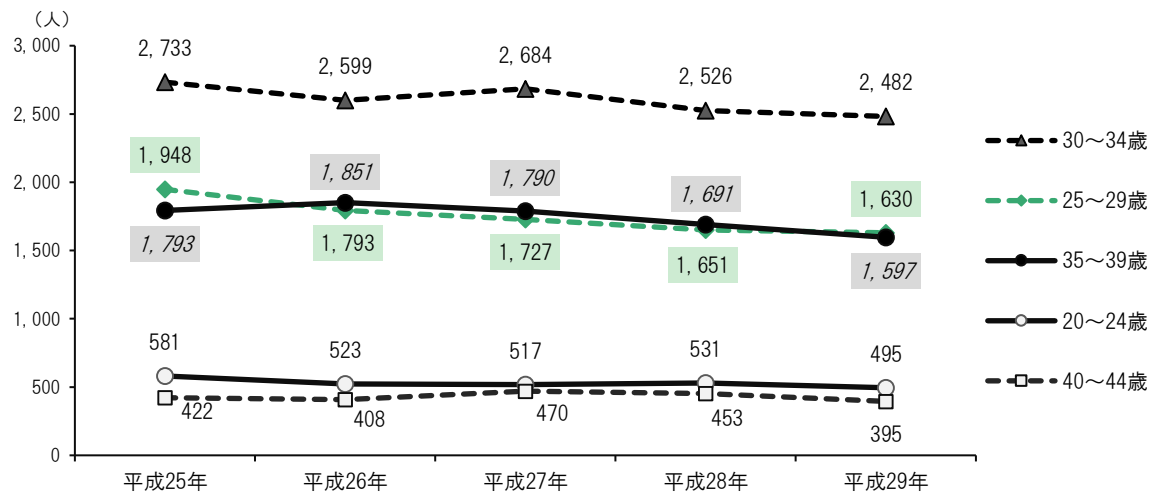
※1 合計特殊出生率：15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したものであり、一人の女性が一生に産む子どもの数に相当する。一般にはその年の各年齢の出生率を合計した「期間」合計特殊出生率が用いられる。

※2 近年は2.07で推移している（直近の2017年は2.06）。

③ 母の年齢階級別出生数

母の年齢階級別出生数は、平成 29 年は 30～34 歳の出生数が最も多く、次いで 25～29 歳となっていますが、いずれも減少傾向にあります。また、25～29 歳の出生数と 35～39 歳の出生数の差が小さく、平成 26～28 年は 25～29 歳の出生数より 35～39 歳の出生数が多くなっています（図表 0-10）。

▼図表 0-10 母の年齢階級別出生数の推移

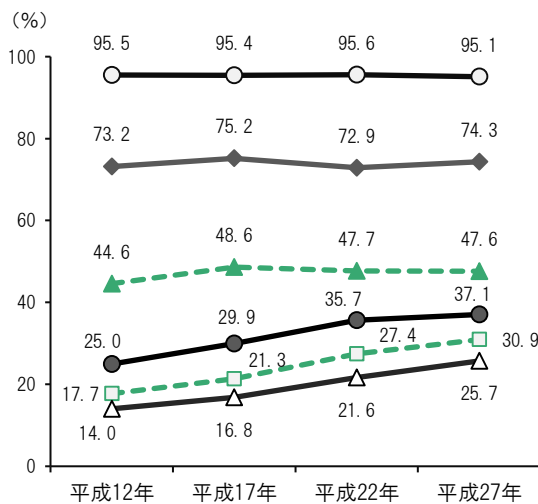


資料：千葉県衛生統計年報

④ 未婚率

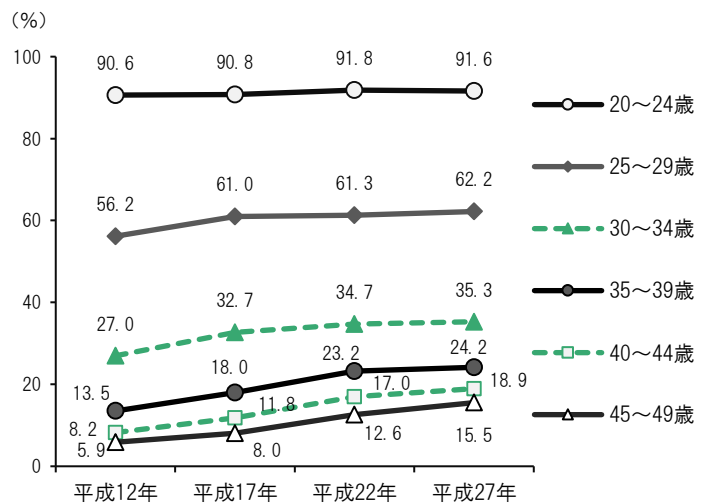
未婚率は、男性の 35～49 歳、女性の 25～49 歳で上昇傾向にあり、晩婚化、非婚化の傾向がうかがえます（図表 0-11-1、0-11-2）。

▼図表 0-11-1 未婚率（男性）の推移



資料：総務省 国勢調査

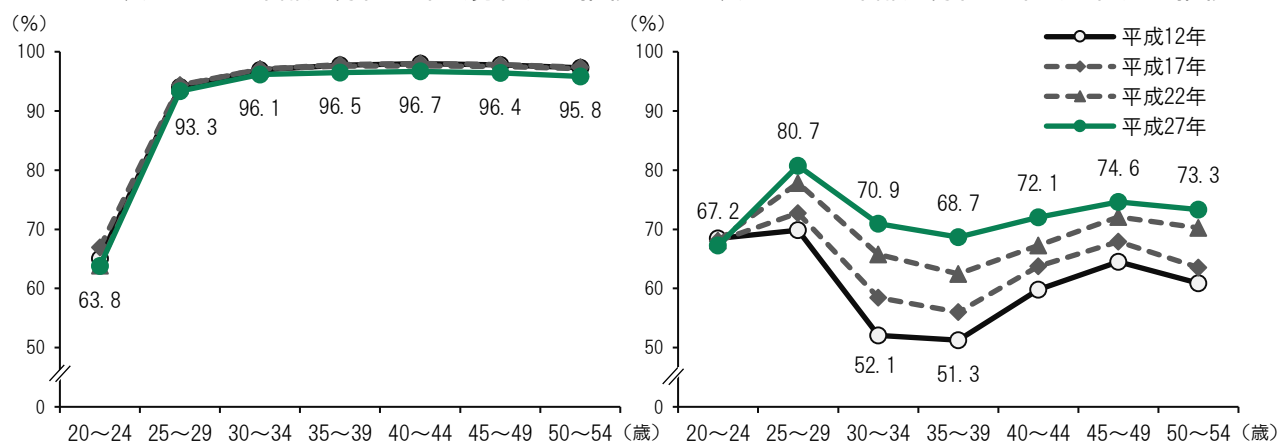
▼図表 0-11-2 未婚率（女性）の推移



⑤ 年齢別労働力率

年齢別労働力率※は、男性では大きな変化はみられませんが、女性では 25～54 歳の労働力率は上昇傾向にあります。特に 30 歳代の労働力率は、平成 12 年は約 50%であったのに比べ、平成 27 年は 70%近くまで上昇しています。いわゆる女性の労働力率の「M字型カーブ」はさらに緩やかになってきています(図表 0-12-1、図表 0-12-2)。

▼図表 0-12-1 年齢別労働力率（男性）の推移 ▼図表 0-12-2 年齢別労働力率（女性）の推移

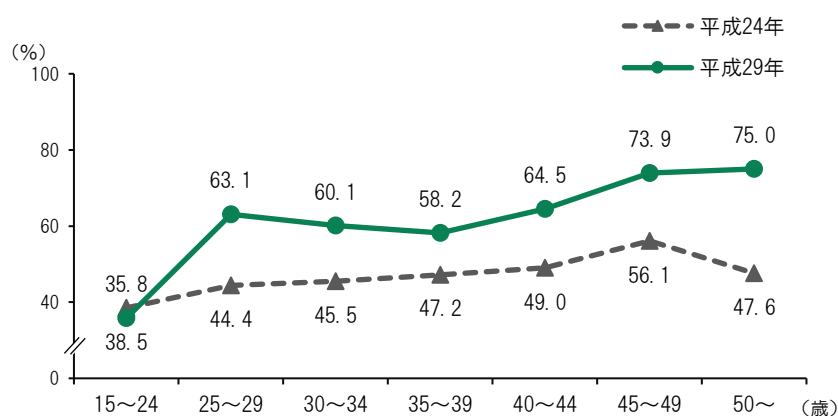


資料：総務省 国勢調査

⑥ 育児をしている女性の有業率

育児をしている女性の有業率は、15～24 歳を除くすべての階級で平成 24 年より上昇しています（図表 0-13）。

▼図表 0-13 年齢階級別育児をしている女性の有業率（千葉県）



資料：「平成 29 年就業構造基本調査 調査結果の概要（千葉県版）」

注）「育児をしている」とは、未就学児を対象とした育児をいう。

※ 年齢別労働力率：年齢別人口に占める労働力人口（休業者を含む就業者と完全失業者の合計）の割合。これに対し、非労働力人口は、家事・通学・その他（高齢者など）となる。

3 基本理念

こどもを産み育てたい、 こどもがここで育ちたいと思うまち 「ちば」の実現

本計画では、すべての子育て家庭への支援の充実と、すべての子ども・若者が健やかに成長できる環境の整備を図り、少子化に歯止めをかけるという視点をもとに、『こどもを産み育てたい、こどもがここで育ちたいと思うまち「ちば」の実現』を基本理念とし、引き続きすべての子どもと子育て家庭への支援などを体系的・総合的に推進していきます。



イラスト

4 計画策定の視点

① 保護者に喜びや生きがいをもたらし、親としての成長を支える

子ども・子育て支援

保護者が子育てについての責任を果たすことや、子育ての権利を享受することが可能となるよう、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような取組みを進めます。

② こどもの参画によるまちづくりの推進

真に子どもが望むまちづくり、子どもが自ら成長できるまちづくりを推進するため、子どもたちの社会性・自立性・自治意識を育み、子どもたちの意見を市政やまちづくりに反映する取組みを進めます。

③ 子ども・若者の健やかな成長の支援と子ども・若者を支える環境づくり

次代を担う子ども・若者が、社会の一員として豊かな人間性を形成し、夢や希望に向けて成長できるよう、子ども・若者の健やかな成長を支援する取組みとそれを支える環境づくりを進めます。

④ 支援が必要な子ども・若者と家庭への支援

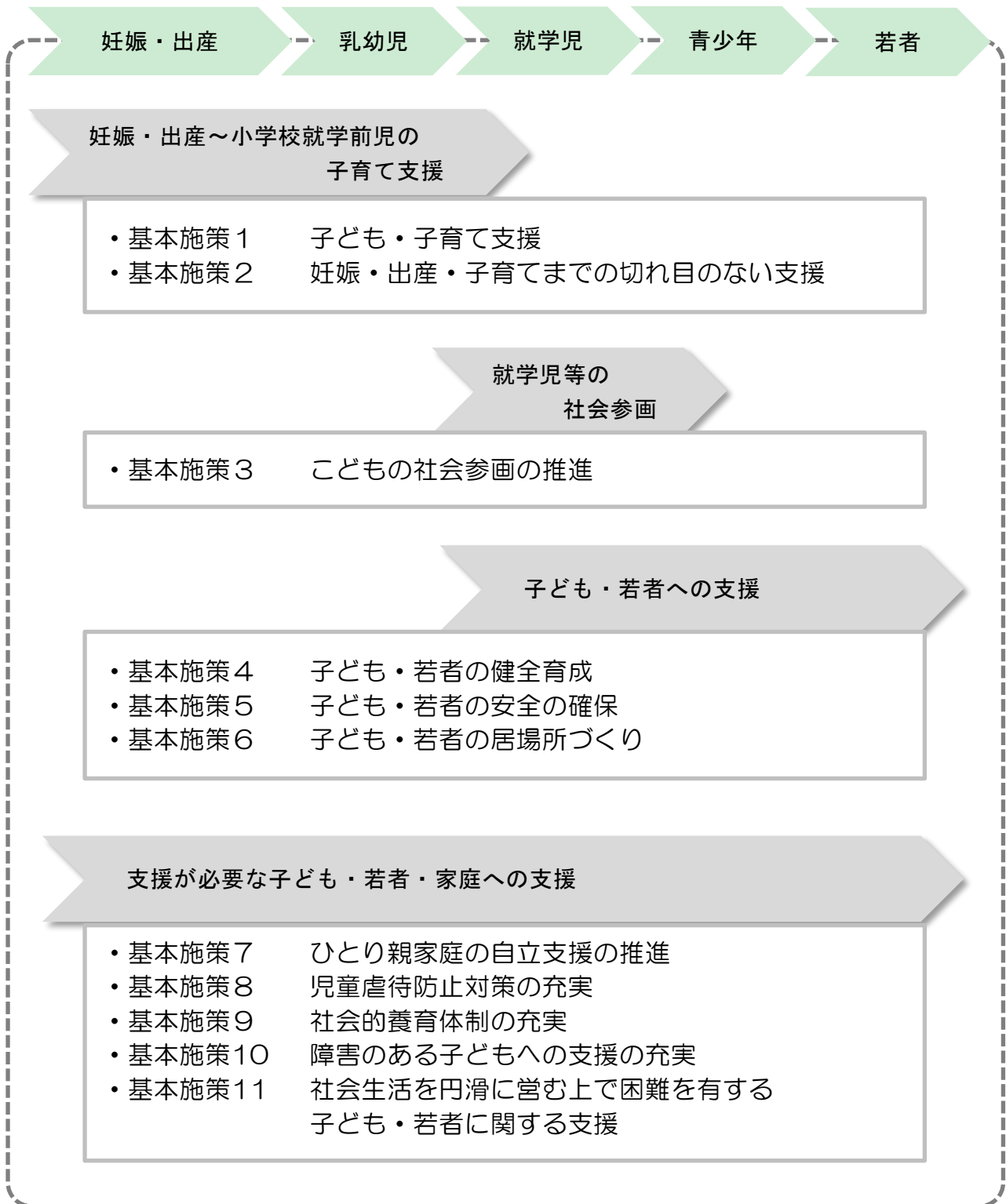
就労と子育てを一人の親が担うひとり親家庭、本人やその家族に障害のある家庭、適切な養育が受けられない家庭など、それぞれの状況に応じ、社会全体で支援すべき子どもと家庭があります。

また、無業者、ひきこもり、不登校など、子ども・若者の社会的・職業的自立に向けた多くの課題があります。

すべての子ども・若者と家庭に対し、それぞれの状況に応じ、必要な支援をきめ細やかに行い、子ども・若者が心身ともに健やかに育まれ、自立していけるための取組みを進めます。

5 施策体系

基本理念、計画策定の視点を踏まえ、妊娠・出産からこどもが成長するまでの段階に応じて必要な支援を推進するため、11の基本施策に取り組んでいきます。



施策体系図

基本施策

取組内容

掲載
ページ1 子ども・子育て
支援

1-1	教育・保育の提供（「量の見込み」及び「確保方策」）	41
1-2	地域子ども・子育て支援事業の提供 （「量の見込み」及び「確保方策」）	44
1-3	認定こども園の普及促進	52
1-3-1	私立幼稚園及び民間保育園に対する移行支援	52
1-3-2	保護者に対する普及啓発	52
1-4	幼児教育・保育と小学校教育との円滑な接続（幼保小連携）	53
1-4-1	幼保小間の交流の促進	53
1-4-2	幼保小連携・接続の推進	53
1-5	子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保 新規	53
1-6	教育・保育等の「質」の確保・向上	54
1-6-1	教育・保育人材の資質の向上	54
1-6-2	教育・保育人材の確保	55
1-6-3	市による認可・指導監査等を通じた教育・保育の質の確保・向上	56
1-6-4	運営に関する評価を通じた教育・保育の質の確保・向上	56
1-6-5	保育環境の改善等による質の向上 新規	57
1-6-6	放課後児童クラブにおける「質」の確保・向上	57
1-7	特別な支援が必要な子どもへの教育・保育等の提供	60
1-7-1	認定こども園、幼稚園、保育園等における障害のある子どもの受入れ	60
1-7-2	放課後児童クラブにおける障害のある子どもの受入れ	60
1-7-3	障害児保育・特別支援教育に関する知識や技能の向上	60
1-7-4	障害児保育・特別支援教育実施施設等に対する支援	61
1-7-5	外国につながる子どもへの支援 新規	61
1-8	出産・子育て期におけるワーク・ライフ・バランスの推進	61
1-8-1	ワーク・ライフ・バランスの推進に係る普及・啓発	61
1-8-2	男性の子育てへの関わりの促進	61
1-8-3	子育てと仕事の両立のための基盤整備	62

2 妊娠・出産・子
育てまでの切れ
目のない支援

2-1	妊娠・出産・子育て期における母子保健対策の充実	84
2-1-1	妊娠・出産に関する知識等の普及啓発	84
2-1-2	安心して妊娠・出産できる体制の強化	84
2-1-3	子どもが安心して健やかに育つための体制の充実	85
2-2	医療にかかる経済的負担の軽減	85
2-3	妊娠・出産・子育てに関する情報提供	85

基本施策	取組内容	掲載 ページ
3 こどもの社会 参画の推進	3-1 こどもの自立性・社会性・自治意識を育むこどもの参画の推進	88
	3-1-1 「こどもの参画」を担うこどもの育成の場の実施	88
	3-1-2 モデル事業の実施等によるこどもの意見の吸い上げ、 施策への反映	88
	3-2 こどもの参画の周知・啓発	89
	3-2-1 学校・地域団体等への周知・啓発	89
	3-2-2 庁内推進体制の強化	90
4 子ども・若者の 健全育成	4-1 健全育成活動の推進	94
	4-1-1 家庭・地域・学校が連携した子ども・若者の健全育成の推進	94
	4-2 非行を防止するための環境づくり	95
	4-2-1 非行防止活動の推進	95
	4-2-2 補導活動の強化	95
5 子ども・若者の 安全の確保	5-1 子ども・若者を犯罪等から守る地域づくり	102
	5-1-1 地域の青少年育成団体等によるパトロールや環境浄化活 動の推進	102
	5-1-2 こどものための緊急避難場所の充実及び周知	102
	5-1-3 九都県市共同による環境浄化活動の推進	102
	5-1-4 子ども・若者及びその家族に対する情報発信	103
	5-2 子ども・若者が犯罪等から自分の身を守ることができる力の向上	103
	5-2-1 犯罪等に関する防犯教室等の開催及び周知	103
	5-2-2 こどもの情報モラルの向上	103
6 子ども・若者の 居場所づくり	6-1 学校施設等を活用した安全・安心な居場所の確保	107
	6-1-1 子どもルームの拡充	107
	6-1-2 放課後子ども教室における学習支援・多様なプログラムの 充実	107
	6-1-3 放課後子ども教室と子どもルームの連携	107
	6-1-4 総合的な放課後対策の推進	108
	6-2 地域と連携したこどもの居場所づくり	108
	6-2-1 子どもを見守る大人の育成	108
	6-2-2 地域と連携したこどもの居場所の提供	109
7 ひとり親家庭の 自立支援の推進	7-1 相談支援体制の整備	113
	7-1-1 適切な相談対応の実施	113
	7-1-2 制度対象者への情報提供	113
	7-2 子育て支援、生活の場の整備	114
	7-2-1 子育て支援の推進	114
	7-2-2 生活支援の推進	114
	7-3 就業支援策	114
	7-3-1 就業相談の充実	114
	7-3-2 資格、技能習得の支援の推進	114
	7-4 養育費の確保及び面会交流に関する取り決めの促進	115
	7-4-1 適切な相談対応の実施	115
	7-5 経済的支援策	115
	7-5-1 貸付金による支援の推進	115
	7-5-2 経済的負担の軽減	115
	7-5-3 子どもへの貧困の連鎖の防止	115

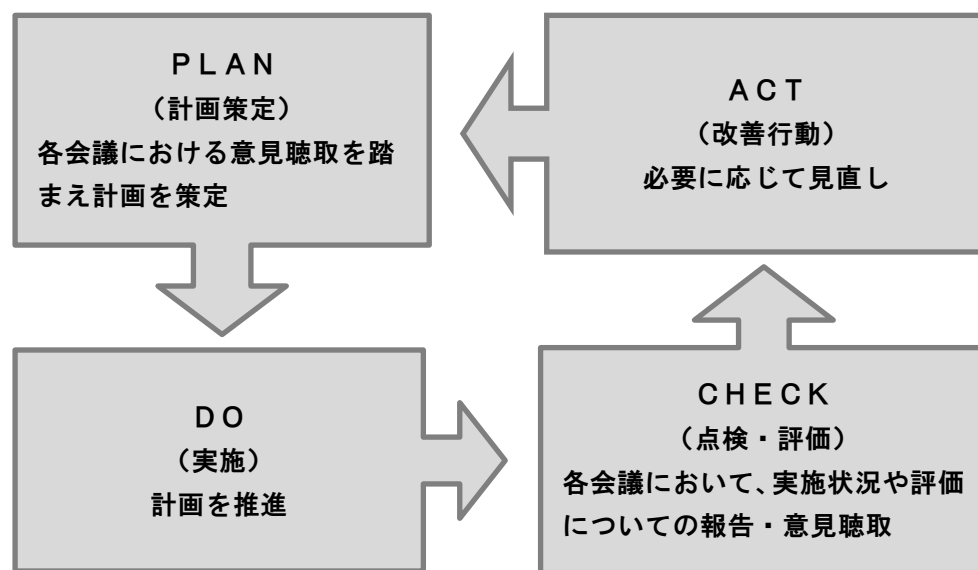
基本施策	取組内容	掲載 ページ
8 児童虐待防止 対策の充実	8-1 暴力によらない子育てや児童虐待防止への協力を広く周知・啓発	118
	8-1-1 市民への周知・啓発活動の実施	118
	8-2 発生予防から適切な保護、必要な援助に至るまでの施策の充実・組織の体制強化	118
	8-2-1 早期対応に係る体制の強化	118
	8-2-2 発生予防・早期発見に関する施策の充実	119
	8-3 支援の質の向上及び関係機関の連携強化	120
	8-3-1 職員研修の実施	120
	8-3-2 関係機関との連携強化	120
	8-4 児童相談所の人員体制強化・専門性の向上 新規	120
	8-5 一時保護体制の充実 新規	121
9 社会的養育体制 の充実	9-1 家庭養育等の推進	126
	9-1-1 家庭養育の推進	126
	9-1-2 小規模グループケアでの養育	126
	9-1-3 児童養護施設等の多機能化・地域分散化・環境改善	127
	9-1-4 母子生活支援施設での支援	127
	9-2 専門的なケアの充実、児童の自立支援	127
	9-2-1 専門的ケアの充実	127
10 障害のある 子どもへの支援 の充実	9-2-2 児童の自立支援	127
	10-1 障害の早期発見・早期療育の体制整備	129
	10-2 障害のある子どもへの教育・保育等の提供（1-7再掲）	130
	10-2-1 認定こども園、幼稚園、保育園等における障害のある子どもの受入れ（1-7-1再掲）	130
	10-2-2 放課後児童クラブにおける障害のある子どもの受入れ（1-7-2再掲）	130
	10-2-3 障害児保育・特別支援教育に関する知識や技能の向上（1-7-3再掲）	130
	10-2-4 障害児保育・特別支援教育実施施設等に対する支援（1-7-4再掲）	130
	10-3 障害児支援の充実	130
11 社会生活を円滑 に営む上で困難 を有する子ども・ 若者に関する 支援	10-4 障害児のスポーツ活動への参加促進 新規	130
	11-1 支援体制・支援内容の充実	134
	11-1-1 子ども・若者支援協議会の開催及び拡充	134
	11-1-2 子ども・若者総合相談センターの運営及び拡充	134
	11-2 地域で支える環境づくり及び立ち直り支援	135
	11-2-1 小・中・高校・大学及び地域への啓発	135
	11-2-2 課題を抱えている児童生徒及び無職少年等に対する立ち直り支援	136
	11-2-3 ニート・ひきこもり・不登校にある子ども・若者及びその家族に対する支援	136

6 計画の推進（PDCAサイクル）

本計画では、あらかじめ設定した目標事業量や取組予定内容に基づき、毎年度、点検・評価を行います。

また、計画策定にあたり、意見聴取を行った「子ども・子育て会議」、「社会福祉審議会児童福祉専門分科会」、「青少年問題協議会」において、引き続き、計画における実施状況や評価についての報告・意見聴取を行うとともに、その進捗状況をホームページなどで公表していきます。

なお、社会経済情勢の変化や制度改正等に適切に対応するため、計画中間年度を目途に、必要に応じて計画の見直しを図ります。



（各会議における意見聴収）

施策体系	策定、点検・評価		
	社会福祉審議会	子ども・子育て会議	青少年問題協議会
1 子ども・子育て支援	△	◎	
2 妊娠・出産・子育てまでの切れ目のない支援	◎	△	
3 こどもの社会参画の推進	◎		
4 子ども・若者の健全育成	◎		△
5 子ども・若者の安全の確保	◎		△
6 子ども・若者の居場所づくり	◎	△	
7 ひとり親家庭の自立支援の推進	◎	△	
8 児童虐待防止対策の充実	◎	△	
9 社会的養育対策の充実	◎	△	
10 障害のある子どもへの支援の充実	◎	△	
11 社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者に関する支援	◎		△

（※役割分担： ◎… 策定、点検・評価について意見聴収、 △… 審議結果を報告）

各 論

第1章 子ども・子育て支援

1 「子ども・子育て支援事業計画」の趣旨

- 子どもと子育て家庭を取り巻く環境の変化を背景として、平成24年8月に成立した「子ども・子育て関連3法」に基づき、平成27年度から「子ども・子育て支援新制度」（以下「新制度」といいます。）がスタートしました。
- 「子ども・子育て関連3法」の趣旨は、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するというものです。
- 新制度のスタートに合わせ、市町村は「子ども・子育て支援法」に基づき、5年を一期とする「子ども・子育て支援事業計画」を定め、子ども・子育て支援施策を計画的に提供する役割を担うこととなりました。
- この章を本市の「子ども・子育て支援事業計画（第2期）」と位置づけ、子ども・子育て支援法及び基本指針※に即し、新制度に基づく子ども・子育て支援施策の提供体制の確保を図るために必要な事項を定めます。

※ 「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」の略称で、子ども・子育て支援事業計画の記載事項等を定めた国の告示。

2 子ども・子育て支援の制度概要

(1) 給付・事業

- 就学前の子どもに教育・保育を行う際、「子どものための教育・保育給付」として、認定こども園、幼稚園（新制度移行）、保育園の教育・保育施設を利用する場合には「施設型給付」が、小規模保育事業等の地域型保育事業を利用する場合には「地域型保育給付」が市町村により支給されます。
- 幼児教育・保育の無償化に伴い、令和元年の「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」により、幼稚園や認可外保育施設等を支給要件を満たした子どもが利用した際に要する費用を市町村が支給する「子育てのための施設等利用給付」が新設されました。
- 市町村は地域の実情に応じ、市町村子ども・子育て支援事業計画に従って、在宅で子育てを行っている家庭などの支援も対象とする「地域子ども・子育て支援事業」を実施しています。

子ども・子育て支援給付	児童手当等交付金 児童手当法等に基づく児童手当等の給付	市町村主体
	子どものための教育・保育給付 教育・保育給付認定子どもが、認定こども園、幼稚園（新制度移行）、保育園等において特定教育・保育等を受けた場合の給付 ■施設型給付対象施設…認定こども園、幼稚園（新制度移行）、保育園 ■地域型保育給付対象施設…小規模保育事業（定員6～19人）、家庭的保育事業（定員5人以下）、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業	
	子育てのための施設等利用給付【幼児教育・保育の無償化に伴い、令和元年10月新設】 施設等利用給付認定子どもが、幼稚園、特別支援学校、預かり保育事業、認可外保育施設等において特定子ども・子育て支援を受けた場合の利用料の給付 ■施設等利用給付対象施設…幼稚園、特別支援学校、預かり保育事業、認可外保育施設、一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター事業、病児保育事業	
その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援	地域子ども・子育て支援事業 ①放課後児童クラブ ②延長保育事業 ③一時預かり事業 ④ファミリー・サポート・センター事業 ⑤病児保育事業 ⑥地域子育て支援拠点事業 ⑦利用者支援事業 ⑧子育て短期支援事業 ⑨妊婦健康診査 ⑩乳児家庭全戸訪問事業 ⑪-1 養育支援訪問事業等 ⑪-2 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 ⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業 ⑬多様な事業者の参入促進・能力活用事業	国主体
	仕事・子育て両立支援事業 ■企業主導型保育事業…事業所内保育を主軸とした企業主導型の多様な就労形態に対応した保育サービスの拡大を支援（整備費、運営費の助成） ■企業主導型ベビーシッター利用者支援事業…繁忙期の残業や夜勤等の多様な働き方をしている労働者が、低廉な価格でベビーシッター派遣サービスを利用できるよう支援	

(2) 「教育・保育」と「地域子ども・子育て支援事業」

【教育・保育】

小学校就学前の子どもが日常的に通う施設であり、「教育・保育施設」と「地域型保育事業」に区分されます。

区分	施設・事業	概要	対象年齢
教育・保育施設	認定こども園※1	幼稚園と保育園の機能や特徴を合わせ持ち、幼児期の学校教育と保育を一体的に提供する施設	0～5 歳 (3～5 歳)
	幼稚園※2	小学校以降の教育の基礎をつくるための教育を行う学校	3～5 歳
	保育園	就労などのために家庭で保育のできない保護者に代わって保育を行う施設	0～5 歳
地域型保育事業	小規模保育事業	少人数の単位で、就労などのために家庭で保育のできない保護者に代わって保育を行う事業	0～2 歳
	家庭的保育事業		
	事業所内保育事業	企業等の保育施設等において、従業員の子どもに加え、地域の子どもを受け入れて保育を行う事業	
	居宅訪問型保育事業	障害・疾病等により集団保育が著しく困難な子ども等に対し、その居宅において保育を行う事業	

【地域子ども・子育て支援事業】

子育て家庭の多様なニーズに対応し、地域の子ども・子育て支援の充実を図るための事業であり、次の13事業が位置づけられています。

①放課後児童クラブ	⑧子育て短期支援事業
②延長保育事業	⑨妊婦健康診査
③一時預かり事業	⑩乳児家庭全戸訪問事業
④ファミリー・サポート・センター事業	⑪-1 養育支援訪問事業
⑤病児保育事業	⑪-2 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業
⑥地域子育て支援拠点事業	⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業
⑦利用者支援事業	⑬多様な事業者の参入促進・能力活用事業

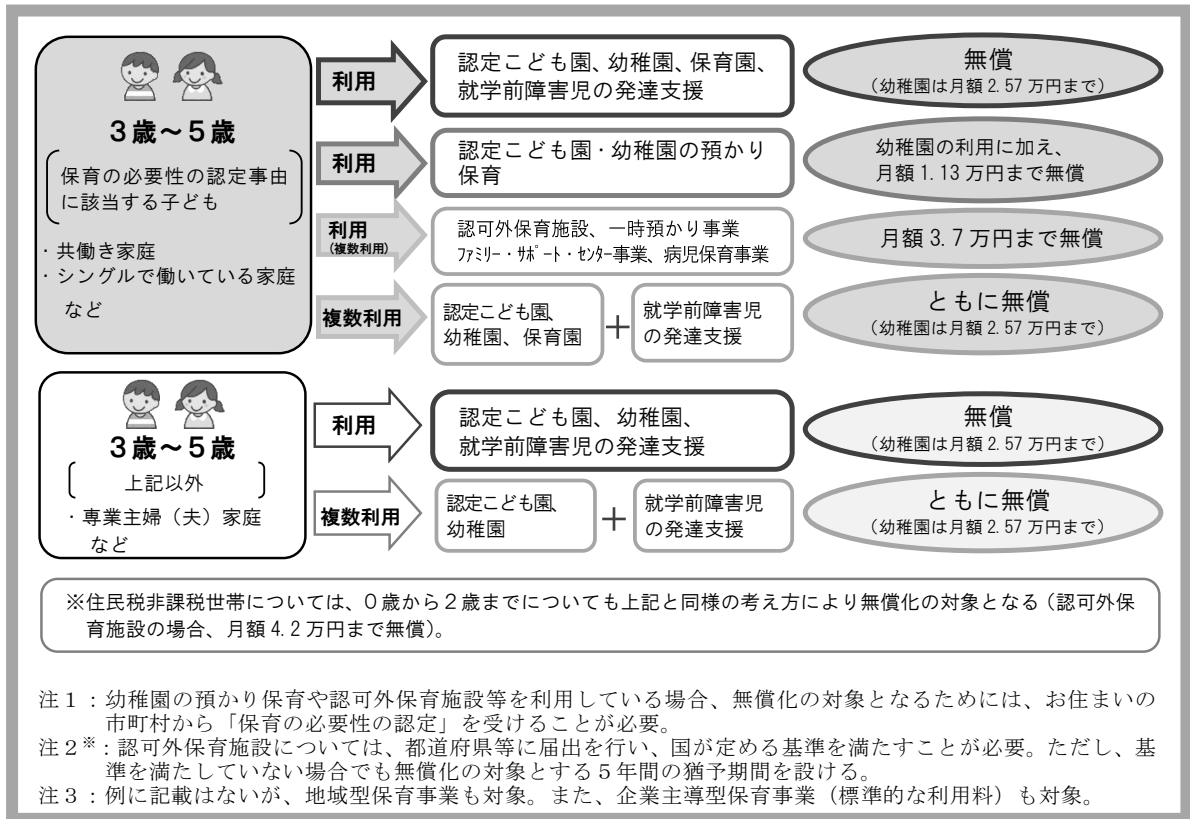
※1 認定こども園には、「幼保連携型」、「幼稚園型」、「保育所型」、「地方裁量型」の4つの類型がある。3歳未満児の定員については、各園の判断とされている。

※2 私立幼稚園は、新制度に移行するか否かを、自ら選択することができる。新制度に移行することも、新制度に移行せず、従来どおりの運営を継続することも可能となっている。

(3) 幼児教育・保育の無償化について

- 令和元年10月1日から幼児教育・保育の無償化が開始されました。
- 認定こども園、幼稚園、保育園等を利用する3歳から5歳児クラスのすべての子ども、住民税非課税世帯の0歳から2歳児クラスの子どもの利用料が無償化の対象となります。

【幼児教育・保育の無償化の主な例】



※注2について、本市においては条例により猶予期間を1年としている。
内閣府資料より作成

(4) 子どもの認定区分

- 子ども・子育て支援給付のうち、「子どものための教育・保育給付認定」において、保育の必要性がある小学校就学前の子どもについては、3号認定は満3歳未満の子ども、2号認定は満3歳以上の子どもとされており、保育必要量の認定も行うこととされています。
- これに対し、幼児教育・保育の無償化に伴い新設された、「子育てのための施設等利用給付認定」においては、保育の必要性がある小学校就学前の子どもについては、「新3号認定」は満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子ども、「新2号認定」は満3歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した子どもとされており、保育必要量の認定はありません。また、「新3号認定」には保育の必要性以外にも住民税非課税世帯の子どもであることも要件とされています。

① 子どものための教育・保育給付の認定区分

認定区分	対象者（支給要件）	保育必要量（内容）	給付を受ける施設・事業
1号認定子ども	満3歳以上の小学校就学前子どもであって、2号認定子ども以外のもの （第19条第1項第1号）	教育標準時間	認定こども園 幼稚園（新制度移行）
2号認定子ども	満3歳以上の小学校就学前子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの （第19条第1項第2号）	保育短時間 保育標準時間	認定こども園 保育園
3号認定子ども	満3歳未満の小学校就学前子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの （第19条第1項第3号）	保育短時間 保育標準時間	認定こども園 保育園 地域型保育事業

※支給要件（ ）内は子ども・子育て支援法における規定
内閣府資料より作成

② 子育てのための施設等利用給付の認定区分（保育必要量の認定は不要）

認定区分	対象者（支給要件）	支給に係る施設・事業
新1号認定子ども	満3歳以上の小学校就学前子どもであって、新2号認定子ども・新3号認定子ども以外のもの （第30条の4第1号）	幼稚園、特別支援学校等
新2号認定子ども	満3歳に達する日以後最初の3月31日を経過した小学校就学前子どもであって、第19条第1項第2号の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの （第30条の4第2号）	認定こども園、幼稚園、特別支援学校（満3歳入園児は新3号、年少児からは新2号） 認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業（2歳児まで新3号、3歳児からは新2号）
新3号認定子ども	満3歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある小学校就学前子どもであって、第19条第1項第2号の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもののうち、保護者及び同一世帯員が市町村民税世帯非課税者であるもの （第30条の4第3号）	

※支給要件（ ）内は子ども・子育て支援法における規定
内閣府資料より作成

保育の必要性の認定にあたっては、以下の点を考慮して行われます。

区分は、月単位の保育の必要量に関する区分で、子どものための教育・保育給付のみ認定されます。

事 由	①就労 フルタイムのほか、パートタイム、夜間の就労等基本的にすべての就労（本市では、月64時間以上の就労をしていること） ②就労以外の事由 保護者の疾病・障害、産前産後、親族の介護、災害復旧、求職活動及び就学等、またそれらに類するものとして市町村が定める事由
区 分	①保育標準時間 月120時間以上勤務している場合（1日11時間まで） ②保育短時間 月64時間以上勤務している場合（1日8時間まで）

3 現状と課題

現 状

(1) 少子化の進行

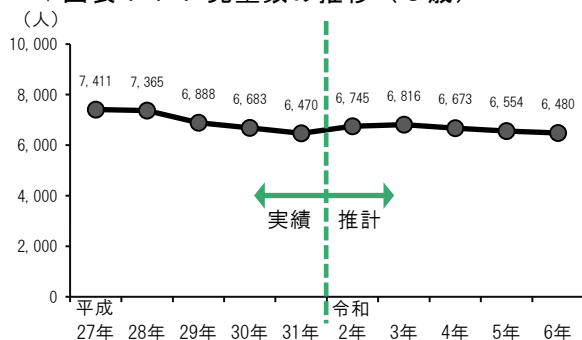
ア 小学校就学前児童（0～5歳）

- 小学校就学前児童数は減少傾向が続いており、平成27年から平成31年にかけて、0歳は941人、1・2歳は1,541人、3～5歳は1,523人減少しており、特に0～2歳の減少が顕著です（図表1-1-1、1-1-2、1-1-3）。
- この減少傾向は令和2年度以降も続くと見込まれ、令和2年度から令和6年度にかけて、0歳は265人、1・2歳は1,011人、3～5歳は1,321人の減少が見込まれます（図表1-1-1、1-1-2、1-1-3）。

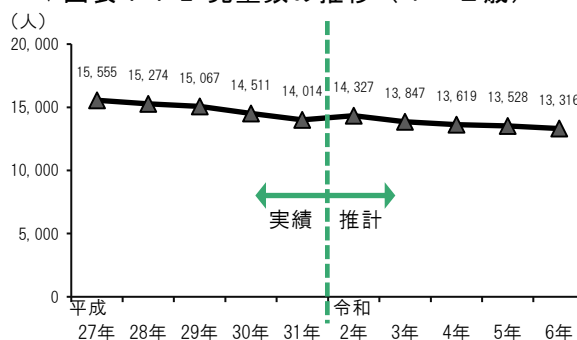
イ 小学生（6～11歳）

- 6～11歳の児童数も既に減少局面に入っており、平成27年度から平成31年度にかけて2,490人減少しており、今後も、令和2年度から令和6年度にかけて1,934人の減少が見込まれます（図表1-1-4）。

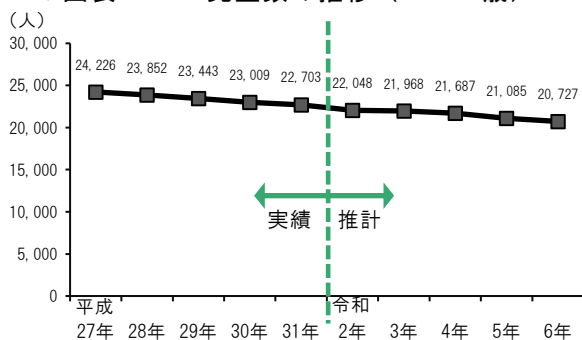
▼図表 1-1-1 児童数の推移（0歳）



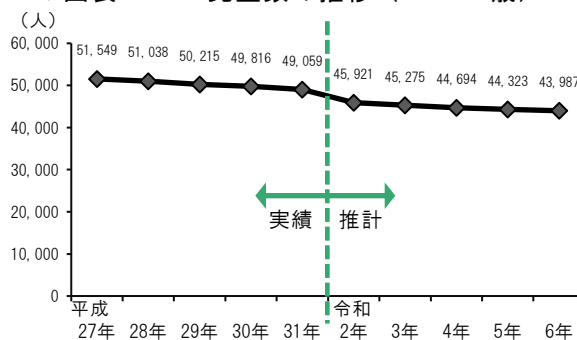
▼図表 1-1-2 児童数の推移（1・2歳）



▼図表 1-1-3 児童数の推移（3～5歳）



▼図表 1-1-4 児童数の推移（6～11歳）



資料：平成27年～31年は住民基本台帳人口、令和2年～6年は千葉市将来人口推計に基づく試算値（各年3月31日時点）（千葉市政策企画課調べ）

(2) 子育て家庭の状況

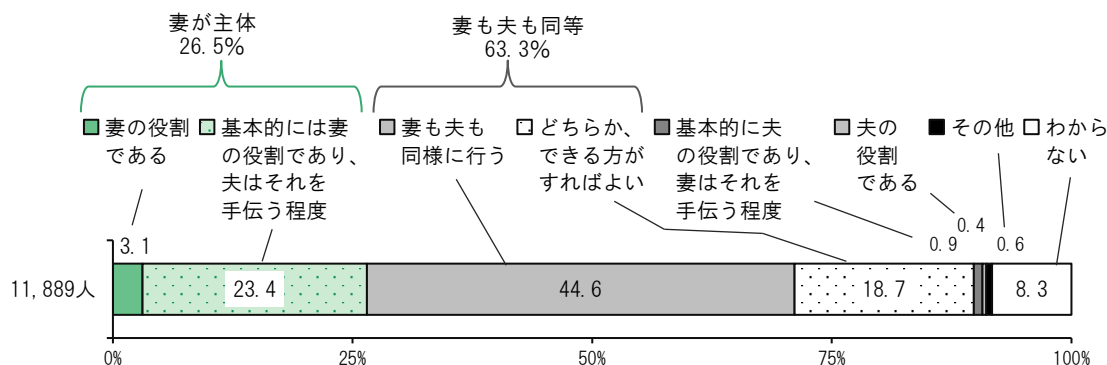
ア 家族類型の変化

- 家族類型の推移をみると、平成12年から平成27年にかけて、単独世帯が5.0ポイント、夫婦のみの世帯が2.2ポイント増加しています（P12「図表0-6 世帯の家族類型」を参照）。
- 子どもがいる世帯では、核家族世帯の占める割合が増加し、親と子ども以外の親族が同居する世帯は2.1ポイント減少しています（P12「図表0-6 世帯の家族類型」を参照）。

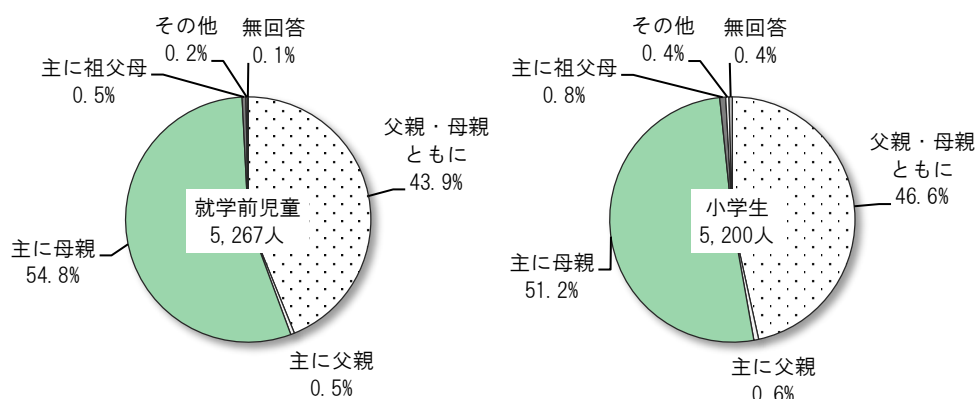
イ 家庭における育児や家事の役割分担に関する意識

- 全国の20～59歳の男女に対して行った調査において、家庭における育児や家事に関する夫と妻の役割分担については、「基本的には妻の役割で、夫はそれを手伝う程度」が23.4%、「妻の役割」が3.1%で「妻が主体」と考える人が26.5%となっています。一方、「妻も夫も同様に行う」が44.6%、「どちらか、できる方がすればよい」が18.7%で「妻も夫も同等」と考える人は63.3%となっています（図表1-2）。
- 本市の調査において、主に子育てを行っているのが「主に母親」である割合は、小学校就学前児童保護者が54.8%、小学生保護者が51.2%となっており、どちらも50%を超えています（図表1-3）。

▼図表 1-2 育児や家事の役割に関する意識（全国）



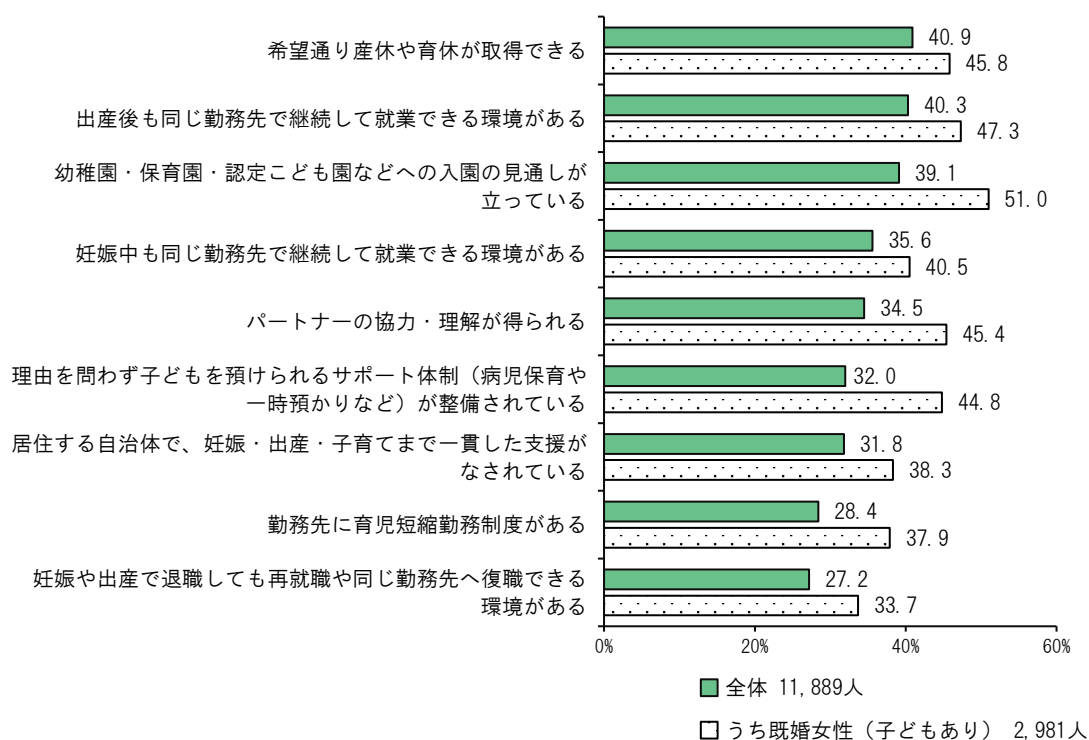
▼図表 1-3 主に子育てを行っている人



ウ 安心して希望通り子どもが持てるようになるために必要なこと

- 全国の20～59歳の男女に対して行った調査において、どのようなことがあれば安心して希望通り子どもが持てるようになるかについては、回答者全体では「希望通り産休や育休が取得できる」が40.9%、「出産後も同じ勤務先で継続して就業できる環境がある」が40.3%と40%を超えています。一方、回答者のうち既婚女性（子どもあり）では「幼稚園・保育園・認定こども園などへの入園の見通しが立っている」が51.0%と最も高く、「出産後も同じ勤務先で継続して就業できる環境がある」「希望通り産休や育休が取得できる」のほか、「パートナーの協力・理解が得られる」「理由を問わず子どもを預けられるサポート体制（病児保育や一時預かりなど）が整備されている」「妊娠中も同じ勤務先で継続して就業できる環境がある」も40%を超えています（図表1-4）。

▼図表 1-4 どのようなことがあれば安心して子どもが持てるようになるか（複数回答）（全国）



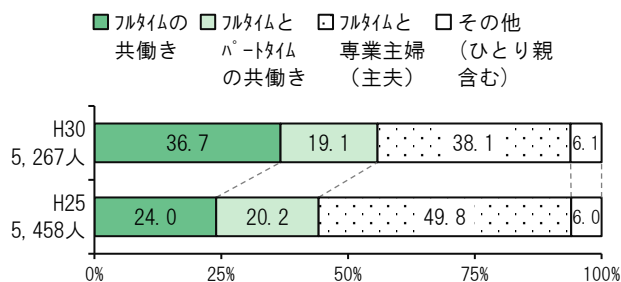
資料：内閣府 平成30年度「少子化社会対策に関する意識調査」

(3) 保護者の就労状況と育児休業の取得状況

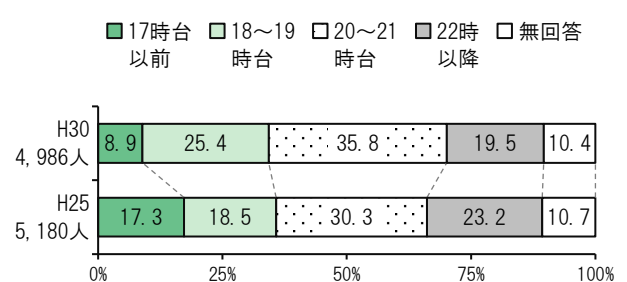
ア 保護者の就労状況

- 小学校就学前児童保護者の55.8%が共働きであり、平成25年度調査より11.6ポイント増加しています。また、36.7%はフルタイムの共働きとなっています（図表1-5-1）。
- 父親が仕事から帰宅する時間は、20～21時台が35.8%、18～19時台が25.4%となっています（図表1-5-2）。
- 父親の就労状況は平成25年度調査と変化はありませんが、母親のフルタイム就労割合は10ポイント以上増加しています（図表1-5-3、1-5-4）。
- パートタイムで働く母親のうち、55.6%がパートタイムの継続を、30.7%がフルタイムへの転換を希望しています（図表1-5-5）。
- 就労していない母親のうち、77.3%が将来の就労を希望しており、22.9%が1年以内、54.4%が1年より先の就労を希望しています（図表1-5-6）。

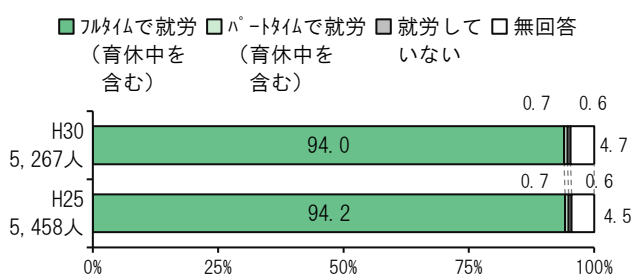
▼図表 1-5-1 小学校就学前児童の保護者の就労状況



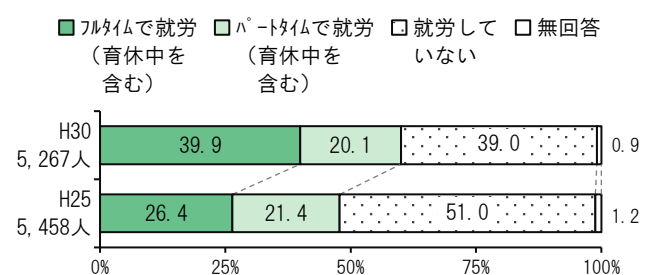
▼図表 1-5-2 父親の帰宅時間



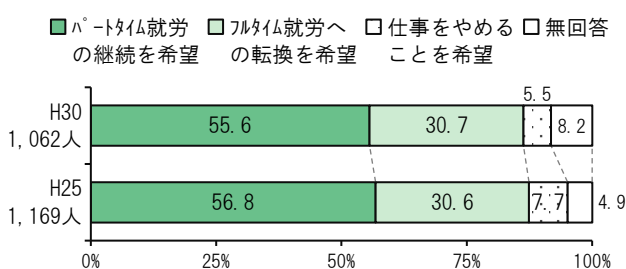
▼図表 1-5-3 父親の就労状況



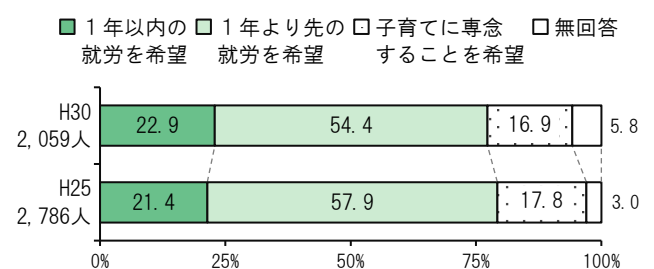
▼図表 1-5-4 母親の就労状況



▼図表 1-5-5 母親の就労希望（パートタイムから）



▼図表 1-5-6 母親の就労希望（就労なしから）

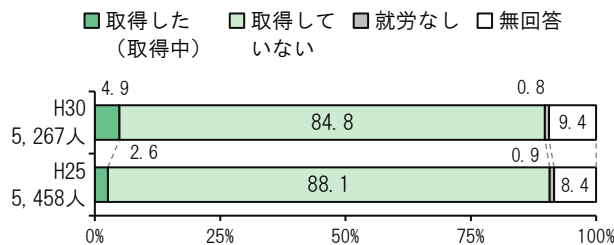


資料：千葉市H25・H30 ニーズ調査

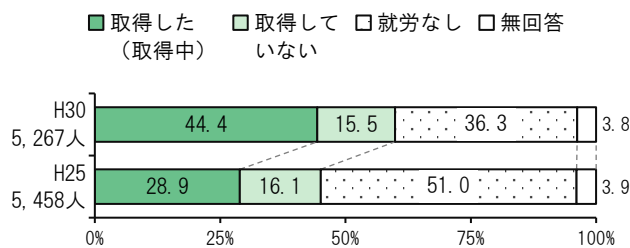
イ 育児休業の取得状況

- 育児休業を取得した（取得中を含む）父親の割合は、平成25年度調査より増加したものの4.9%にとどまっています（図表1-6-1）。
- 育児休業を取得した（取得中を含む）母親の割合は44.4%となっています。就労している母親の約74%となっており、平成25年度調査より約10ポイント増加しています（図表1-6-2）。
- 母親の育児休業の取得期間は10～12か月が28.8%と最も多く、約半数が1年以下、約半数が1年以上となっています（図表1-6-3）。
- 育児休業を取得した母親のうち、年度初めの認定こども園、保育園等への入所時期に合わせて職場復帰した人は67.1%で、平成25年度調査より10ポイント以上増加しています。また、84.2%は、子どもが1歳になった時に必ず預けられる認定こども園、保育園等があったら、1歳になるまで取得したと回答しています（図表1-6-4、1-6-5）。

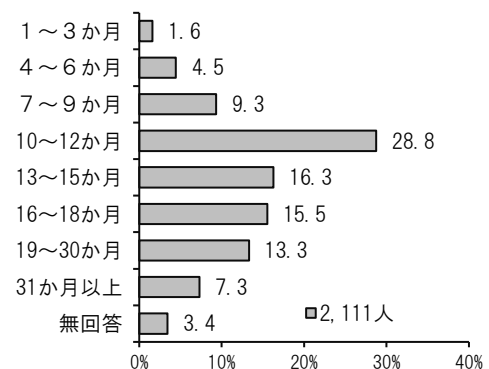
▼図表 1-6-1 父親の育児休業取得状況



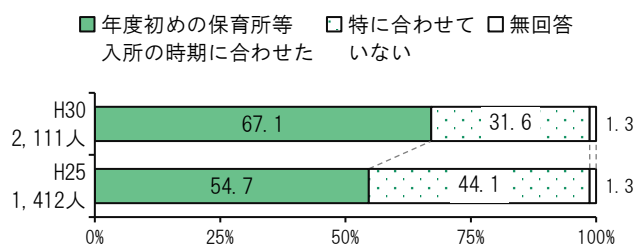
▼図表 1-6-2 母親の育児休業取得状況



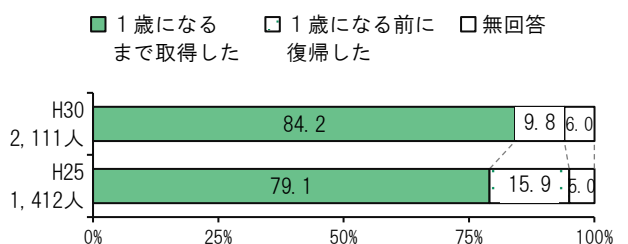
▼図表 1-6-3 母親の育児休業取得期間



▼図表 1-6-4 母親の育児休業からの職場復帰時期



▼図表 1-6-5 1歳になった時に必ず預けられる認定こども園、保育園等があった場合の育児休業取得期間



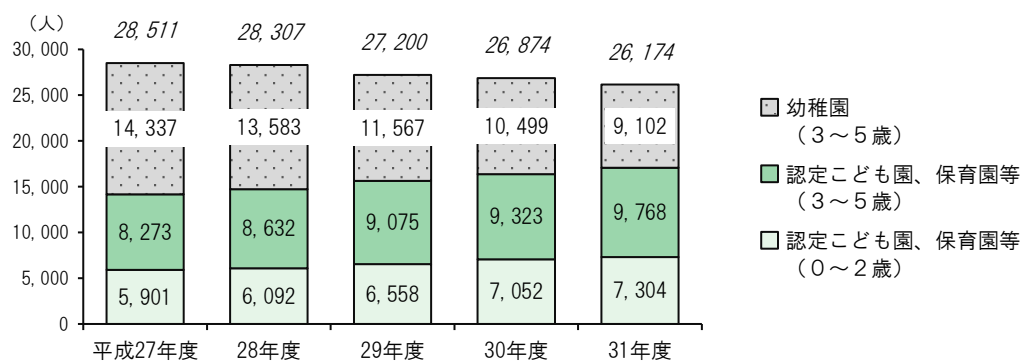
資料：千葉市H30・H25 ニーズ調査

(4) 認定こども園、幼稚園、保育園等の状況

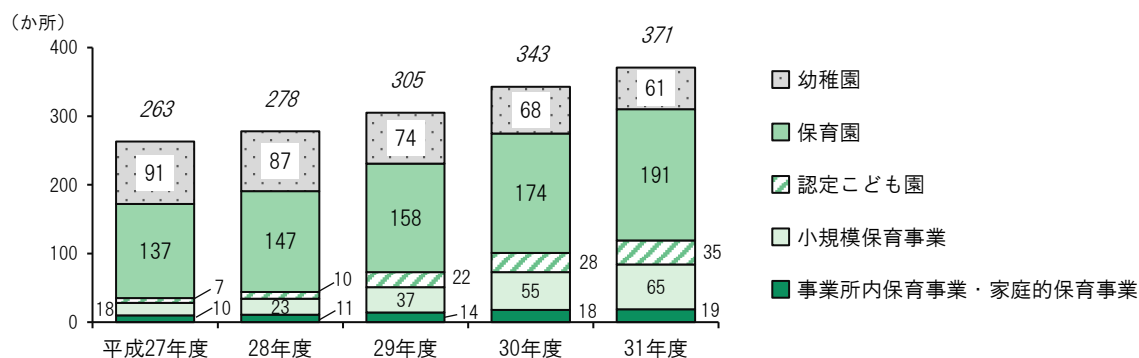
ア 認定こども園、幼稚園、保育園等の利用者数及び園数

- 認定こども園、保育園等の利用者数は増加傾向にあり、平成27年度から平成31年度にかけて、0～2歳児は1,403人増、3～5歳児は1,495人増、合わせて2,898人増となっています（図表1-7-1）。
- 一方、認定こども園への移行などにより、幼稚園の利用者数は、平成27年度から平成31年度にかけて5,235人減となっています。（図表1-7-1）。
- 認定こども園、保育園等の園数は平成27年度から平成31年度にかけて増加が続いており、認定こども園は28か所増、保育園は54か所増、小規模保育事業は47か所増となっています（図表1-7-2）。
- 一方、認定こども園への移行などにより、幼稚園の園数は、平成27年度から平成31年度にかけて30か所減となっています（図表1-7-2）。

▼図表 1-7-1 認定こども園、幼稚園、保育園等利用者数の推移



▼図表 1-7-2 認定こども園、幼稚園、保育園等園数の推移

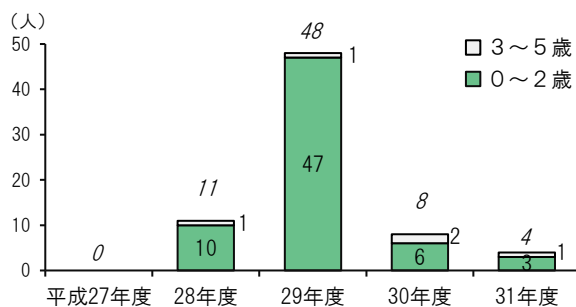


資料：千葉市幼保支援課・幼保運営課調べ（認定こども園、保育園等：各年度4月1日現在、幼稚園：各年度5月1日現在）

イ 認定こども園、保育園等入所待機児童数及び入所待ち児童数

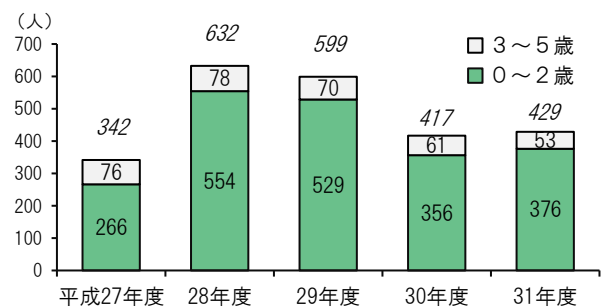
- 認定こども園、保育園等入所待機児童数^{※1}は平成27年度は「ゼロ」でしたが、平成28年度から再び待機児童が発生し、平成29年度は48人となりました。その後は減少し、平成31年4月1日時点で4人となっています（図表1-8-1）。
- 一方、認定こども園、保育園等入所待ち児童数^{※2}は平成27年度は342人でしたが、平成28年度、平成29年度は600人程度に増加しました。平成30年度以降も400人以上が入所待ちとなっており、このうち0～2歳児が85%以上を占めています（図表1-8-2）。

▼図表 1-8-1 認定こども園、保育園等入所待機児童数の推移



資料：千葉市幼保運営課調べ（各年4月1日現在）

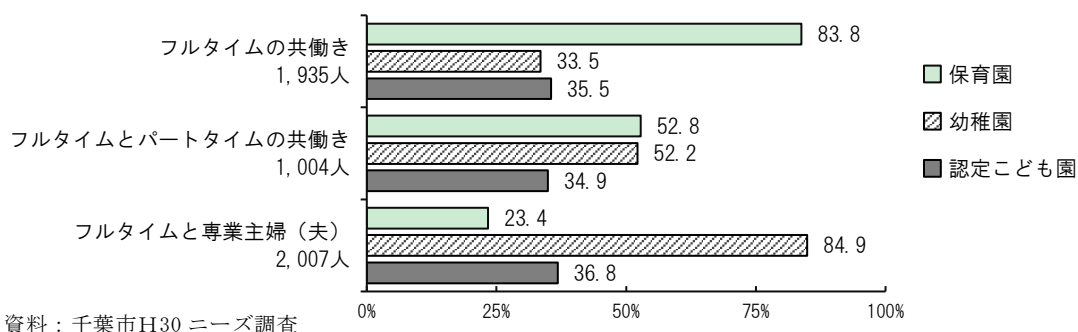
図表 1-8-2 認定こども園、保育園等入所待ち児童数の推移



ウ 保護者の就労状況と認定こども園、幼稚園、保育園の利用希望

- フルタイムの共働き家庭では、83.8%が保育園の利用を希望する一方、幼稚園（33.5%）、認定こども園（35.5%）についても一定の利用希望が見られます（図表1-9）。
- フルタイムとパートタイムの共働き家庭では、保育園（52.8%）と幼稚園（52.2%）の利用希望が概ね同等であり、認定こども園（34.9%）についても一定の利用希望が見られます（図表1-9）。
- 専業主婦（夫）家庭では、84.9%が幼稚園の利用を希望する一方、保育園（23.4%）、認定こども園（36.8%）についても一定の利用希望が見られます（図表1-9）。

▼図表 1-9 保護者の就労状況ごとの認定こども園、幼稚園、保育園等利用希望（複数回答）



資料：千葉市H30 ニーズ調査

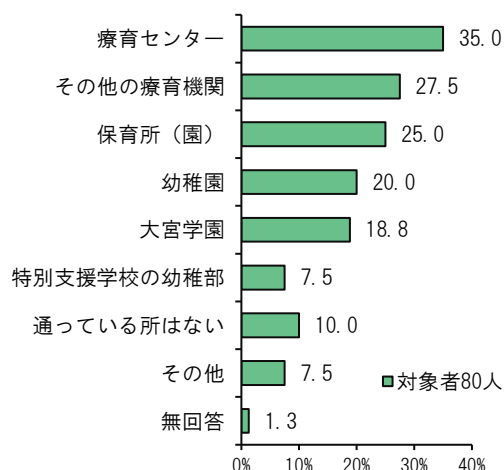
※1 認定こども園、保育園等入所待機児童数：認定こども園、保育園等入所待ち児童数から、本市独自の認定を受けた認可外保育施設（保育ルーム等）等を利用している児童数、他に入所可能な認定こども園、保育園等があるにもかかわらず特定の認定こども園、保育園等への入所を希望し、保護者の私的な理由により入所していない児童数等を除いた数であり、国の基準に則って算出している。

※2 認定こども園、保育園等入所待ち児童数：認定こども園、保育園等を第一希望としており、当該認定こども園、保育園等の入所待ちとなっている児童数をいう。

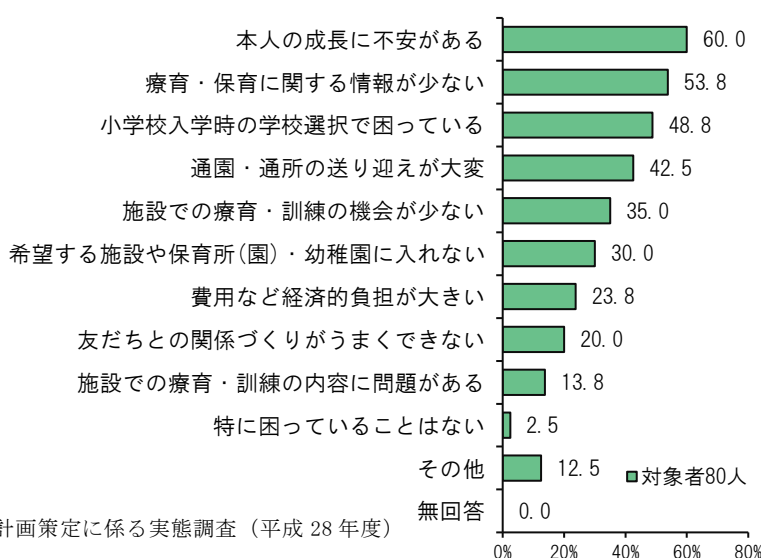
エ 障害児の認定こども園、幼稚園、保育園等の利用状況

- 調査対象の身体障害者手帳・療育手帳を所持している小学校就学前児童の25.0%が「保育所（園）」を、20.0%が「幼稚園」を利用しています（図表1-10-1）。
- 調査対象の身体障害・知的障害のある小学校就学前児童の保護者等の30.0%が、「希望する施設や保育所（園）・幼稚園に入れない」と回答しています（図表1-10-2）。

▼図表 1-10-1 障害児の利用施設等（複数回答）



▼図表 1-10-2 療育・保育について困っていること（困ったこと）（複数回答）

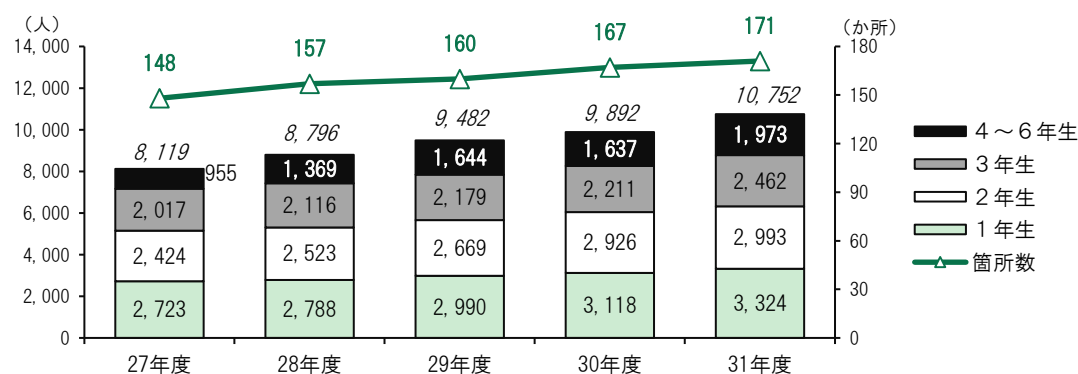


資料：千葉市障害者計画・障害福祉計画策定に係る実態調査（平成28年度）

（5）放課後児童クラブの状況

- 放課後児童クラブ※の利用対象は平成26年度までは原則として小学3年生までの受入れでしたが、児童福祉法の改正により、平成27年度から4年生、平成28年度から5年生、平成29年度から全学年が対象となりました。
- 利用者数は増加しており、平成26年度から平成30年度にかけて2,739人増となっています（図表1-11）。

▼図表 1-11 放課後児童クラブ利用者数・施設数の推移

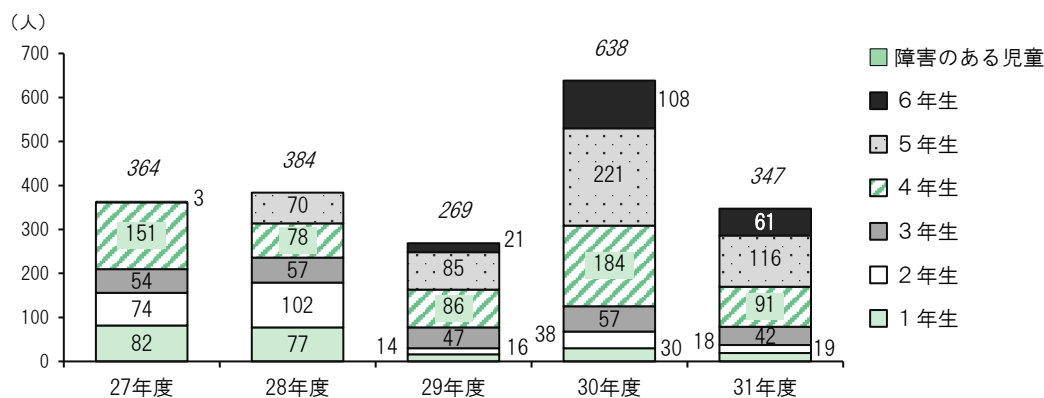


資料：千葉市健全育成課調べ（各年度4月1日現在）

※ 本市の放課後児童クラブは、平成31年4月時点で、市が実施する「子どもルーム」165か所、放課後子ども教室・子どもルーム一体型モデル事業（令和2年度からの本格実施後は「アフタースクール」と称します。）6か所のほかに、民設民営のクラブが8か所ある。本計画では、特段のことわりがない限り、「子どもルーム」と「アフタースクール」について記述している。

- 女性の就労の増加や働き方の多様化、対象年齢の拡大などにより放課後児童クラブの需要は年々高まり、平成30年度には放課後児童クラブ待機児童数※が過去最多の638人となっています。なかでも高学年児童の待機児童数が増加しています（図表1-12）。

▼図表 1-12 放課後児童クラブ待機児童数の推移

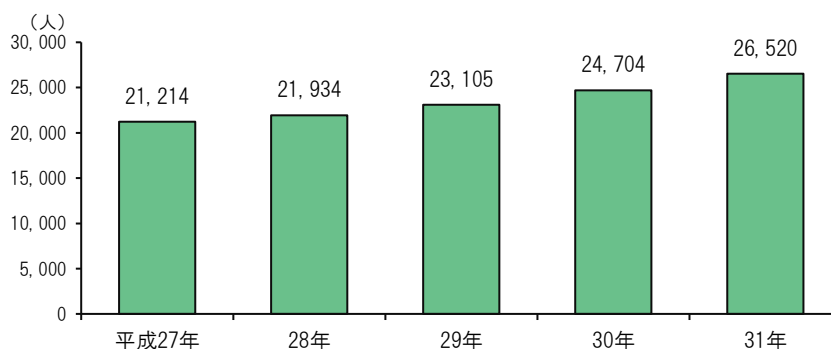


資料：千葉市健全育成課調べ（各年度4月1日現在）
 ※「障害のある児童」は平成26年度5名、平成27年度3名

（6）外国人住民数の状況

- 外国人住民数は増加が続いており、平成27年から平成31年にかけて5,306人の増加となっています（図表1-13）。

▼図表 1-13 外国人住民数の推移



資料：千葉市国際交流課調べ「住民基本台帳法に基づく届出による数字（各年3月末現在）」

※ 放課後児童クラブ待機児童数：子どもルームの利用を希望しているものの、いずれの子どもルームも利用していない児童数をいう。（他のルームを利用できる場合も、待機児童としてカウントする。）

課題

(1) 教育・保育の「量」の確保

- ◎ 本市においても子どもの数は減少傾向が続いており、特に0～2歳の減少が顕著となっています。しかしながら、母親の就労率は上昇しており、今後も教育・保育の需要は高まると考えられ、引き続き受け皿の確保に向けた整備が必要です。
- ◎ 「量」の確保にあたっては、将来、少子化の進行に伴って、保育需要が減少に転じることを念頭に、地域ごとの需要の動向を見極めながら受け皿を整備していく必要があります。
- ◎ 幼稚園の利用を希望する保護者にも、預かり保育へのニーズが一定数あることから、幼稚園における預かり保育への支援、幼稚園から認定こども園への移行に必要な支援が必要となります。

(2) 教育・保育の「質」の向上

- ◎ 量の確保とともに、すべての子どもの健やかな育ちを保障していくためには、発達段階に応じた質の高い教育・保育及び子育て支援が提供されることが重要であり、子どもの育ちを支援する保育士、幼稚園教諭、保育教諭、子どもルーム指導員等の専門性や経験といった資質の向上を図ることが必要です。
- ◎ 幼保連携型認定こども園教育・保育要領、幼稚園教育要領、保育所保育指針が改訂され、小学校への円滑な接続を意識した質の高い幼児教育の提供が求められています。
- ◎ 質・量の確保のためには、人材の確保が重要であり、資格取得の促進や待遇改善等により、人材の確保と離職防止に努める必要があります。

(3) 地域における子ども・子育て支援の充実

- ◎ 核家族化が進み、共働き家庭が増加する中、すべての子育て家庭が、個々の状況に応じた必要な支援を受け、子育ての負担や不安を和らげることができるよう、地域における子ども・子育て支援のさらなる充実が求められます。
- ◎ 放課後児童クラブについては、女性の就労の増加や働き方の多様化、対象年齢の拡大などにより、利用者数が大幅に増加しており、平成30年度には、待機児童が過去最多となる600人を超える状況となったため、地域ごとの需要の動向を見極めつつ、さらなる受入枠の拡大を図る必要があります。
- ◎ 放課後児童クラブにおいても、指導員等の確保とともに質の向上を図ることが重要です。

(4) 特別な支援が必要な子どもへの教育・保育等の提供

- ◎ 「千葉市障害者計画・千葉市障害福祉計画・千葉市障害児福祉計画」と整合を図り、障害のある子どもが円滑に教育・保育を利用できるよう、関係機関と連携し、提供体制を確保する必要があります。
- ◎ そのためには、職員配置等の必要な受入体制を整えるとともに、教育・保育施設等における職員の専門知識や技能の向上を図ることが重要です。
- ◎ 受入施設と市関係部門、専門機関等との連携を強化し、受入施設を支援する体制を

構築するとともに、小学校教育への円滑な接続を図る必要があります。

- ◎ さらに、特定教育・保育施設における医療的ケアが必要な障害のある子どもについて、総合的な支援体制を構築することが求められます。
- ◎ また、国際化の進展に伴い、海外から帰国した子どもや外国人を親に持つ子どもの増加が見込まれるため、教育・保育施設等の利用が円滑にできるよう、支援をする必要があります。

（５）出産・子育て期におけるワーク・ライフ・バランスの推進

- ◎ 父親の子育てへの参加に関する意識は高まりつつあるといわれていますが、依然として主に母親が子育てをしている状況は変わっていません。全国調査では、安心して子どもが持てるようになるためには「希望通り産休や育休が取得できる」「出産後も同じ勤務先で継続して就業できる環境がある」ことが求められています。子どものいる女性では「パートナーの協力・理解が得られる」ことも高い割合となっており、核家族化の中で母親の就労率が上昇し、出産・子育て期における母親の負担が大きくなりストレスを抱えることがないよう、父親の子育てへの関わりをさらに促進していく必要があります。
- ◎ 父親の育児休業の取得率は低く、母親の育児休業の取得率は上昇しているものの、子どもが認定こども園、保育園等に入所する時期に合わせて仕事に復帰していることも考えられます。国においては、育児休業の取得等を推進するための育児・介護休業法の改正、長時間労働を解消する働き方改革など、仕事と家庭生活の両立のための取組を進めているところです。本市においても教育・保育環境の整備や放課後児童クラブの充実を進めてきましたが、子育てと仕事のバランスがとれた多様な働き方ができるよう、育児休業や子どもの看護休暇の取得等を促進するなど、企業における子育て支援の取組みの促進も求められています。

4 目指すべき姿

上記の現状と課題を踏まえ、次に掲げる「理想の姿」の実現を目指し、子ども・子育て支援施策を展開していきます。

- 保護者の就労等の家庭の状況にかかわらず、すべての子どもが、質の高い幼児教育・保育を受けることができること。
- すべての子育て家庭が、それぞれのニーズや状況に合った子ども・子育て支援施策を、円滑に利用することができること。
- 出産・子育て期にある父親・母親が、ともに子育てに関わり、「子育てと仕事の両立」を実現することができること。

5 主な取組内容

1-1 教育・保育の提供（「量の見込み」及び「確保方策」）

今後も高い水準で推移すると見込まれる保育需要に応え、質の高い教育・保育を安定的に提供していくため、子ども・子育て支援法の規定に基づき、計画期間における教育・保育の「量の見込み」（需要量の見込み）及び「確保方策」（需要量の見込みに対する供給量）を定め、教育・保育の計画的な提供体制の確保を図ります。

<「量の見込み」及び「確保方策」の設定にあたって>

■「提供区域」の設定

- ・教育・保育の「量の見込み」及び「確保方策」は、一定の提供区域を定め、当該区域ごとに設定することとされています。
- ・本市は、次の考え方に基づき、「行政区」を教育・保育の提供区域とします。
 - i 行政区は、政令指定都市における最も基本的な地域区分として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件等を勘案して設定されており、市民にとって最も馴染み深く、分かりやすい。
 - ii 市政の基本指針である「新基本計画」のほか、他部門の計画と整合を図ることができる。
 - iii 支給認定などの教育・保育の利用手続きは行政区単位で行う。
 - iv 広域的な利用を含めた需要や今後の需要変動に柔軟に対応することができる。

■「量の見込み」設定に係る基本的な考え方

- ・教育・保育の「量の見込み」は、「千葉市H30 ニーズ調査」の結果を踏まえ、国が定めた統一的な方法に準拠して算出したものです。
- ・「量の見込み」には、小学校就学前児童の保護者の教育・保育に対する利用希望が反映されており、例えば、現在は就労していない保護者が今後希望通りに就労した場合に生じる保育需要などの「潜在的な需要」も含まれています。
- ・この「潜在的な需要」のすべてが、直ちに実際の需要として顕在化するとは限りませんが、本計画では、令和2年度からすべての「潜在的な需要」を「量の見込み」にカウントし、目標値を設定しています。
- ・また、1年間の中で需要は変動しますが、「量の見込み」は、各年度における需要のピークを表しています。

■「確保方策」設定に係る基本的な考え方

- ・計画最終年度の令和6年4月までに、「量の見込み」に対応した教育・保育が提供されるよう、受け皿を拡充していきます。
- ・受け皿の拡充にあたっては、少子化の進行を見据え、主に次の手法により、既存資源を最大限に活用していきます。
 - i 私立幼稚園の認定こども園への移行
私立幼稚園が有する幼児教育のノウハウや優れた施設環境を活かし、0～2歳児を含めた保育を必要とする子どもの受入れを促進します。
 - ii 認可外保育施設の認可化
本市独自の認定を受けた認可外保育施設^{※1}の認可保育園等への移行を促進し、認可基準を満たし、より質の高い保育を提供する施設における、保育を必要とする子どもの受入れを図ります。
 - iii 既存保育園の定員変更・分園設置
保育需要の高い地域に立地する保育園の定員増や分園設置により、保育を必要とする子どもの受入れを図ります。
 - iv 事業所内保育事業における「地域枠」の設定
事業所内保育施設を保有する企業等の協力を得て、従業員の子ども以外の地域の保育を必要とする子どもの受入れを図ります。
- ・上記の既存資源の活用では保育需要の増加に対応できない地域においては、施設等の新設により、保育を必要とする子どもの受入れを図ります。
- ・社会・経済情勢の変化や実際の児童数の推移を的確に反映するため、計画中間年度を目途に、その時点における「量の見込み」及び「確保方策」の妥当性を検証し、必要に応じて、見直しを行うこととします。

■「需給調整」に係る基本的な考え方

- ・新制度においては、教育・保育施設及び地域型保育事業の認可が申請された場合、その内容が客観的な基準^{※2}を満たしていれば、原則として、市は、これを認可することとされています。
- ・ただし、認可することで、供給が需要を上回ることとなる場合は、「需給調整」により、認可しないことができるとされています。
- ・なお、幼稚園及び保育園からの認定こども園移行については、認定こども園が幼稚園及び保育園の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化等によらず柔軟に子どもを受け入れられる施設であることから、供給が需要を上回ることとなる場合も原則として認可することとします。
- ・また、上記の「認可外保育施設の認可化」を推進するため、本市独自の認定を受けた認可外保育施設が認可保育園等に移行する場合には、供給が需要を上回る場合も、原則として認可することとします。
- ・こうした考え方に則り、透明性を確保しつつ、適切な需給調整を行います。

※1 「保育ルーム」及び「先取りプロジェクト認定保育施設」の2類型を独自に認定している。

※2 政令市は、幼保連携型認定こども園、保育園及び地域型保育事業の認可・指導監督権限を有し、これらの施設・事業の認可基準を条例で定めている。

■教育・保育の「量の見込み」及び「確保方策」【全市】

(⇒ 提供区域ごとの「量の見込み」及び「確保方策」はP63に掲載)

【単位】人

年度	認定区分		量の 見込み ①	保育利用 計	確保方策				量の見込 みとの差 ②-①	
					教育・保育 施設	新制度に 移行しない 幼稚園	地域型 保育事業	計②		保育利用 計
令和元年度 (実績)	1号		12,378		3,683	8,695		12,378		0
	2号	教育利用※								
	2号	保育利用	9,821	17,501	10,196			10,196	17,802	375
		1・2歳	6,457		4,945		937	5,882		▲ 575
	3号	0歳	1,223	1,456		268	1,724	501		
	計		29,879		20,280	8,695	1,205	30,180	301	
令和2年度	1号		7,990		3,026	4,964		7,990		0
	2号	教育利用※	2,149		342	1,807		2,149		0
		保育利用	11,330	22,061	10,627			10,627	18,626	▲ 703
	1・2歳	8,938	5,146			1,035	6,181	▲ 2,757		
	3号	0歳	1,793	1,523		295	1,818	25		
	計		32,200		20,664	6,771	1,330	28,765	▲ 3,435	
令和3年度	1号		8,009		3,588	4,421		8,009		0
	2号	教育利用※	2,155		343	1,812		2,155		0
		保育利用	11,359	21,915	10,890			10,890	19,364	▲ 469
	1・2歳	8,730	5,303			1,229	6,532	▲ 2,198		
	3号	0歳	1,826	1,579		363	1,942	116		
	計		32,079		21,703	6,233	1,592	29,528	▲ 2,551	
令和4年度	1号		7,913		4,040	3,873		7,913		0
	2号	教育利用※	2,130		341	1,789		2,130		0
		保育利用	11,231	21,601	11,158			11,158	20,093	▲ 73
	1・2歳	8,600	5,464			1,409	6,873	▲ 1,727		
	3号	0歳	1,770	1,636		426	2,062	292		
	計		31,644		22,639	5,662	1,835	30,136	▲ 1,508	
令和5年度	1号		7,743		4,611	3,132		7,743		0
	2号	教育利用※	2,084		334	1,750		2,084		0
		保育利用	11,006	21,325	11,415			11,415	20,821	409
	1・2歳	8,564	5,618			1,603	7,221	▲ 1,343		
	3号	0歳	1,755	1,691		494	2,185	430		
	計		31,152		23,669	4,882	2,097	30,648	▲ 504	
令和6年度	1号		7,631		4,952	2,679		7,631		0
	2号	教育利用※	2,054		366	1,688		2,054		0
		保育利用	10,849	20,964	11,611			11,611	21,341	762
	1・2歳	8,394	5,736			1,723	7,459	▲ 935※		
	3号	0歳	1,721	1,735		536	2,271	550		
	計		30,649		24,400	4,367	2,259	31,026	377	
保育利用率の目標値								1・2歳	62.4%	
								0歳	26.6%	

※ 2号認定の教育利用は、「保育の必要性の認定（新2号）を受け、一時預かり（預かり保育）等を利用しながら認定こども園、幼稚園を利用する子ども」をいう。

※ 「1・2歳」の令和6年度の量の見込みと確保方策の差については、定員弾力化により、対応する。

1-2 地域子ども・子育て支援事業の提供（「量の見込み」及び「確保方策」）

共働き家庭だけでなく、すべての子育て家庭が、それぞれのニーズや状況に合った支援を受けることができるよう、子ども・子育て支援法の規定に基づき、計画期間における地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」（必要事業量）及び「確保方策」（必要事業量に対する供給量）を定め、各事業の計画的な提供体制の確保を図ります。

<「量の見込み」及び「確保方策」の設定にあたって>

■「提供区域」の設定

- ・地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」及び「確保方策」は、一定の提供区域を定め、当該区域ごとに設定することとされています。
- ・本市は、教育・保育と同様、最も基本的な地域区分である「行政区」を提供区域とします。ただし、事業の性質上、区域設定に馴染まない事業に限り、「全市」を提供区域とします。

■「量の見込み」及び「確保方策」設定に係る基本的な考え方

- ・地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」は、「千葉市H30 ニーズ調査」の結果や各事業の利用実態を踏まえて設定したものであり、一部を除き、国が定めた統一的な方法に準拠して算出しています。
- ・「量の見込み」が現状を上回る事業については、遅くとも計画最終年度の令和6年4月までに、「量の見込み」に対応した事業量が供給されるよう、確保方策を講じていきます。
- ・社会・経済情勢の変化や実際の児童数の推移を的確に反映するため、計画中間年度を目途に、その時点における「量の見込み」及び「確保方策」の妥当性を検証し、必要に応じて、見直しを行うこととします。

■地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」及び「確保方策」【全市】

(⇒ 提供区域ごとの「量の見込み」及び「確保方策」はP70に掲載)

① 放課後児童クラブ

事業概要	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生に対し、授業の終了後に小学校の余剰教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与え、その健全な育成を図る事業		
市事業名	子どもルーム	提供区域	行政区
対象年齢	小学生		
基本的な考え方	・児童数の減少を見据えつつ、利用者増が見込まれる地区においては、受入れ枠の拡大を行う。		

【単位】人

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
低学年	量の見込み①	9,129	9,615	10,111	10,531	10,885
	確保方策②	9,872	10,434	10,748	11,114	11,114
	②-①	743	819	637	583	229
高学年	量の見込み①	2,310	2,351	2,434	2,561	2,704
	確保方策②	2,121	2,489	2,701	2,761	2,761
	②-①	▲ 189	138	267	200	57

※上記には、放課後子ども教室と子どもルームを一体的に運営するアフタースクール事業における人数(共働きの家庭等に限る)を含む。

② 延長保育事業

事業概要	認定こども園、保育園等において、保育認定を受けた子どもに対し通常の利用時間以外の時間に保育を実施する。		
市事業名	延長保育	提供区域	行政区
対象児童	認定こども園、保育園等利用児童		
基本的な考え方	・本事業の供給は、ほぼ全園で事業を実施しているため、基本的には、現状で充足していると考えられる。 ・今後開園する認定こども園、保育園等においても、原則として事業を実施し、量の見込みに対応した事業量を供給していく。		

【単位】人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	9,844	9,707	9,558	9,382	9,236
確保方策②	9,844	9,707	9,558	9,382	9,236
②-①	0	0	0	0	0

③-1 一時預かり事業（幼稚園型）及び幼稚園預かり保育

事業概要	【一時預かり（幼稚園型）】 幼稚園及び認定こども園が、主に在籍している幼児について、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった場合に、当該幼児を一時的に預かり、必要な保護を行う事業 【幼稚園預かり保育】 幼稚園が、教育課程に係る教育時間の前後や休業日などに、地域の実態や保護者の要請に応じて、当該幼稚園の園児のうち希望者を対象に行う教育活動		
市事業名	一時預かり（幼稚園型） 預かり保育	提供区域	行政区
対象者	【一時預かり（幼稚園型）】主に幼稚園に在園する満3歳以上の小学校就学前児童 ※保育認定を有する2歳児を含む。 【幼稚園預かり保育】幼稚園に在園する満3歳以上の小学校就学前児童		
基本的な考え方	・一時預かり（幼稚園型）・幼稚園預かり保育は、量の見込みに対応した事業量とする。		

【単位】延べ利用人数／年

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	不定期利用	77,224	76,892	75,845	73,690	72,576
	定期利用	520,827	519,612	513,134	499,089	490,497
	計①	598,051	596,504	588,979	572,779	563,073
確保方策②		598,051	596,504	588,979	572,779	563,073
②-①		0	0	0	0	0

③-2 一時預かり事業（幼稚園型以外）

事業概要	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、認定こども園、幼稚園、保育園等その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業		
市事業名	一時預かり	提供区域	行政区
対象者	小学校就学前児童		
基本的な考え方	・令和6年度までに段階的に量の見込みに対応した事業量を確保する。		

【単位】延べ利用人数／年

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	不定期利用	35,160	34,685	34,037	33,583	33,148
	定期利用※	65,325	64,585	63,597	62,362	61,386
	計①	100,485	99,270	97,634	95,945	94,534
確保方策②		64,819	72,254	79,689	87,124	94,559
②-①		▲ 35,666	▲ 27,016	▲ 17,945	▲ 8,821	25

④ ファミリー・サポート・センター事業

事業概要	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業		
市事業名	ファミリー・サポート・センター	提供区域	全市
対象者	小学校就学前児童及び小学生		
基本的な考え方	・提供会員が不足している地域において重点的に会員獲得活動を実施するとともに、既存の提供会員の稼働率を上昇させることで、令和6年度までに段階的に量の見込みに対応した事業量を確保する。		

【単位】延べ利用人数／年

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	未就学児	6,216	6,134	6,040	5,948	5,860
	就学児	7,224	7,124	7,033	6,973	6,921
	計①	13,440	13,258	13,073	12,921	12,781
確保方策②		9,022	9,972	10,922	11,872	12,822
②-①		▲ 4,418	▲ 3,286	▲ 2,151	▲ 1,049	41

⑤ 病児保育事業

事業概要	病児・病後児について、病院・保育施設等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行う事業		
市事業名	病児・病後児保育	提供区域	行政区
対象者	小学校就学前児童及び小学校低学年		
基本的な考え方	・既存施設の定員拡大と新設により、令和6年度までに量の見込みに対応した事業量を確保する。		

【単位】延べ利用人数／年

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	13,991	13,834	13,622	13,360	13,151
確保方策②	9,438	10,868	11,440	12,584	13,156
②-①	▲ 4,553	▲ 2,966	▲ 2,182	▲ 776	5

⑥ 地域子育て支援拠点事業

事業概要	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業		
市事業名	子育て支援館、子育てリラックス館、地域子育て支援センター	提供区域	行政区
対象者	小学校就学前児童		
基本的な考え方	・実施施設の受入れに一定の余裕があり、既に量の見込みに対応した事業量を提供しているため、整備は実施しない。		

【単位】量の見込み：延べ利用人数／年、確保方策：か所

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	146,090	143,250	140,497	138,827	137,218
確保方策②	20	20	20	20	20

※国の「基本指針」に基づき、「量の見込み」は0～2歳児について算出。

⑦-1 利用者支援事業（子育て支援コンシェルジュ）

事業概要	子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業		
市事業名	子育て支援コンシェルジュ	提供区域	行政区
対象者	子どもの保護者等		
基本的な考え方	・相談時間の延長や、拠点施設への出張相談回数の増加により市民サービス充足を図るために各区に2人ずつ配置する。		

【単位】か所

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	12	12	12	12	12
確保方策②	7	12	12	12	12
②-①	▲ 5	0	0	0	0

⑦-2 利用者支援事業（母子健康包括支援センター）

事業概要	妊娠届出時に全妊婦へ保健師又は助産師による面接を実施するほか、妊娠・出産・子育ての相談に応じるとともに、保健福祉サービス等の情報提供を行い、関係機関と連携を図りながら安心して子育てができるよう包括的な支援を行う拠点となる事業		
市事業名	母子健康包括支援センター	提供区域	行政区
対象者	妊産婦並びに乳幼児及びその保護者		
基本的な考え方	・保健師又は助産師による妊婦の全数面接が継続できるよう周知を行うほか、専門職員の確保及び資質の向上を図り、令和2年度からの量の見込みに対応した事業量を確保するとともに、妊娠期全般にわたる支援の充実を図る。		

【単位】面接数：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	7,710	7,565	7,421	7,258	7,112
確保方策②	7,710	7,565	7,421	7,258	7,112
②-①	0	0	0	0	0

⑧-1 子育て短期支援事業（短期入所生活援助事業・ショートステイ）

事業概要	保護者の疾病等の理由により、家庭で養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に短期入所させ、必要な保護を行う事業		
市事業名	ショートステイ	提供区域	全市
対象者	18歳未満の子ども		
基本的な考え方	・実施施設における専任職員の配置などに資する取組により、受入れ枠を拡充する。		

【単位】延べ利用人数／年

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	1,116	1,102	1,086	1,071	1,059
確保方策②	855	906	957	1,008	1,059
②-①	▲ 261	▲ 196	▲ 129	▲ 63	0

※国の「基本指針」に基づき、「量の見込み」は11歳までについて算出。

⑧-2 子育て短期支援事業（夜間養護等事業・トワイライトステイ）

事業概要	保護者の就労等の理由により、夜間や休日に家庭で養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等において、必要な保護を行う事業		
市事業名	トワイライトステイ	提供区域	全市
対象者	2歳以上18歳未満の子ども		
基本的な考え方	・実施施設における専任職員の配置などに資する取組により、受入れ枠を拡充する。		

【単位】延べ利用人数／年

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	677	668	659	650	643
確保方策②	638	639	640	641	643
②-①	▲ 39	▲ 29	▲ 19	▲ 9	0

※国の「基本指針」に基づき、「量の見込み」は11歳までについて算出。

⑨ 妊婦健康診査

事業概要	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、医療機関に委託し、妊娠中の健康診査として、健康状態の把握・検査計測・保健指導を行う事業		
市事業名	妊婦健康診査	提供区域	全市
対象者	すべての妊婦		
基本的な考え方	・市ホームページによる広報、母子健康手帳交付時の妊婦健診の説明等の取組により、今後も同程度の受診率を維持し、令和2年度から量の見込みに対応した事業量を確保する。		

【単位】対象者数：人、健診回数：延べ実施回数／年

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
対象者数	量の見込み①	6,722	6,604	6,485	6,346	6,223
	確保方策②	6,722	6,604	6,485	6,346	6,223
	②-①	0	0	0	0	0
健診回数	量の見込み①	73,942	72,642	71,332	69,804	68,449
	確保方策②	73,942	72,642	71,332	69,804	68,449
	②-①	0	0	0	0	0

⑩ 乳児家庭全戸訪問事業

事業概要	生後4か月未満の乳児のいる全家庭に対し、保健師や助産師等が訪問し、健康状態の確認、健康や子育てに関する相談、子育て支援に関する情報提供を行う事業		
市事業名	乳児家庭全戸訪問	提供区域	行政区
対象者	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭		
基本的な考え方	・必要な専門職員を確保して訪問率を維持するとともに、市ホームページによる広報や母子健康手帳交付時などの機会に周知を行い、令和2年度から量の見込みに対応した事業量を確保する。		

【単位】人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	6,156	6,220	6,090	5,982	5,914
確保方策②	6,156	6,220	6,090	5,982	5,914
②-①	0	0	0	0	0

⑪-1 養育支援訪問事業

事業概要	育児不安・育児ストレスや孤立感を抱える家庭や乳幼児健康診査未受診家庭に対し、養育支援員が家庭訪問し、子育ての相談に応じ、乳幼児健康診査の受診勧奨等を実施する事業		
市事業名	養育支援訪問	提供区域	行政区
対象者	養育支援が特に必要な家庭（妊産婦を含む）		
基本的な考え方	・養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を継続していくため、専門職員の確保及び資質の向上を図り、令和2年度から量の見込みに対応した事業量を確保する。		

【単位】人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	1,563	1,542	1,519	1,496	1,472
確保方策②	1,563	1,542	1,519	1,496	1,472
②-①	0	0	0	0	0

⑪-2 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（P120に再掲）

事業概要	要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組みを実施する事業
市事業名	要保護児童対策及びDV防止地域協議会、子ども家庭総合支援拠点事業
対象者	—
基本的な考え方	・区への専門職員配置により、支援内容及び連携の強化を図る。

※本事業は、「基本指針」における「量の見込み」及び「確保方策」設定の対象外。

⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

事業概要	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育等又は特定子ども・子育て支援を受けた場合において、保護者が支払うべき実費徴収に係る費用を助成する事業
市事業名	実費徴収に係る補足給付事業
対象者	①特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業を利用する生活保護受給世帯 ②特定子ども・子育て支援（預かり保育を除く）を提供する幼稚園を利用する市民税所得割額が77,100円以下世帯又は第3子以降世帯
基本的な考え方	①日用品、文房具等の物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等の実費徴収額の一部を補助 ②食事の提供（副食の提供に限る）にかかる実費徴収額の一部を助成

※本事業は、「基本指針」における「量の見込み」及び「確保方策」設定の対象外。

⑬ 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

事業概要	教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業
市事業名	巡回指導、要配慮保育費補助
対象者	【巡回支援】教育・保育施設、地域型保育事業等に新規参入する事業者 【特別支援】認定こども園に在籍する小学校就学前の障害のある子ども（私学助成及び障害児保育の対象とならない者に限る。）
基本的な考え方	【巡回支援】地域型保育事業等に新規参入する事業所に対する巡回支援等を実施。 【特別支援】私学助成及び障害児保育の対象とならない障害のある子どもが在籍する認定こども園に対し、職員の加配に必要な補助を実施。

※本事業は、「基本指針」における「量の見込み」及び「確保方策」設定の対象外。

1-3 認定こども園の普及促進

保護者の就労状況等やその変化によらず、質の高い幼児期の学校教育と保育を総合的に提供するとともに、既存資源を最大限に活用した保育需要への対応を図る観点から、認定こども園の普及を促進します。

また、認定こども園は、園児以外の子どもとその家庭を対象として、育児相談や親子の集いの場を提供することとされており、地域における身近な子育て支援の場を増やすことにもつながります。

1-3-1 私立幼稚園及び民間保育園に対する移行支援

- ① 私立幼稚園及び民間保育園に対して認定こども園の意義について周知すること、認定こども園への移行を希望する事業者からの相談に丁寧に対応すること、認定こども園に移行する際に必要となる費用を助成すること等により認定こども園への円滑な移行を支援します。

(P141 私立幼稚園及び民間保育園に対する認定こども園移行支援、認定こども園移行のための施設整備・改修補助)

1-3-2 保護者に対する普及啓発

- ① 公立・民間の認定こども園における実践例を踏まえつつ、保護者等に対する周知・広報を行い、認定こども園の意義や子どもにとってのメリットの浸透を図ります。

(P141 認定こども園に関する保護者に対する普及啓発)

1-4 幼児教育・保育と小学校教育との円滑な接続（幼保小連携）

幼児期における教育・保育から小学校教育への円滑な接続を図り、子どもの発達や学びの連続性・一貫性を確保するため、幼・保と小学校との連携（幼保小連携）を推進します。

1-4-1 幼保小間の交流の促進

- ① 「千葉市幼・保・小関連教育推進協議会」における推進指定校を中心としたモデル事業の実施により、認定こども園、幼稚園、保育園と小学校における子ども同士の交流や、職員同士の交流を促進します。

（P141 千葉市幼・保・小関連教育推進協議会の実施）

1-4-2 幼保小連携・接続の推進

- ① 「アプローチカリキュラム」の普及を進めるとともに、幼保小の連携・交流活動の定着化・活性化を図るほか、家庭と保護者に対する啓発・支援を行います。

（P141 幼保小連携・接続の推進）

1-5 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保 新規

- ① 幼児教育・保育の無償化において、保護者の利便性を向上するため、可能な限り施設を通じて保護者への周知や申請書等の取りまとめを行うほか、幼稚園や認可外保育施設等については、年4回の給付（幼稚園の入園料、保育料については、代理受領、その他は償還払い）を実施します。また、無償化の実施状況を踏まえ、施設や保護者の事務負担軽減や利便性向上のため、給付方法について検討します。

（P141 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保）

1-6 教育・保育等の「質」の確保・向上

幼児期における教育・保育が、子どもたちの生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることを踏まえ、「量」の拡充と並行して、教育・保育の「質」の確保・向上を図ります。

また、女性の就労の増加や働き方の多様化、対象年齢の拡大などにより需要が高まっている放課後児童クラブについても、「量」の拡充と並行して、保育の「質」の確保・向上を図ります。

1-6-1 教育・保育人材の資質の向上

- ① 公立保育所（認定こども園を含む）における職種別研修や非常勤職員に対する計画的な研修を実施し、必要な知識や技能の習得を促進します。

（P141 公立保育所職員研修事業）

- ② 教育・保育関係団体が会員を対象として開催する研修の実施を支援し、必要な知識や技能の習得を促進します。

（P141・142 千葉市保育協議会保育所保育士等研修委託事業、千葉市民間保育園協議会研修補助事業、千葉市幼稚園協会研修等補助事業）

- ③ 施設の種別を超えた合同研修を実施し、教育・保育の質の向上を図るとともに、職員間の交流や知識・ノウハウの共有を促進します。

（P142 保育園・幼稚園等合同研修事業）

- ④ 教育・保育人材の自己評価を通じて、資質の向上を図ります。

（P142 教育・保育人材の自己評価の実施）

- ⑤ 教育・保育関係団体非加盟園、地域型保育事業、認可外保育施設等の職員に対する研修の機会を創出し、受講を促進します。

（P141・142 教育・保育関係団体非加盟園等に対する研修機会の創出、千葉市保育協議会保育所保育士等研修委託事業）

- ⑥ 教育・保育人材の資質向上、離職防止、人材確保等のための拠点づくりについて検討・実施します。

（P142 教育・保育人材の資質向上等のための拠点づくり）

新規

事業名	教育・保育人材の資質向上等のための拠点づくり				所管課	幼保運営課
現状	実施内容・目標値					
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
未実施	実施内容検討	実施	継続実施	継続実施	継続実施	

- ⑦ 上記の他、相互連携協定を提携した市内の短期大学と連携し、教育・保育人材の資質向上策を検討します。

（P142 市内短期大学との連携による教育・保育人材の質向上策の検討）

1-6-2 教育・保育人材の確保

- ① 幼保連携型認定こども園に配置する「保育教諭※¹」を確保するため、保育士資格と幼稚園教諭免許状の併有を促進します。

(P142 保育教諭確保のための保育士資格取得補助事業、保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得補助事業)

- ② 認可外保育施設の認可化にあたり、職員の保育士資格取得を促進します。

(P142 認可外保育施設保育士資格取得支援事業)

- ③ いわゆる「潜在保育士※²」等の市内の認定こども園、保育園等への再就職支援策を検討・実施します。

(P142 「潜在保育士」等の市内の認定こども園、保育園等への再就職支援)

拡充

事業名	「潜在保育士」等の市内の認定こども園、 保育園等への再就職支援				所管課	幼保運営課
現状	実施内容・目標値					
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
研修等実施	実施内容再検討	実施	継続実施	継続実施	継続実施	

- ④ 県内外の幼稚園教諭・保育士養成施設の在校生・卒業生に対するPR活動を強化し、市内の認定こども園、幼稚園、保育園等への就職を促進します。

(P142 幼稚園教諭・保育士養成施設に対する採用PR)

- ⑤ 市内の認定こども園、保育園等に就労（内定含む）の保育士資格保有者、市内の子どもルームに就労（内定含む）する指導員について、認定こども園、保育園等利用選考における優先度を高め、保育現場への就労を促進します。

(P142 市内認定こども園、保育園等に勤務する保育士資格保有者の保育園等の優先利用)

- ⑥ 「子育て支援員※³」制度の活用により、子育て経験豊かな世代等を活用して、認定こども園、保育園等に従事する人材の確保を図ります。

(P142 子育て支援員による人材確保)

- ⑦ 認定こども園、保育園等に勤務する職員の出産や疾病等による離職を抑制するとともに、当該職員が休暇を取得している間の施設の負担を軽減するため、代替職員の雇用を支援します。

(P143 産休代替職員補助事業)

※¹ 幼保連携型認定こども園において教育・保育に従事する職員で、幼稚園教諭免許状と保育士資格の両方の免許・資格を有する必要がある。改正認定こども園法施行後10年間に限り、幼稚園教諭免許状か保育士資格のいずれかを有していれば、保育教諭となることができる経過措置が設けられている。

※² 保育士として働いていない保育士資格保有者をいい、保育士としての勤務経験のない者も含む。

※³ 子育て経験豊かな主婦等を小規模保育事業、家庭的保育事業、放課後児童クラブ等に従事する人材として活用するため、必要な研修を修了した者を認定する制度。

- ⑧ 保育士等宿舍借り上げ支援、保育士等給与改善事業の実施による待遇改善により、保育士等の確保、離職防止を図ります。

(P143 保育士等宿舍借り上げ支援事業、保育士等給与改善事業)

- ⑨ 千葉市社会福祉協議会を通じ、指定保育士養成施設に就学するための資金の貸し付けや幼稚園教諭・保育士の就職準備金の貸し付けなどの人材確保促進策を実施します。

(P143 就学資金貸付、保育補助者雇上げ費貸付、保育料一部貸付、就職準備金貸付)

- ⑩ 千葉労働局・ハローワークとの「千葉市雇用対策協定」を推進し、教育・保育人材の確保を図ります。

(P143 協定に基づく相互協力)

- ⑪ 教育・保育人材の資質向上、離職防止、人材確保等のための拠点づくりについて検討します。(P54再掲)

(P142 教育・保育人材の資質向上等のための拠点づくり)

- ⑫ 上記のほか、相互連携協定を提携した市内の短期大学と連携し、教育・保育人材の確保策を検討します。(P54再掲)

(P143 市内短期大学との連携による教育・保育人材の確保策の検討)

1-6-3 市による認可・指導監査等を通じた教育・保育の質の確保・向上

- ① 認定こども園、保育園において、1・2歳児に係る職員配置基準を国基準の6：1から5：1に上乗せすることにより、児童の処遇の向上を図ります。

(P143 1・2歳児に係る職員配置の上乗せ)

- ② 認定こども園、保育園等の認可等にあたり、外部の専門家・有識者^{※1}による審査を行い、適切な施設運営の確保を図ります。

(P143 認可にあたっての外部の専門家・有識者による審査)

- ③ 認定こども園、保育園等に対する定期的な監査や市嘱託職員等による巡回指導を実施し、適切な運営の確保を図ります。

(P143 施設に対する定期監査、施設に対する巡回指導)

1-6-4 運営に関する評価を通じた教育・保育の質の確保・向上

- ① 認定こども園、保育園等における運営に関する評価^{※2}の実施を促進し、適切な運営の確保を図ります。

(P143 運営に関する自己評価の実施、運営に関する関係者評価・第三者評価の実施促進)

※1 幼児教育・保育に係る有識者、公認会計士等で構成される社会福祉審議会児童福祉専門分科会設置認可部会。

※2 運営に関する評価には、①自己評価（教育・保育施設等が自ら行う評価）、②関係者評価（保護者等の関係者が行う評価）、③第三者評価（外部の専門家による評価）の3種類があり、認定こども園、幼稚園、保育園等には、①は実施義務、②及び③は努力義務が課せられている。

1-6-5 保育環境の改善等による質の向上 **新規**

- ① 民間認定こども園、保育園に国配置基準を超えた職員配置が可能となるよう、助成を行います。

(P143 保育士等配置基準改善事業)

- ② 認定こども園、保育園等におけるICT化を進めるなど、保育士等が保育にいっそう注力できる環境を整えます。

(P143・144 認定こども園、保育園等におけるICT化推進事業、公立保育所への保育業務支援システムの導入、事故防止推進事業)

- ③ 認定こども園、保育園等における外国人児童（保護者）やアレルギー児などに対応するための保育補助者（通訳等）の配置について検討・実施します。

(P144 認定こども園、保育園等における外国人児童・アレルギー児等への対応のための保育補助者の配置)

新規

事業名	外国人児童・アレルギー児等への対応のための保育補助者の配置				所管課	幼保運営課
現状	実施内容・目標値					
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
未実施	実施内容検討	実施	継続実施	継続実施	継続実施	

- ④ 良好な保育環境・労働環境を確保するため、老朽化した認定こども園、保育園の改築等について検討・実施します。

(P144 認定こども園、保育園の老朽化対策)

新規

事業名	認定こども園、保育園の老朽化対策				所管課	幼保支援課
現状	実施内容・目標値					
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
一部実施	実施内容検討	実施	継続実施	継続実施	継続実施	

1-6-6 放課後児童クラブにおける「質」の確保・向上

- ① 指導員及び補助指導員に対する計画的な研修を実施し、必要な知識や技能の習得を促進します。

(P144 子どもルーム指導員及び補助指導員研修)

- ② 保育士資格や小中学校等教諭免許状の保有者等に対する積極的な採用PRを行い、指導員の確保を図ります。

(P144 保育士資格・小中学校等教諭免許状保有者に対する採用PRによる子どもルーム指導員の確保)

- ③ 子育て経験豊かな主婦等に対する積極的な採用PRを行い、補助指導員の確保を図ります。

(P144 主婦等に対する採用PRによる子どもルーム補助指導員の確保)

- ④ 子どもルームに対する定期的な巡回指導を行うとともに、民間クラブに対して必要に応じて立ち入りを行うなど、適切な運営の確保を図ります。

(P144 子どもルームに対する定期巡回指導等)

- ⑤ 保育士、子どもルーム指導員等を父母にもつ児童に対し、入所審査の際に加点することで優遇し、保育士、指導員等の不足への対策を図ります。

(P144 保育士、子どもルーム指導員等を父母にもつ児童の子どもルームへの入所優遇)

- ⑥ 子どもルーム指導員の処遇改善を行うことにより、指導員の離職防止を図るとともに、新規指導員の採用を促すことで、慢性的に不足している指導員を確保します。

(P144 子どもルーム指導員給与の改善)

新規

事業名	子どもルーム指導員給与の改善				所管課	健全育成課
現状	実施内容・目標値					
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
未実施	実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	

- ⑦ ⑥の方策にあわせて、さらなる指導員の確保を図るため、民間事業者への委託の拡大を実施します。

(P144 民間事業者への委託拡大の検討)

拡充

事業名	民間事業者への委託拡大の検討				所管課	健全育成課
現状	実施内容・目標値					
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
14 か所	23 か所	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	

- ⑧ 民間事業者による放課後児童クラブ（学童保育）の運営に対して補助金を交付し、各事業者による特色ある保育により多様な利用者ニーズへ対応していきます。

(P144 民間事業者への運営費等の補助)

拡充

事業名	民間事業者への運営費等の補助				所管課	健全育成課
現状	実施内容・目標値					
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
9 か所	13 か所	13 か所	13 か所	15 か所	15 か所	

- ⑨ 民間事業者が、より広範囲の地区や多様なニーズの受け皿になることができるよう送迎補助などの多様な補助メニューを検討・実施します。

(P144 送迎補助などの多様な補助メニューの検討)

新規

事業名	送迎補助などの多様な補助メニューの検討				所管課	健全育成課
現状	実施内容・目標値					
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
未実施	実施内容検討	実施内容検討	実施	継続実施	継続実施	

- ⑩ 入退所管理システムの導入、学校敷地外の子どもルームへのAEDの設置により、利用児童の安全・安心を確保します。

(P144・145 入退所管理システムの導入、学校敷地外の子どもルームへのAEDの設置)

新規

事業名	入退所管理システムの導入				所管課	健全育成課
現状	実施内容・目標値					
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
未実施	実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	

新規

事業名	学校敷地外の子どもルームへのAEDの設置				所管課	健全育成課
現状	実施内容・目標値					
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
未実施	実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	

- ⑪ 全学年を対象とした子どもルームの整備による高学年ルームの解消や施設改善のための改修などにより、保育環境の向上を図ります。

(P145 子どもルームの環境改善)

- ⑫ 子どもルームを利用する児童に対して、学習できる環境を整えるなどして、学習機会を提供します。

(P145 子どもルーム利用児童への学習機会の提供)

新規

事業名	子どもルーム利用児童への学習機会の提供				所管課	健全育成課
現状	実施内容・目標値					
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
未実施	実施内容検討	実施内容検討	実施	継続実施	継続実施	

- ⑬ 共働き家庭等の児童を含む希望するすべての児童が放課後子ども教室の活動プログラムに参加できるよう、子どもルームの児童が参加する共通プログラムの実施にあたっては、放課後子ども教室と子どもルームで連携を図ります。(第6章に再掲)

- ⑭ 放課後子ども教室と子どもルームの運営を一体的に行い、放課後に希望するすべての児童を対象に「安全・安心に過ごせる居場所」と「学びのきっかけ」を提供する放課後子ども教室・子どもルーム一体型モデル事業を、アフタースクール事業として本格実施します。（第6章に再掲）

1-7 特別な支援が必要な子どもへの教育・保育等の提供

障害のある子どもに集団生活の場を提供し、心身の発達や社会生活に必要な基礎的能力を養うことの重要性及び外国につながる幼児の増加が見込まれることを踏まえ、特別な支援が必要な子どもが認定こども園、幼稚園、保育園等、放課後児童クラブを円滑に利用できる体制の確保を図ります。

1-7-1 認定こども園、幼稚園、保育園等における障害のある子どもの受入れ

- ① 必要な職員配置等に対する支援を行い、原則としてすべての認定こども園、保育園等において、障害のある子どもの受入れが可能な体制を整えるとともに、私立幼稚園における障害のある子どもの受入れを促進します。

（P145 障害児保育の実施、障害児保育・特別支援教育補助、私立幼稚園特別支援教育事業補助）

- ② 千葉県保育園における医療的ケア実施ガイドラインを活用するほか、居宅訪問型保育の実施を検討するなど、認定こども園、保育園等における医療的ケアが必要な障害のある子どもの受入れを促進します。

（P145 認定こども園、保育園等における医療的ケアが必要な障害のある子どもへの対応）

拡充

事業名	認定こども園、保育園等における医療的ケアが必要な障害のある子どもへの対応				所管課	幼保運営課
現状	実施内容・目標値					
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
実施	促進内容検討	促進内容検討	促進	促進	促進	

1-7-2 放課後児童クラブにおける障害のある子どもの受入れ

- ① 原則として、すべての放課後児童クラブにおいて、障害のある子どもの受入れが可能な体制を整えます。

（P145 放課後児童クラブにおける障害のある子どもの受入れ）

1-7-3 障害児保育・特別支援教育に関する知識や技能の向上

- ① すべての認定こども園、幼稚園、保育園等が参加可能な研修を実施するとともに、関係団体における研修の実施を支援し、障害児保育・特別支援教育に関する専門知識の習得や技能の向上を図ります。

（P145 障害児保育・特別支援教育に関する研修）

1-7-4 障害児保育・特別支援教育実施施設等に対する支援

- ① 障害児保育・特別支援教育を実施する認定こども園、幼稚園、保育園等を市嘱託職員が巡回し、障害のある子どもの経過観察、職員への助言・指導等を行います。

(P145 障害児保育等に係る巡回相談)

- ② 専門知識を有する相談員が認定こども園、幼稚園、保育園等を巡回し、施設職員や保護者等に対し、発達障害の疑いのある児童の早期発見・早期対応のための助言等を行います。

(P145 発達障害等に関する巡回相談員整備事業)

1-7-5 外国につながる子どもへの支援 新規

- ① 認定こども園、保育園等における外国人児童（保護者）やアレルギー児などに対応するための保育補助者（通訳等）の配置について検討・実施します。（P57再掲）

(P146 認定こども園、保育園等における外国人児童・アレルギー児等への対応のための保育補助者の配置)

- ② 子どもルームにおける外国人児童（保護者）との円滑なコミュニケーションを図るため、必要に応じて印刷物の翻訳や通訳等の対応を検討します。

(P146 子どもルームにおける外国人児童（保護者）への対応)

- ③ 多言語による各種情報の提供や日本語学習支援、生活相談等を行い、外国人市民が安心・安全に暮らすために必要な支援を充実させます。

(P146 生活ガイドブックの発行、日本語学習支援、国際交流プラザでの生活相談)

1-8 出産・子育て期におけるワーク・ライフ・バランスの推進

父親・母親がともに子育てに関わり、「子育てと仕事の両立」を実現することができる環境を整え、出産・子育て期におけるワーク・ライフ・バランスを推進します。

1-8-1 ワーク・ライフ・バランスの推進に係る普及・啓発

- ① 市民や家庭を対象とした講座やセミナーを開催するほか、啓発冊子の活用等により、ワーク・ライフ・バランスについて幅広く普及・啓発を図ります。

(P146 ワーク・ライフ・バランスに係る普及啓発)

1-8-2 男性の子育てへの関わりの促進

- ① 男性が育児休業を取得しやすい職場環境づくりの機運を高めるため、特に育児休業の取得が困難とされる中小企業における育児休業の取得を促進します。

(P146 男性の育児休業取得促進奨励金)

- ② 男性の子育てを支援するため、他団体等とも連携し、男性の家事・育児に関する講座や、「イクメン」を応援するイベントを開催します。また、インターネットも活用し、育児に関わる父親同士のネットワークづくりを促進します。

(P146 男性の子育て支援事業)

- ③ 妊娠・出産・育児に関する男性に向けた啓発冊子を作成し、男性が早くから父親としての自覚を持ち、母親の出産後、積極的に育児に関わることができるよう支援します。

(P146 イクメンハンドブック)

- ④ これから父親・母親になる方を対象として、お産や母乳についての講義や行政サービスの紹介のほか、妊娠中から産後の母親の心と体の変化に合わせた父親のサポート等、子育てを協力して行うことについて講義を行い、父親の育児への積極的な関わりを支援します。

(P146 土日開催の両親学級、子育て支援拠点施設における父親の子育て支援、男性の子育て支援に関する講座の開催)

1-8-3 子育てと仕事の両立のための基盤整備

- ① 「確保方策」に基づき、教育・保育や放課後児童クラブの「量」の拡充を図り、子育てと仕事の両立を支援します。
- ② 保護者が育児休業を希望どおりに取得した上で、職場に復帰する際に円滑に保育を利用することができるよう、特に、0～2歳児の保育の受け皿の拡充を図ります。
- ③ 働き方の多様化に伴うさまざまな保育需要に対応するため、延長保育、休日・夜間保育のほか、一時預かり、病児・病後児保育などの充実を図り、子育てと仕事の両立を支援します。

(P146 休日保育事業、夜間保育事業)

- ④ 保育の開始を生後57日目に前倒しして子どもを預かる「産休明け保育」を実施し、産休明けに早期に職場復帰する必要がある母親の子育てと仕事の両立を支援します。

(P147 産休明け保育事業)

6 「量の見込み」及び「確保方策」（提供区域ごと）

（１）教育・保育

【中央区】

【単位】人

年度	認定区分		量の 見込み ①	保育利用 計	確保方策				量の見込 みとの差 ②-①	
					教育・保育 施設	新制度に 移行しない 幼稚園	地域型 保育事業	計②		保育利用 計
令和元年度（実績）	1号		2,304		1,450	854		2,304		0
	2号	教育利用※								
	保育利用		2,075	3,849	2,115		2,115	3,964	40	
	3号	1・2歳	1,451		1,063		351		1,414	▲ 37
	0歳		323		326		109		435	112
	計		6,153		4,954	854	460	6,268		115
令和2年度	1号		1,486		1,176	310		1,486		0
	2号	教育利用※	400		64	336		400		0
	保育利用		2,390	4,874	2,244		2,244	4,178	▲ 146	
	3号	1・2歳	2,011		1,126		351		1,477	▲ 534
	0歳		473		348		109		457	▲ 16
	計		6,760		4,958	646	460	6,064		▲ 696
令和3年度	1号		1,490		1,176	314		1,490		0
	2号	教育利用※	401		64	337		401		0
	保育利用		2,397	4,843	2,267		2,267	4,268	▲ 130	
	3号	1・2歳	1,964		1,139		388		1,527	▲ 437
	0歳		482		352		122		474	▲ 8
	計		6,734		4,998	651	510	6,159		▲ 575
令和4年度	1号		1,472		1,176	296		1,472		0
	2号	教育利用※	396		63	333		396		0
	保育利用		2,370	4,772	2,323		2,323	4,410	▲ 47	
	3号	1・2歳	1,935		1,172		420		1,592	▲ 343
	0歳		467		362		133		495	28
	計		6,640		5,096	629	553	6,278		▲ 362
令和5年度	1号		1,440		1,178	262		1,440		0
	2号	教育利用※	388		62	326		388		0
	保育利用		2,322	4,712	2,377		2,377	4,547	55	
	3号	1・2歳	1,927		1,205		448		1,653	▲ 274
	0歳		463		374		143		517	54
	計		6,540		5,196	588	591	6,375		▲ 165
令和6年度	1号		1,419		1,179	240		1,419		0
	2号	教育利用※	382		61	321		382		0
	保育利用		2,289	4,633	2,431		2,431	4,677	142	
	3号	1・2歳	1,889		1,238		471		1,709	▲ 180※
	0歳		455		386		151		537	82
	計		6,434		5,295	561	622	6,478		44
	保育利用率の目標値								1・2歳	58.7%
0歳									28.5%	

※ 2号認定の教育利用は、「保育の必要性の認定（新2号）を受け、一時預かり（預かり保育）等を利用しながら認定こども園、幼稚園を利用する子ども」をいう。

※ 「1・2歳」の令和6年度の量の見込みと確保方策の差については、定員弾力化により、対応する。

【花見川区】

【単位】人

年度	認定区分		量の 見込み ①	保育利用 計	確保方策				量の見込 みとの差 ②-①	
					教育・保育 施設	新制度に 移行しない 幼稚園	地域型 保育事業	計②		保育利用 計
令和元年度（実績）	1号		2,062		245	1,817		2,062		0
	2号	教育利用※								
		保育利用	2,694	1,618		1,618	2,848	220		
	3号	1・2歳		743		194		937	▲ 150	
		0歳		236		57		293	84	
	計		4,756		2,842	1,817	251	4,910		154
令和2年度	1号		1,334		460	874		1,334		0
	2号	教育利用※	359		57	302		359		0
		保育利用	1,609	3,418	1,722			1,722	3,047	113
	3号	1・2歳	1,502		787		223	1,010		▲ 492
		0歳	307		251		64	315		8
	計		5,111		3,277	1,176	287	4,740		▲ 371
令和3年度	1号		1,338		572	766		1,338		0
	2号	教育利用※	360		57	303		360		0
		保育利用	1,613	3,392	1,749			1,749	3,159	136
	3号	1・2歳	1,467		803		269	1,072		▲ 395
		0歳	312		258		80	338		26
	計		5,090		3,439	1,069	349	4,857		▲ 233
令和4年度	1号		1,322		685	637		1,322		0
	2号	教育利用※	356		57	299		356		0
		保育利用	1,595	3,343	1,755			1,755	3,226	160
	3号	1・2歳	1,445		806		311	1,117		▲ 328
		0歳	303		259		95	354		51
	計		5,021		3,562	936	406	4,904		▲ 117
令和5年度	1号		1,293		799	494		1,293		0
	2号	教育利用※	348		56	292		348		0
		保育利用	1,563	3,302	1,784			1,784	3,326	221
	3号	1・2歳	1,439		822		348	1,170		▲ 269
		0歳	300		264		108	372		72
	計		4,943		3,725	786	456	4,967		24
令和6年度	1号		1,274		912	362		1,274		0
	2号	教育利用※	343		61	282		343		0
		保育利用	1,540	3,244	1,790			1,790	3,379	250
	3号	1・2歳	1,410		825		380	1,205		▲ 205※
		0歳	294		265		119	384		90
	計		4,861		3,853	644	499	4,996		135
	保育利用率の目標値								1・2歳	62.7%
0歳									27.1%	

※ 2号認定の教育利用は、「保育の必要性の認定（新2号）を受け、一時預かり（預かり保育）等を利用しながら認定こども園、幼稚園を利用する子ども」をいう。

※ 「1・2歳」の令和6年度の量の見込みと確保方策の差については、定員弾力化により、対応する。

【稲毛区】

【単位】人

年度	認定区分		量の 見込み ①	保育利用 計	確保方策				量の見込 みとの差 ②-①	
					教育・保育 施設	新制度に 移行しない 幼稚園	地域型 保育事業	計②		
令和元年度（実績）	1号		1,959		489	1,470		1,959		0
	2号	教育利用※								
		保育利用	2,986	1,699			1,699	2,949	2	
	3号	1・2歳		853		111	964		▲ 138	
		0歳		245		41	286		99	
	計		4,945		3,286	1,470	152	4,908	▲ 37	
令和2年度	1号		1,262		369	893		1,262		0
	2号	教育利用※	339		54	285		339		0
		保育利用	1,960	3,762	1,769			1,769	3,061	▲ 191
	3号	1・2歳	1,528		889		111	1,000		▲ 528
		0歳	274		251		41	292		18
	計		5,363		3,332	1,178	152	4,662	▲ 701	
令和3年度	1号		1,265		481	784		1,265		0
	2号	教育利用※	340		54	286		340		0
		保育利用	1,965	3,737	1,823			1,823	3,210	▲ 142
	3号	1・2歳	1,493		922		148	1,070		▲ 423
		0歳	279		263		54	317		38
	計		5,342		3,543	1,070	202	4,815	▲ 527	
令和4年度	1号		1,250		482	768		1,250		0
	2号	教育利用※	336		54	282		336		0
		保育利用	1,943	3,684	1,877			1,877	3,340	▲ 66
	3号	1・2歳	1,470		955		171	1,126		▲ 344
		0歳	271		275		62	337		66
	計		5,270		3,643	1,050	233	4,926	▲ 344	
令和5年度	1号		1,224		708	516		1,224		0
	2号	教育利用※	329		53	276		329		0
		保育利用	1,904	3,637	1,961			1,961	3,580	57
	3号	1・2歳	1,464		1,008		231	1,239		▲ 225
		0歳	269		297		83	380		111
	計		5,190		4,027	792	314	5,133	▲ 57	
令和6年度	1号		1,206		708	498		1,206		0
	2号	教育利用※	325		61	264		325		0
		保育利用	1,877	3,575	1,984			1,984	3,620	107
	3号	1・2歳	1,435		1,021		231	1,252		▲ 183※
		0歳	263		301		83	384		121
	計		5,106		4,075	762	314	5,151	45	
	保育利用率の目標値								1・2歳	63.8%
0歳									23.9%	

※ 2号認定の教育利用は、「保育の必要性の認定（新2号）を受け、一時預かり（預かり保育）等を利用しながら認定こども園、幼稚園を利用する子ども」をいう。

※ 「1・2歳」の令和6年度の量の見込みと確保方策の差については、定員弾力化により、対応する。

【若葉区】

【単位】人

年度	認定区分		量の 見込み ①	保育利用 計	確保方策				量の見込 みとの差 ②-①	
					教育・保育 施設	新制度に 移行しない 幼稚園	地域型 保育事業	計②		保育利用 計
令和元年度（実績）	1号		1, 878		156	1, 722		1, 878		0
	2号	教育利用※								
		保育利用	1, 368	2, 329	1, 441		1, 441	2, 395	73	
	3号	1・2歳	803		659		86		745	▲ 58
		0歳	158		188		21		209	51
	計		4, 207		2, 444	1, 722	107	4, 273		66
令和2年度	1号		1, 215		83	1, 132		1, 215		0
	2号	教育利用※	327		52	275		327		0
		保育利用	1, 575	2, 914	1, 441		1, 441	2, 396	▲ 134	
	3号	1・2歳	1, 108		659		87		746	▲ 362
		0歳	231		188		21		209	▲ 22
	計		4, 456		2, 423	1, 407	108	3, 938		▲ 518
令和3年度	1号		1, 217		308	909		1, 217		0
	2号	教育利用※	328		52	276		328		0
		保育利用	1, 579	2, 898	1, 492		1, 492	2, 504	▲ 87	
	3号	1・2歳	1, 083		688		101		789	▲ 294
		0歳	236		197		26		223	▲ 13
	計		4, 443		2, 737	1, 185	127	4, 049		▲ 394
令和4年度	1号		1, 203		533	670		1, 203		0
	2号	教育利用※	324		52	272		324		0
		保育利用	1, 561	2, 856	1, 549		1, 549	2, 665	▲ 12	
	3号	1・2歳	1, 067		720		147		867	▲ 200
		0歳	228		207		42		249	21
	計		4, 383		3, 061	942	189	4, 192		▲ 191
令和5年度	1号		1, 177		759	418		1, 177		0
	2号	教育利用※	317		51	266		317		0
		保育利用	1, 530	2, 818	1, 567		1, 567	2, 726	37	
	3号	1・2歳	1, 062		729		170		899	▲ 163
		0歳	226		210		50		260	34
	計		4, 312		3, 316	684	220	4, 220		▲ 92
令和6年度	1号		1, 160		760	400		1, 160		0
	2号	教育利用※	312		61	251		312		0
		保育利用	1, 508	2, 771	1, 600		1, 600	2, 835	92	
	3号	1・2歳	1, 041		749		207		956	▲ 85※
		0歳	222		216		63		279	57
	計		4, 243		3, 386	651	270	4, 307		64
	保育利用率の目標値								1・2歳	58.3%
0歳									25.7%	

※ 2号認定の教育利用は、「保育の必要性の認定（新2号）を受け、一時預かり（預かり保育）等を利用しながら認定こども園、幼稚園を利用する子ども」をいう。

※ 「1・2歳」の令和6年度の量の見込みと確保方策の差については、定員弾力化により、対応する。

【緑区】

【単位】人

年度	認定区分		量の 見込み ①	保育利用 計	確保方策				量の見込 みとの差 ②-①	
					教育・保育 施設	新制度に 移行しない 幼稚園	地域型 保育事業	計②		
令和元年度（実績）	1号		1,785		458	1,327		1,785		0
	2号	教育利用※								
		保育利用	2,508	1,398			1,398	2,482	▲ 20	
	3号	1・2歳		748		93	841		▲ 81	
		0歳		224		19	243		75	
	計		4,293		2,828	1,327	112	4,267	▲ 26	
令和2年度	1号		1,151		239	912		1,151		0
	2号	教育利用※	309		49	260		309		0
		保育利用	1,643	3,167	1,516			1,516	2,689	▲ 127
	3号	1・2歳	1,278		806		99	905		▲ 373
		0歳	246		248		20	268		22
	計		4,627		2,858	1,172	119	4,149	▲ 478	
令和3年度	1号		1,153		239	914		1,153		0
	2号	教育利用※	310		50	260		310		0
		保育利用	1,647	3,145	1,555			1,555	2,777	▲ 92
	3号	1・2歳	1,248		829		113	942		▲ 306
		0歳	250		255		25	280		30
	計		4,608		2,928	1,174	138	4,240	▲ 368	
令和4年度	1号		1,139		352	787		1,139		0
	2号	教育利用※	307		49	258		307		0
		保育利用	1,628	3,101	1,585			1,585	2,868	▲ 43
	3号	1・2歳	1,230		849		136	985		▲ 245
		0歳	243		265		33	298		55
	計		4,547		3,100	1,045	169	4,314	▲ 233	
令和5年度	1号		1,115		353	762		1,115		0
	2号	教育利用※	300		48	252		300		0
		保育利用	1,596	3,062	1,618			1,618	2,958	22
	3号	1・2歳	1,225		869		159	1,028		▲ 197
		0歳	241		271		41	312		71
	計		4,477		3,159	1,014	200	4,373	▲ 104	
令和6年度	1号		1,099		466	633		1,099		0
	2号	教育利用※	296		61	235		296		0
		保育利用	1,573	3,009	1,665			1,665	3,067	92
	3号	1・2歳	1,200		899		173	1,072		▲ 128※
		0歳	236		284		46	330		94
	計		4,404		3,375	868	219	4,462	58	
保育利用率の目標値								1・2歳	59.4%	
								0歳	24.5%	

※ 2号認定の教育利用は、「保育の必要性の認定（新2号）を受け、一時預かり（預かり保育）等を利用しながら認定こども園、幼稚園を利用する子ども」をいう。

※ 「1・2歳」の令和6年度の量の見込みと確保方策の差については、定員弾力化により、対応する。

【美浜区】

【単位】人

年度	認定区分		量の 見込み ①	保育利用 計	確保方策				量の見込 みとの差 ②-①
					教育・保育 施設	新制度に 移行しない 幼稚園	地域型 保育事業	計②	
令和元年度（実績）	1号		2,390		885	1,505		2,390	0
	2号	教育利用※							
		保育利用	3,135	1,925		1,925	3,164	60	
	3号	1・2歳		879	102	981		▲ 111	
		0歳		237	21	258		80	
	計		5,525		3,926	1,505	123	5,554	29
令和2年度	1号		1,542		699	843		1,542	0
	2号	教育利用※	415		66	349		415	0
		保育利用	2,153	3,926	1,935		1,935	3,255	▲ 218
	3号	1・2歳	1,511		879	164	1,043		▲ 468
		0歳	262		237	40	277		15
	計		5,883		3,816	1,192	204	5,212	▲ 671
令和3年度	1号		1,546		812	734		1,546	0
	2号	教育利用※	416		66	350		416	0
		保育利用	2,158	3,900	2,004		2,004	3,446	▲ 154
	3号	1・2歳	1,475		922	210	1,132		▲ 343
		0歳	267		254	56	310		43
	計		5,862		4,058	1,084	266	5,408	▲ 454
令和4年度	1号		1,527		812	715		1,527	0
	2号	教育利用※	411		66	345		411	0
		保育利用	2,134	3,845	2,069		2,069	3,584	▲ 65
	3号	1・2歳	1,453		962	224	1,186		▲ 267
		0歳	258		268	61	329		71
	計		5,783		4,177	1,060	285	5,522	▲ 261
令和5年度	1号		1,494		814	680		1,494	0
	2号	教育利用※	402		64	338		402	0
		保育利用	2,091	3,794	2,108		2,108	3,684	17
	3号	1・2歳	1,447		985	247	1,232		▲ 215
		0歳	256		275	69	344		88
	計		5,690		4,246	1,018	316	5,580	▲ 110
令和6年度	1号		1,473		927	546		1,473	0
	2号	教育利用※	396		61	335		396	0
		保育利用	2,062	3,732	2,141		2,141	3,763	79
	3号	1・2歳	1,419		1,004	261	1,265		▲ 154※
		0歳	251		283	74	357		106
	計		5,601		4,416	881	335	5,632	31
	保育利用率の目標値							1・2歳	73.8%
							0歳	28.9%	

※ 2号認定の教育利用は、「保育の必要性の認定（新2号）を受け、一時預かり（預かり保育）等を利用しながら認定こども園、幼稚園を利用する子ども」をいう。

※ 「1・2歳」の令和6年度の量の見込みと確保方策の差については、定員弾力化により、対応する。

【全市】（再掲）

【単位】人

年度	認定区分		量の 見込み ①	保育利用 計	確保方策				量の見込みとの差 ②-①
					教育・保育 施設	新制度に 移行しない 幼稚園	地域型 保育事業	計② 保育利用 計	
令和元年度（実績）	1号		12,378		3,683	8,695		12,378	0
	2号	教育利用※							
		保育利用	9,821		10,196			10,196	375
	3号	1・2歳	6,457	17,501	4,945		937	5,882	▲ 575
		0歳	1,223		1,456		268	1,724	501
	計		29,879		20,280	8,695	1,205	30,180	301
令和2年度	1号		7,990		3,026	4,964		7,990	0
	2号	教育利用※	2,149		342	1,807		2,149	0
		保育利用	11,330		10,627			10,627	▲ 703
	3号	1・2歳	8,938	22,061	5,146		1,035	6,181	▲ 2,757
		0歳	1,793		1,523		295	1,818	25
	計		32,200		20,664	6,771	1,330	28,765	▲ 3,435
令和3年度	1号		8,009		3,588	4,421		8,009	0
	2号	教育利用※	2,155		343	1,812		2,155	0
		保育利用	11,359		10,890			10,890	▲ 469
	3号	1・2歳	8,730	21,915	5,303		1,229	6,532	▲ 2,198
		0歳	1,826		1,579		363	1,942	116
	計		32,079		21,703	6,233	1,592	29,528	▲ 2,551
令和4年度	1号		7,913		4,040	3,873		7,913	0
	2号	教育利用※	2,130		341	1,789		2,130	0
		保育利用	11,231		11,158			11,158	▲ 73
	3号	1・2歳	8,600	21,601	5,464		1,409	6,873	▲ 1,727
		0歳	1,770		1,636		426	2,062	292
	計		31,644		22,639	5,662	1,835	30,136	▲ 1,508
令和5年度	1号		7,743		4,611	3,132		7,743	0
	2号	教育利用※	2,084		334	1,750		2,084	0
		保育利用	11,006		11,415			11,415	409
	3号	1・2歳	8,564	21,325	5,618		1,603	7,221	▲ 1,343
		0歳	1,755		1,691		494	2,185	430
	計		31,152		23,669	4,882	2,097	30,648	▲ 504
令和6年度	1号		7,631		4,952	2,679		7,631	0
	2号	教育利用※	2,054		366	1,688		2,054	0
		保育利用	10,849		11,611			11,611	762
	3号	1・2歳	8,394	20,964	5,736		1,723	7,459	▲ 935※
		0歳	1,721		1,735		536	2,271	550
	計		30,649		24,400	4,367	2,259	31,026	377
	保育利用率の目標値								
								1・2歳	62.4%
								0歳	26.6%

※ 2号認定の教育利用は、「保育の必要性の認定（新2号）を受け、一時預かり（預かり保育）等を利用しながら認定こども園、幼稚園を利用する子ども」をいう。

※ 「1・2歳」の令和6年度の量の見込みと確保方策の差については、定員弾力化により、対応する。

(2) 地域子ども・子育て支援事業

① 放課後児童クラブ（子どもルーム）

【単位】人

			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
中央区	低学年	量の見込み①	1,833	1,928	2,028	2,125	2,221
		確保方策②	2,057	2,167	2,167	2,227	2,227
		②-①	224	239	139	102	6
	高学年	量の見込み①	482	486	501	526	553
		確保方策②	405	545	677	697	697
		②-①	▲ 77	59	176	171	144
花見川区	低学年	量の見込み①	1,563	1,671	1,793	1,872	1,970
		確保方策②	1,691	1,900	1,934	1,980	1,980
		②-①	128	229	141	108	10
	高学年	量の見込み①	368	385	399	437	463
		確保方策②	341	401	401	441	441
		②-①	▲ 27	16	2	4	▲ 22
稲毛区	低学年	量の見込み①	1,491	1,534	1,598	1,641	1,678
		確保方策②	1,676	1,716	1,756	1,756	1,756
		②-①	185	182	158	115	78
	高学年	量の見込み①	376	393	385	404	420
		確保方策②	378	398	398	398	398
		②-①	2	5	13	▲ 6	▲ 22
若葉区	低学年	量の見込み①	1,154	1,243	1,315	1,377	1,439
		確保方策②	1,168	1,291	1,331	1,471	1,471
		②-①	14	48	16	94	32
	高学年	量の見込み①	253	269	296	318	337
		確保方策②	233	313	313	313	313
		②-①	▲ 20	44	17	▲ 5	▲ 24
緑区	低学年	量の見込み①	1,481	1,533	1,560	1,567	1,573
		確保方策②	1,567	1,627	1,627	1,627	1,627
		②-①	86	94	67	60	54
	高学年	量の見込み①	382	362	386	399	403
		確保方策②	345	385	425	425	425
		②-①	▲ 35	23	39	26	22
美浜区	低学年	量の見込み①	1,607	1,706	1,817	1,949	2,004
		確保方策②	1,713	1,733	1,933	2,053	2,053
		②-①	106	27	116	104	49
	高学年	量の見込み①	449	456	467	477	528
		確保方策②	419	447	487	487	487
		②-①	▲ 30	▲ 9	20	10	▲ 41
全市	低学年	量の見込み①	9,129	9,615	10,111	10,531	10,885
		確保方策②	9,872	10,434	10,748	11,114	11,114
		②-①	743	819	637	583	229
	高学年	量の見込み①	2,310	2,351	2,434	2,561	2,704
		確保方策②	2,121	2,489	2,701	2,761	2,761
		②-①	▲ 189	138	267	200	57

※上記には、放課後子ども教室と子どもルームを一体的に運営するアフタースクール事業における人数（共働きの家庭等に限る）を含む。

② 延長保育事業

(⇒ 事業概要、設定の考え方等はP45に記載)

【単位】人

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
中央区	量の見込み①	2,686	2,703	2,656	2,603	2,577
	確保方策②	2,686	2,703	2,656	2,603	2,577
	②-①	0	0	0	0	0
花見川区	量の見込み①	1,573	1,562	1,519	1,481	1,456
	確保方策②	1,573	1,562	1,519	1,481	1,456
	②-①	0	0	0	0	0
稲毛区	量の見込み①	1,582	1,550	1,530	1,499	1,463
	確保方策②	1,582	1,550	1,530	1,499	1,463
	②-①	0	0	0	0	0
若葉区	量の見込み①	1,231	1,203	1,180	1,156	1,135
	確保方策②	1,231	1,203	1,180	1,156	1,135
	②-①	0	0	0	0	0
緑区	量の見込み①	1,392	1,362	1,352	1,346	1,344
	確保方策②	1,392	1,362	1,352	1,346	1,344
	②-①	0	0	0	0	0
美浜区	量の見込み①	1,380	1,327	1,321	1,297	1,261
	確保方策②	1,380	1,327	1,321	1,297	1,261
	②-①	0	0	0	0	0
全市	量の見込み①	9,844	9,707	9,558	9,382	9,236
	確保方策②	9,844	9,707	9,558	9,382	9,236
	②-①	0	0	0	0	0

③-1 一時預かり事業（幼稚園型）及び幼稚園預かり保育

(⇒ 事業概要、設定の考え方等はP46に記載)

【単位】延べ利用人数／年

			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
中央区	量の見込み	不定期利用	15,172	15,728	15,829	15,636	15,197
		定期利用※	123,697	128,226	129,051	127,474	123,900
		計①	138,869	143,954	144,880	143,110	139,097
	確保方策②		138,869	143,954	144,880	143,110	139,097
	②-①		0	0	0	0	0
花見川区	量の見込み	不定期利用	14,386	14,690	14,403	13,883	13,614
		定期利用※	85,782	87,597	85,888	82,785	81,179
		計①	100,168	102,287	100,291	96,668	94,793
	確保方策②		100,168	102,287	100,291	96,668	94,793
	②-①		0	0	0	0	0
稲毛区	量の見込み	不定期利用	8,679	8,545	8,406	8,167	7,990
		定期利用※	97,727	96,219	94,644	91,961	89,968
		計①	106,406	104,764	103,050	100,128	97,958
	確保方策②		106,406	104,764	103,050	100,128	97,958
	②-①		0	0	0	0	0
若葉区	量の見込み	不定期利用	12,035	11,848	11,553	11,114	10,974
		定期利用※	70,184	69,098	67,376	64,814	63,997
		計①	82,219	80,946	78,929	75,928	74,971
	確保方策②		82,219	80,946	78,929	75,928	74,971
	②-①		0	0	0	0	0
緑区	量の見込み	不定期利用	16,641	16,322	16,077	15,644	15,676
		定期利用※	79,201	77,685	76,515	74,454	74,610
		計①	95,842	94,007	92,592	90,098	90,286
	確保方策②		95,842	94,007	92,592	90,098	90,286
	②-①		0	0	0	0	0
美浜区	量の見込み	不定期利用	10,311	9,758	9,577	9,246	9,125
		定期利用※	64,236	60,789	59,661	57,601	56,843
		計①	74,547	70,547	69,238	66,847	65,968
	確保方策②		74,547	70,547	69,238	66,847	65,968
	②-①		0	0	0	0	0
全市	量の見込み	不定期利用	77,224	76,892	75,845	73,690	72,576
		定期利用※	520,827	519,612	513,134	499,089	490,497
		計①	598,051	596,504	588,979	572,779	563,073
	確保方策②		598,051	596,504	588,979	572,779	563,073
	②-①		0	0	0	0	0

※2号認定を受けた子どもによる定期的な利用

③-2 一時預かり事業（幼稚園型以外）

(⇒ 事業概要、設定の考え方等はP46に記載)

【単位】延べ利用人数／年

			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
中央区	量の見込み	不定期利用	10,694	10,239	9,980	9,804	9,885
		定期利用	15,406	15,424	15,214	14,946	14,797
		計①	26,100	25,663	25,194	24,750	24,682
	確保方策②		21,829	22,543	23,257	23,971	24,685
	②-①		▲ 4,271	▲ 3,120	▲ 1,937	▲ 779	3
花見川区	量の見込み	不定期利用	5,861	5,650	5,468	5,378	5,335
		定期利用	11,202	11,114	10,819	10,540	10,384
		計①	17,063	16,764	16,287	15,918	15,719
	確保方策②		6,539	8,835	11,131	13,427	15,723
	②-①		▲ 10,524	▲ 7,929	▲ 5,156	▲ 2,491	4
稲毛区	量の見込み	不定期利用	5,898	5,913	5,823	5,723	5,561
		定期利用	11,235	11,083	10,927	10,693	10,432
		計①	17,133	16,996	16,750	16,416	15,993
	確保方策②		10,272	11,703	13,134	14,565	15,996
	②-①		▲ 6,861	▲ 5,293	▲ 3,616	▲ 1,851	3
若葉区	量の見込み	不定期利用	3,231	3,208	3,150	3,119	3,045
		定期利用	8,920	8,765	8,589	8,398	8,244
		計①	12,151	11,973	11,739	11,517	11,289
	確保方策②		7,075	8,130	9,185	10,240	11,295
	②-①		▲ 5,076	▲ 3,843	▲ 2,554	▲ 1,277	6
緑区	量の見込み	不定期利用	4,729	4,741	4,721	4,743	4,724
		定期利用	9,562	9,411	9,333	9,256	9,246
		計①	14,291	14,152	14,054	13,999	13,970
	確保方策②		10,396	11,291	12,186	13,081	13,976
	②-①		▲ 3,895	▲ 2,861	▲ 1,868	▲ 918	6
美浜区	量の見込み	不定期利用	4,747	4,934	4,895	4,816	4,598
		定期利用	9,000	8,788	8,715	8,529	8,283
		計①	13,747	13,722	13,610	13,345	12,881
	確保方策②		8,708	9,752	10,796	11,840	12,884
	②-①		▲ 5,039	▲ 3,970	▲ 2,814	▲ 1,505	3
全市	量の見込み	不定期利用	35,160	34,685	34,037	33,583	33,148
		定期利用	65,325	64,585	63,597	62,362	61,386
		計①	100,485	99,270	97,634	95,945	94,534
	確保方策②		64,819	72,254	79,689	87,124	94,559
	②-①		▲ 35,666	▲ 27,016	▲ 17,945	▲ 8,821	25

④ ファミリー・サポート・センター事業

(⇒ 事業概要、設定の考え方等はP47に記載)

【単位】延べ利用人数／年

			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
全市	量の見込み	未就学児	6,216	6,134	6,040	5,948	5,860
		就学児	7,224	7,124	7,033	6,973	6,921
		計①	13,440	13,258	13,073	12,921	12,781
	確保方策②		9,022	9,972	10,922	11,872	12,822
	②-①		▲ 4,418	▲ 3,286	▲ 2,151	▲ 1,049	41

⑤ 病児保育事業

(⇒ 事業概要、設定の考え方等はP47に記載)

【単位】延べ利用人数／年

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
中央区	量の見込み①	3,443	3,444	3,397	3,337	3,305
	確保方策②	3,146	3,718	3,718	3,718	3,718
	②-①	▲ 297	274	321	381	413
花見川区	量の見込み①	2,306	2,287	2,226	2,169	2,137
	確保方策②	858	1,716	1,716	1,716	2,288
	②-①	▲ 1,448	▲ 571	▲ 510	▲ 453	151
稲毛区	量の見込み①	2,363	2,332	2,299	2,250	2,195
	確保方策②	2,002	2,002	2,002	2,002	2,002
	②-①	▲ 361	▲ 330	▲ 297	▲ 248	▲ 193
若葉区	量の見込み①	1,924	1,891	1,853	1,812	1,779
	確保方策②	572	572	572	1,716	1,716
	②-①	▲ 1,352	▲ 1,319	▲ 1,281	▲ 96	▲ 63
緑区	量の見込み①	2,007	1,976	1,959	1,944	1,941
	確保方策②	1,716	1,716	1,716	1,716	1,716
	②-①	▲ 291	▲ 260	▲ 243	▲ 228	▲ 225
美浜区	量の見込み①	1,948	1,904	1,888	1,848	1,794
	確保方策②	1,144	1,144	1,716	1,716	1,716
	②-①	▲ 804	▲ 760	▲ 172	▲ 132	▲ 78
全市	量の見込み①	13,991	13,834	13,622	13,360	13,151
	確保方策②	9,438	10,868	11,440	12,584	13,156
	②-①	▲ 4,553	▲ 2,966	▲ 2,182	▲ 776	5

⑥ 地域子育て支援拠点事業

(⇒ 事業概要、設定の考え方等はP48に記載)

【単位】量の見込み：延べ利用人数／年、確保方策：か所

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
中央区	量の見込み①	47,281	44,808	43,393	42,493	43,024
	確保方策②	4	4	4	4	4
花見川区	量の見込み①	17,789	17,111	16,542	16,297	16,158
	確保方策②	3	3	3	3	3
稲毛区	量の見込み①	21,292	21,336	21,009	20,647	20,015
	確保方策②	3	3	3	3	3
若葉区	量の見込み①	19,964	19,747	19,416	19,266	18,803
	確保方策②	3	3	3	3	3
緑区	量の見込み①	22,274	22,236	22,178	22,373	22,276
	確保方策②	4	4	4	4	4
美浜区	量の見込み①	17,490	18,012	17,959	17,751	16,942
	確保方策②	3	3	3	3	3
全市	量の見込み①	146,090	143,250	140,497	138,827	137,218
	確保方策②	20	20	20	20	20

※国の「基本指針」に基づき、「量の見込み」は0～2歳児について算出。

⑦-1 利用者支援事業（子育て支援コンシェルジュ）

（⇒ 事業概要、設定の考え方等はP48に記載）

【単位】か所

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
中央区	量の見込み①	2	2	2	2	2
	確保方策②	1	2	2	2	2
	②-①	▲ 1	0	0	0	0
花見川区	量の見込み①	2	2	2	2	2
	確保方策②	1	2	2	2	2
	②-①	▲ 1	0	0	0	0
稲毛区	量の見込み①	2	2	2	2	2
	確保方策②	2	2	2	2	2
	②-①	0	0	0	0	0
若葉区	量の見込み①	2	2	2	2	2
	確保方策②	1	2	2	2	2
	②-①	▲ 1	0	0	0	0
緑区	量の見込み①	2	2	2	2	2
	確保方策②	1	2	2	2	2
	②-①	▲ 1	0	0	0	0
美浜区	量の見込み①	2	2	2	2	2
	確保方策②	1	2	2	2	2
	②-①	▲ 1	0	0	0	0
全市	量の見込み①	12	12	12	12	12
	確保方策②	7	12	12	12	12
	②-①	▲ 5	0	0	0	0

⑦-2 利用者支援事業（母子健康包括支援センター）

（⇒ 事業概要、設定の考え方等はP49に記載）

【単位】面接数：人

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
中央区	量の見込み①	2,002	1,965	1,928	1,886	1,848
	確保方策②	2,002	1,965	1,928	1,886	1,848
	②-①	0	0	0	0	0
花見川区	量の見込み①	1,387	1,361	1,335	1,305	1,279
	確保方策②	1,387	1,361	1,335	1,305	1,279
	②-①	0	0	0	0	0
稲毛区	量の見込み①	1,223	1,200	1,177	1,151	1,128
	確保方策②	1,223	1,200	1,177	1,151	1,128
	②-①	0	0	0	0	0
若葉区	量の見込み①	1,021	1,002	983	962	943
	確保方策②	1,021	1,002	983	962	943
	②-①	0	0	0	0	0
緑区	量の見込み①	1,142	1,120	1,099	1,075	1,053
	確保方策②	1,142	1,120	1,099	1,075	1,053
	②-①	0	0	0	0	0
美浜区	量の見込み①	935	917	899	879	861
	確保方策②	935	917	899	879	861
	②-①	0	0	0	0	0
全市	量の見込み①	7,710	7,565	7,421	7,258	7,112
	確保方策②	7,710	7,565	7,421	7,258	7,112
	②-①	0	0	0	0	0

⑧-1 子育て短期支援事業（短期入所生活援助事業・ショートステイ）

（⇒ 事業概要、設定の考え方等はP49に記載）

【単位】延べ利用人数／年

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
全市	量の見込み①	1,116	1,102	1,086	1,071	1,059
	確保方策②	855	906	957	1,008	1,059
	②-①	▲ 261	▲ 196	▲ 129	▲ 63	0

※国の「基本指針」に基づき、「量の見込み」は11歳までについて算出。

⑧-2 子育て短期支援事業（夜間養護等事業・トワイライトステイ）

（⇒ 事業概要、設定の考え方等はP49に記載）

【単位】延べ利用人数／年

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
全市	量の見込み①	677	668	659	650	643
	確保方策②	638	639	640	641	643
	②-①	▲ 39	▲ 29	▲ 19	▲ 9	0

※国の「基本指針」に基づき、「量の見込み」は11歳までについて算出。

⑨ 妊婦健康診査

（⇒ 事業概要、設定の考え方等はP50に記載）

【単位】対象者数：人、健診回数：延べ実施回数／年

			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
全市	対象者数	量の見込み①	6,722	6,604	6,485	6,346	6,223
		確保方策②	6,722	6,604	6,485	6,346	6,223
		②-①	0	0	0	0	0
	受診回数	量の見込み①	73,942	72,642	71,332	69,804	68,449
		確保方策②	73,942	72,642	71,332	69,804	68,449
		②-①	0	0	0	0	0

⑩ 乳児家庭全戸訪問事業

(⇒ 事業概要、設定の考え方等はP50に記載)

【単位】人

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
中央区	量の見込み①	1,589	1,452	1,442	1,439	1,459
	確保方策②	1,589	1,452	1,442	1,439	1,459
	②-①	0	0	0	0	0
花見川区	量の見込み①	1,077	1,035	1,009	989	991
	確保方策②	1,077	1,035	1,009	989	991
	②-①	0	0	0	0	0
稲毛区	量の見込み①	1,034	1,085	1,060	1,036	1,005
	確保方策②	1,034	1,085	1,060	1,036	1,005
	②-①	0	0	0	0	0
若葉区	量の見込み①	816	849	825	806	789
	確保方策②	816	849	825	806	789
	②-①	0	0	0	0	0
緑区	量の見込み①	855	900	889	881	878
	確保方策②	855	900	889	881	878
	②-①	0	0	0	0	0
美浜区	量の見込み①	785	899	865	831	792
	確保方策②	785	899	865	831	792
	②-①	0	0	0	0	0
全市	量の見込み①	6,156	6,220	6,090	5,982	5,914
	確保方策②	6,156	6,220	6,090	5,982	5,914
	②-①	0	0	0	0	0

⑪-1 養育支援訪問事業

(⇒ 事業概要、設定の考え方等はP51に記載)

【単位】人

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
中央区	量の見込み①	349	347	345	343	341
	確保方策②	349	347	345	343	341
	②-①	0	0	0	0	0
花見川区	量の見込み①	263	258	254	249	244
	確保方策②	263	258	254	249	244
	②-①	0	0	0	0	0
稲毛区	量の見込み①	262	260	256	252	248
	確保方策②	262	260	256	252	248
	②-①	0	0	0	0	0
若葉区	量の見込み①	217	213	208	204	201
	確保方策②	217	213	208	204	201
	②-①	0	0	0	0	0
緑区	量の見込み①	242	238	234	231	228
	確保方策②	242	238	234	231	228
	②-①	0	0	0	0	0
美浜区	量の見込み①	230	226	221	216	211
	確保方策②	230	226	221	216	211
	②-①	0	0	0	0	0
全市	量の見込み①	1,563	1,542	1,519	1,496	1,472
	確保方策②	1,563	1,542	1,519	1,496	1,472
	②-①	0	0	0	0	0

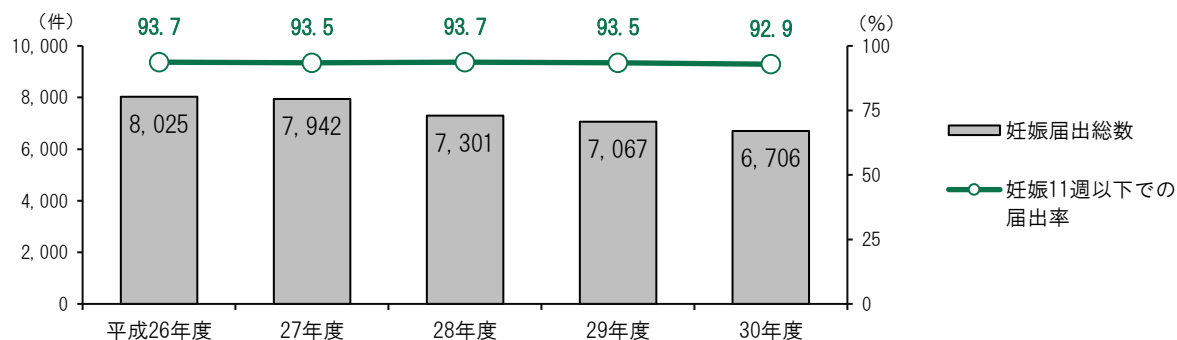
第2章 妊娠・出産・子育てまでの切れ目のない支援

1 現状と課題

現 状

- 妊娠届出総数は年々減少していますが、妊娠11週以下での妊娠届出率は93%前後で推移しています（図表2-1）。

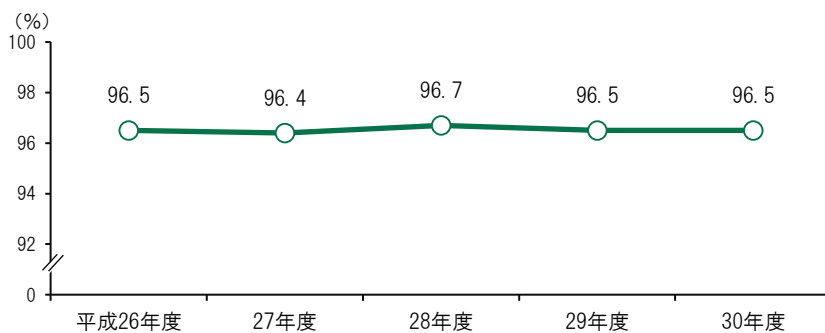
▼図表 2-1 妊娠届出総数と妊娠11週以下での妊娠届出率



資料：千葉市健康支援課調べ

- 4か月児健康診査の受診率は、96%台で推移しています（図表2-2）。

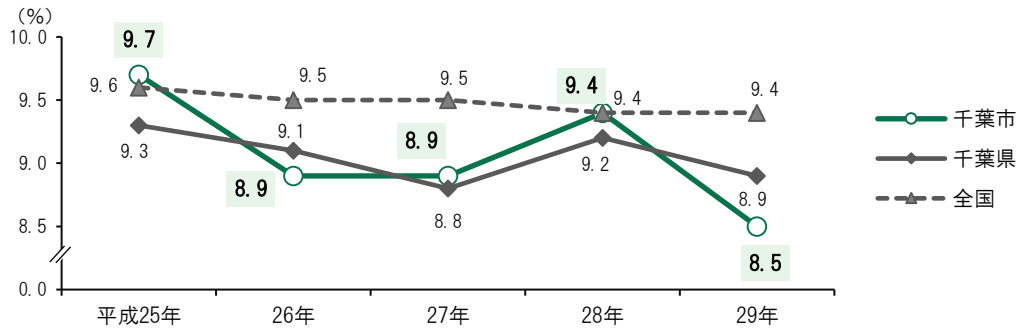
▼図表 2-2 4か月児健康診査の受診率の推移



資料：千葉市健康支援課調べ

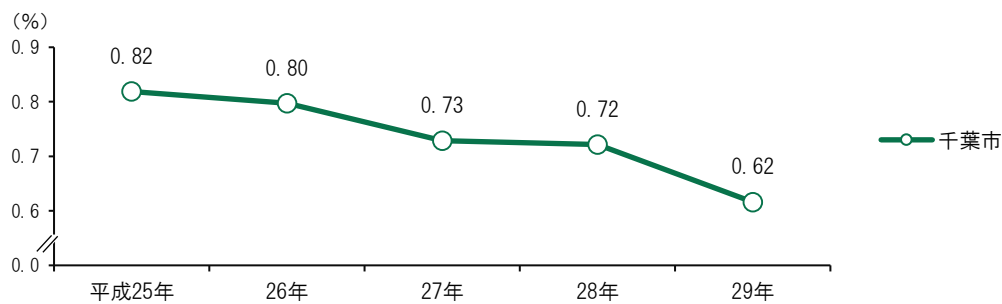
- 低出生体重児^{※1}の割合は平成29年は8.5%に低下しており、千葉県・全国より低くなっています。また、本市の極低出生体重児^{※2}の割合も低下傾向で推移しています（図表2-3、2-4）。

▼図表 2-3 低出生体重児の割合



資料：厚生労働省 人口動態調査

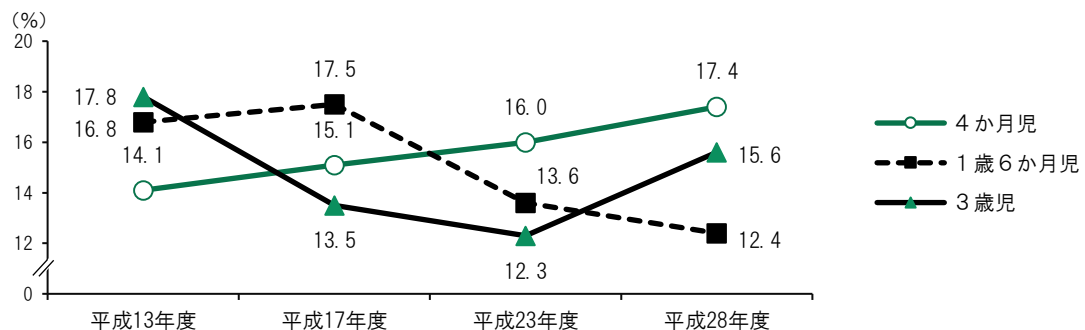
▼図表 2-4 極低出生体重児の割合



資料：厚生労働省 人口動態調査

- 育児に言いようのない不安を感じる親の割合は、1歳6か月児を持つ親では減少していますが、4か月児を持つ親では増加傾向となっており、平成13年度から平成28年度にかけて3.3ポイント増加しています。3歳児を持つ親では平成23年度まで減少傾向でしたが、平成28年度に再び上昇しています（図表2-5）。

▼図表 2-5 育児に言いようのない不安を感じる親の割合



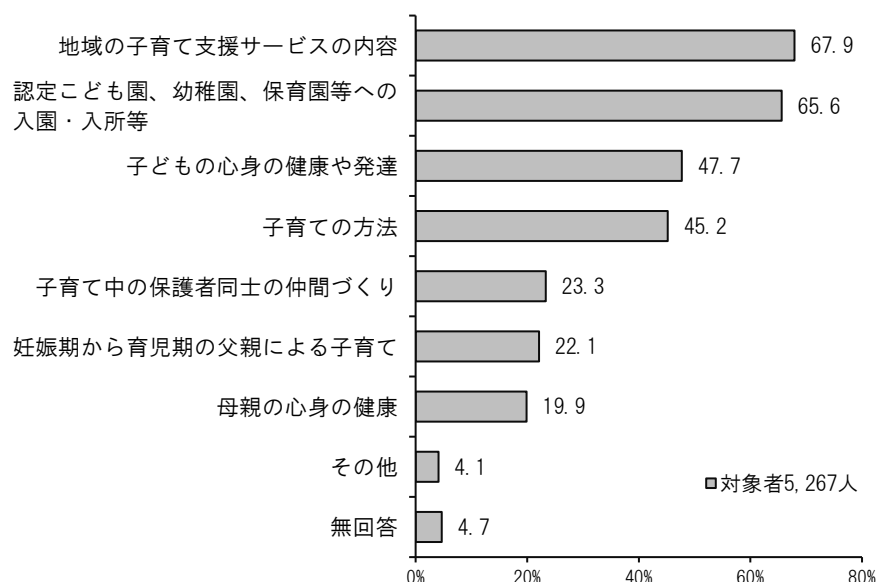
資料：千葉市 4か月児・1歳6か月児・3歳児健康診査におけるアンケート調査

※1 低出生体重児：出生体重が2,500g未満で生まれた児

※2 極低出生体重児：出生体重が1,500g未満で生まれた児

- 小学校就学前児童保護者が子育てに関して市から受けたい情報提供、相談・支援は、「地域の子育て支援サービスの内容」「認定こども園、幼稚園、保育園等への入園・入所等（教育・保育の内容、手続き、空き情報など）」が60%を超え、「子どもの心身の健康や発達」「子育ての方法」が続いています（図表2-6）。

▼図表 2-6 子育てに関して市から受けたい情報提供、相談・支援（複数回答）



資料：千葉市H30 ニーズ調査

課題

- ◎ 核家族化に加え、多様化するライフスタイルや経済社会の変化の中で、家庭における子育ての負担が高まり、特に妊娠・出産期・子育て期の負担や不安が大きくなりがちです。また、インターネットの情報が氾濫し、混乱や誤解も生じることがあります。
- ◎ これまでも「乳児家庭全戸訪問事業」の実施など、母子保健と子育て支援の両面から、さまざまな支援の充実に努めてきましたが、これらの情報が必要な人にわかりやすく届くように、積極的に情報発信を行う必要があります。
- ◎ 母子保健法の改正により平成29年4月から「母子健康包括支援センター」の設置が努力義務とされました。本市では平成29年に「千葉市母子健康包括支援センター」を設置し、妊娠初期から子育て期における切れ目のない支援に努めてきましたが、さらに支援側の連携を深め、制度や機関により支援が分断されないことがないよう、利用者の視点に立った支援を進めることが重要です。
- ◎ 子どもの心身の健康や発達に関する情報提供、相談・支援が求められている一方で、母親自身の心身の健康についても正しい情報の提供、相談・支援を充実していくことが求められます。

2 目指すべき姿

- 乳幼児期の子どもの心身の発達は、一番身近な養育者（母親等）の心身の状態と密接に関係があるため、養育者を地域ぐるみで支え、地域での孤立感を解消し、安心して育ち合う親子を増やすこと。

3 主な取組内容

2-1 妊娠・出産・子育て期における母子保健対策の充実

2-1-1 妊娠・出産に関する知識等の普及啓発

- ① 妊娠をしたら、早期に妊娠届を提出し、母子健康手帳の交付を受けるよう普及啓発を図ります。
(P147 母子健康手帳に関する啓発)
- ② 母子健康手帳の交付時の面接等を通して、妊婦健康診査及び妊産婦歯科健診の重要性の普及啓発と受診の勧奨を行います。
(P147 母子健康手帳の交付・面接、妊婦健康診査、妊産婦歯科健診)
- ③ これから母親・父親になる方を対象に、妊娠・出産・子育てに関する講座や情報提供を行う教室を開催し、正しい知識の普及啓発を図ります。
(P147 母親＆父親学級、土日開催の両親学級)

2-1-2 安心して妊娠・出産できる体制の強化

- ① 訪問指導や各種相談事業を通して妊娠期からのメンタルヘルスケアの充実を図ります。
(P147 新生児・妊産婦訪問指導、乳児家庭全戸訪問事業、育児相談、養育支援訪問事業、産後ケア事業)
- ② 妊娠届出時に全妊婦に対し、保健師又は助産師による面接を行い、個々の状況に応じた応援プランを策定します。また、随時妊娠・出産・子育てに関する相談に応じます。
(P148 利用者支援事業（母子健康包括支援センター）)

- ③ 産前・産後の育児不安や負担の軽減を図り、安心して育児ができる支援体制の充実を図ります。

(P147・148 産後ケア事業、利用者支援事業（母子健康包括支援センター）、エンゼルヘルパー派遣事業）

拡充

事業名	産後ケア事業				所管課	健康支援課
現状	実施内容・目標値					
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
実施	ニーズ調査 実施内容検討	実施	継続実施	継続実施	継続実施	

拡充

事業名	エンゼルヘルパー派遣事業				所管課	幼保支援課
現状	実施内容・目標値					
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
実施	拡充（利用対象者・利用回数・利用期間）	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	

- ④ 養育支援を必要とする家庭の早期発見と早期支援体制の充実を図ります。

（「第8章 児童虐待防止対策の充実」の「8-2 発生予防から適切な保護、必要な援助に至るまでの施策の充実・組織の体制強化（P118）」と関連して推進）

(P147・148 母子健康手帳の交付・面接、養育支援訪問事業、エンゼルヘルパー派遣事業、産前・産後母子支援事業)

- ⑤ 子育てに係る関係機関連携体制を強化し、母子保健事業の充実を図ります。

(P147・148 新生児・妊産婦訪問指導、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、乳幼児健康診査、利用者支援事業（子育て支援コンシェルジュ）、利用者支援事業（母子健康包括支援センター）、産後ケア事業）

2-1-3 子どもが安心して健やかに育つための体制の充実

- ① 乳幼児健康診査の受診率の維持・向上に努め、未受診者に対する支援の充実を図ります。

(P147・148 養育支援訪問事業、乳幼児健康診査)

- ② 子育てに関する正しい知識の普及と子育てに悩む親のための相談体制の充実を図ります。

(P147・148 育児相談、離乳食教室)

2-2 医療にかかる経済的負担の軽減

- ① 子どもにかかる医療費の助成を行い、負担の軽減を図ります。

(P148 未熟児養育医療費の助成、育成医療費の助成、小児慢性特定疾病医療費の助成、子ども医療費助成)

2-3 妊娠・出産・子育てに関する情報提供

- ① 保育・子育てサービスの情報提供の充実を図ります。

(P149 子育て支援総合コーディネート事業、子育てナビ、赤ちゃんの駅、利用者支援事業（子育て支援コンシェルジュ）、利用者支援事業（母子健康包括支援センター）)

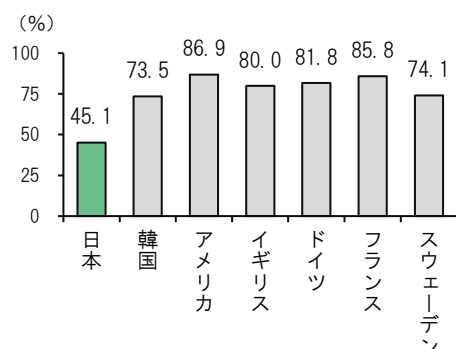
第3章 こどもの社会参画の推進

1 現状と課題

現 状

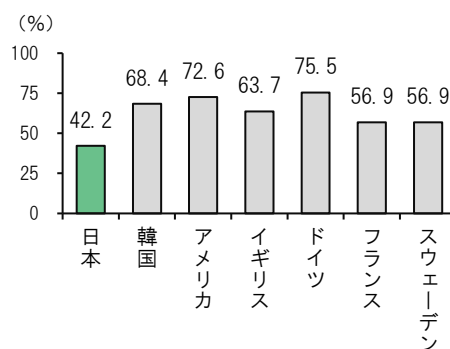
- 日本の子どもは、諸外国と比較して、自己肯定感や向上心が低く、将来への悲観が大きいことが特徴とされています（図表3-1-1～3-1-4）。

▼図表 3-1-1 自分自身に満足している者の割合



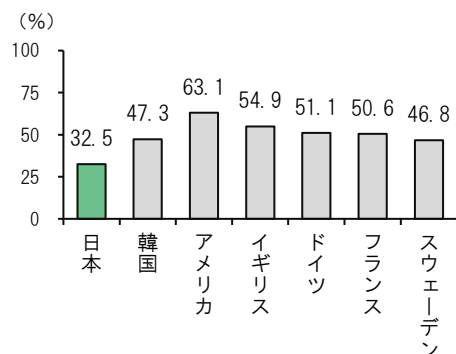
(注) 「次のことがらがあなた自身にどのくらいあてはまりますか。」との問いに対し、「私は、自分自身に満足している」に「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した者の合計。

▼図表 3-1-2 社会問題に関与したい者の割合



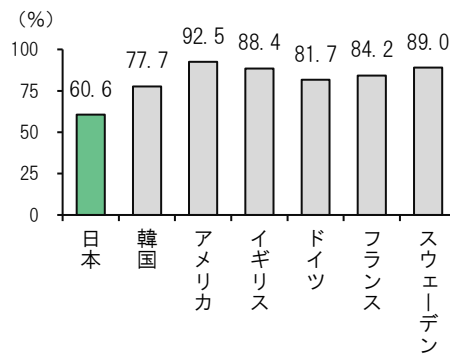
(注) 「次のような意見について、あなたはどのように考えますか。」との問いに対し、「社会をよりよくするため、私は社会における問題に関与したい」に「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した者の合計。

▼図表 3-1-3 社会現象が変えられるかもしれないと思う者の割合



(注) 「次のような意見について、あなたはどのように考えますか。」との問いに対し、「私の参加により、変えてほしい社会現象が少し変えられるかもしれない」に「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した者の合計。

▼図表 3-1-4 将来への希望がある者の割合



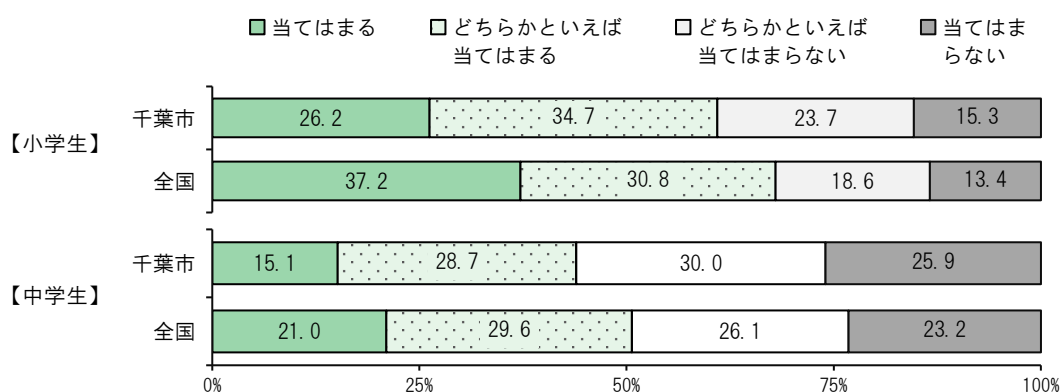
(注) 「あなたは、自分の将来について明るい希望を持っていますか。」との問いに対し、「希望がある」「どちらかといえば希望がある」と回答した者の合計。

図表 3-1-1～4 は全国値

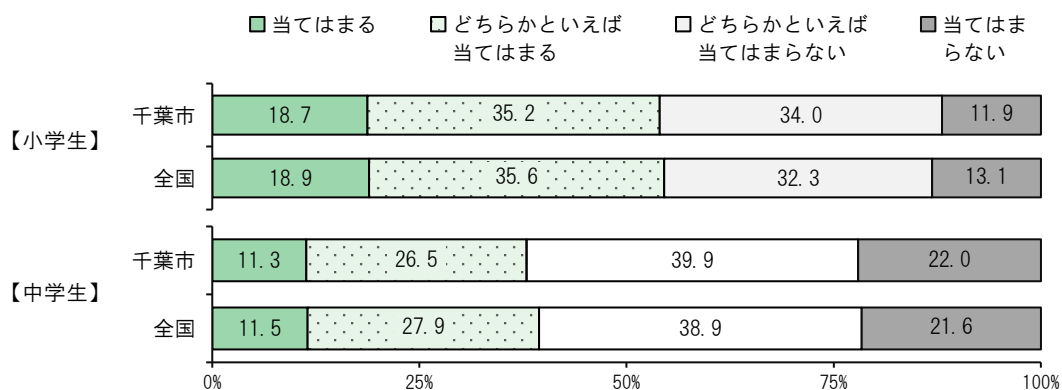
資料：内閣府 我が国と諸外国の若者の意識に関する調査（平成 30 年度）

- 地域の行事に参加する子ども、地域や社会のことを考えている子どもの割合は、全国平均よりも千葉市の方が低い傾向にあります。（図表3-2-1、3-2-2）。

▼図表 3-2-1 今住んでいる地域の行事に参加しているか



▼図表 3-2-2 地域や社会をよくするために何をすべきかを考えることがあるか



資料：文部科学省「全国学力・学習状況調査（令和元年度）」

課題

- ◎ 自分たちの未来は自分たちが決めていくとの気構えと責任を持ってもらうことが必要です。
- ◎ こどもの参画の推進に向けて、子どもの意見をより施策に反映させるための体制づくりと、幅広い世代の気運の醸成に取り組む必要があります。

2 目指すべき姿

- 子どもの意見を市政やまちづくりに反映することにより、千葉市が活性化すること。
- 子どもが将来的には市政やまちづくりに積極的に参画する大人へと成長していくこと。
- 全市的に、子どもが主役のまちづくりへの理解を深めていくこと。

3 主な取組内容

3-1 子どもの自立性・社会性・自治意識を育むこどもの参画の推進

3-1-1 「こどもの参画」を担う子どもの育成の場の実施

- ① 子どもが主体となって、企画・運営する“まち”の開催を支援します。参加する子どもが、疑似社会体験や“まち”の市長選挙を通して、社会の仕組みや社会参画を学んでいきます。

(P149 こどものまちC B T)

拡充

事業名	こどものまちC B T			所管課	こども企画課
現状	実施内容・目標値				
	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
3 区で開催	4 区で開催	5 区で開催	全区で開催	継続実施	継続実施

3-1-2 モデル事業の実施等による子どもの意見の吸い上げ、施策への反映

- ① 小・中・高・特別支援学校の児童生徒を対象に、市政に対する提言を幅広く募り、議会形式で、市長等との意見交換を行います。

(P149 子ども議会)

- ② 子どもを取り巻く様々な課題について、子ども、市民、専門家、行政がともに考え、市への提言をまとめます。

(P149 こども・若者のカワークショップ)

- ③ 「こども・若者宣言※¹」を指針とし、地域課題の解決策と市の魅力向上について、こども・若者目線で検討していきます。さらに、産学官連携により多世代交流と実行力の向上を図り、まちづくりを推進します。

(P149 こども・若者市役所)

拡充

事業名	こども・若者市役所			所管課	こども企画課
現状	実施内容・目標値				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施	産学官連携の 取組体制の 構築	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施

3-2 こどもの参画の周知・啓発

3-2-1 学校・地域団体等への周知・啓発

- ① こども・若者の社会参画について、取組事例を広く発信することによりいっそうの周知・啓発を図るとともに、成果や課題について話し合うことで、その取組みのさらなる充実や広がりにつなげます。

(P150 こども・若者サミット)

拡充

事業名	こども・若者サミット			所管課	こども企画課
現状	実施内容・目標値				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施	参加団体の 拡充検討	拡充実施	継続実施	継続実施	継続実施

- ② 子どもから大人までの幅広い世代に対して、「こどもの参画」に関する情報を発信し、気運の醸成に取り組みます。

(P150 多世代へのこどもの参画の啓発)

拡充

事業名	多世代へのこどもの参画の啓発			所管課	こども企画課
現状	実施内容・目標値				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
一部実施	実施内容検討	実施	継続実施	継続実施	継続実施

※¹ 平成28年に実施した「こども・若者選挙」の結果を受けて、子どもたちが、こども・若者市役所を設立してまちづくりを推進することを宣言しました。

3-2-2 庁内推進体制の強化

- ① 本市におけるこどもの参画を円滑に推進するために、こどもの参画の実施例を共有するとともに、こどもの参画の理念と目的を理解するための研修等を実施します。

(P150 こどもの参画の意識向上)

拡充

事業名	こどもの参画の意識向上				所管課	こども企画課
現状	実施内容・目標値					
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
実施	内容見直し	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	

- ② こどもの参画の取組状況を自己評価する「こどもの参画チェックシート」の活用により、主体的なこどもの参画推進を図ります。

(P150 こどもの参画事業の推進)

拡充

事業名	こどもの参画事業の推進				所管課	こども企画課
現状	実施内容・目標値					
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
こどもの参画 実施 45事業	こどもの参画 実施 50事業	こどもの参画 実施 55事業	こどもの参画 実施 60事業	こどもの参画 実施 70事業	こどもの参画 実施 80事業	

第4章 子ども・若者の健全育成

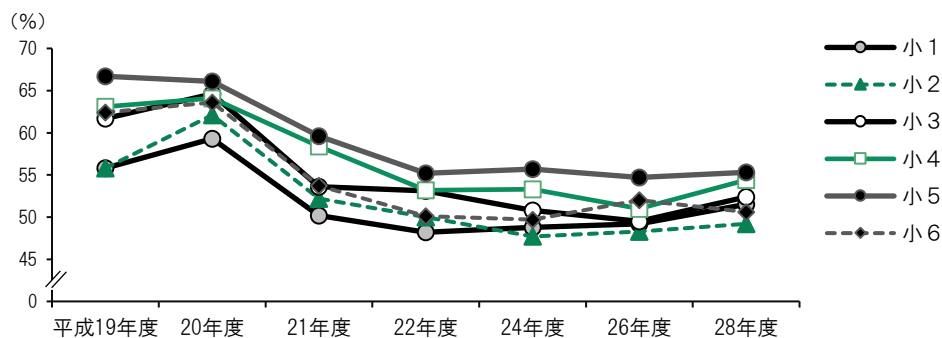
1 現状と課題

現 状

(1) 体験活動への参加

- 学校以外の団体などが行う自然体験活動への小学生の参加率は、平成22年度から50%程度で推移しています（図表4-1）。一方、自然体験を多く経験した子どものほうが、自己肯定感や道徳観・正義感が高い傾向があることがうかがえます（図表4-2）。

▼図表 4-1 学校以外の団体などが行う自然体験活動への参加率（全国）

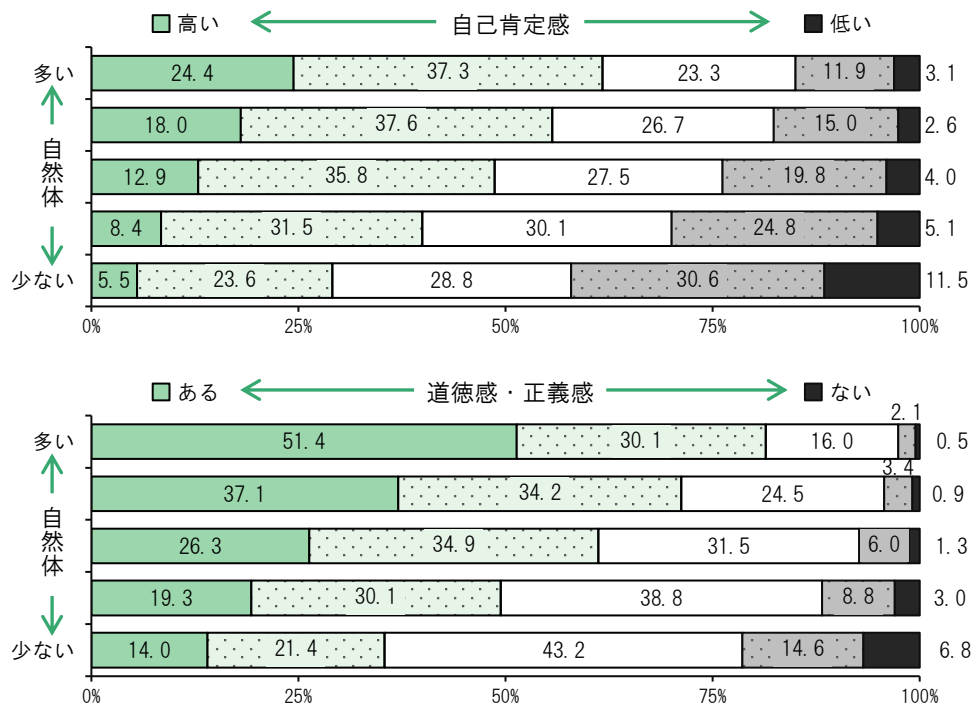


資料：内閣府 令和元年版子供・若者白書

独立行政法人国立青少年教育振興機構「青少年の体験活動等に関する実態調査（平成28年度調査）」

注：平成23年度、平成25年度及び平成27年度は調査が実施されていない。

▼図表 4-2 自然体験と自己肯定感、道徳観・正義感との関係（全国）



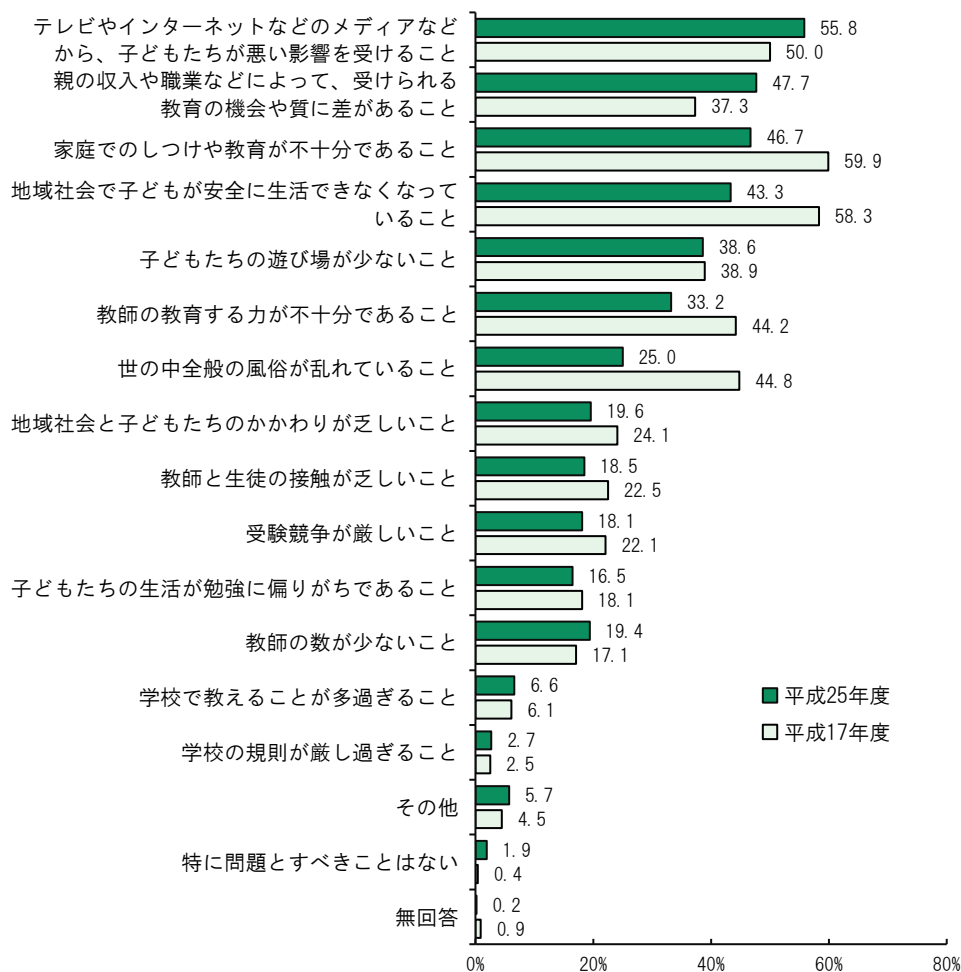
資料：内閣府 令和元年版子供・若者白書

独立行政法人国立青少年教育振興機構「青少年の体験活動等に関する実態調査（平成28年度調査）」

(2) 子育てや教育の問題点

- 近年の社会状況の変化の中で、子育てや教育の問題点として、「テレビやインターネットなどのメディアなどから、子どもたちが悪い影響を受けること」「親の収入や職業などによって、受けられる教育の機会や質に差があること」「家庭でのしつけや教育が不十分であること」「地域社会で子どもが安全に生活できなくなっていること」などが上位となっています（図表4-3）。

▼図表 4-3 子育てや教育の問題点（全国）

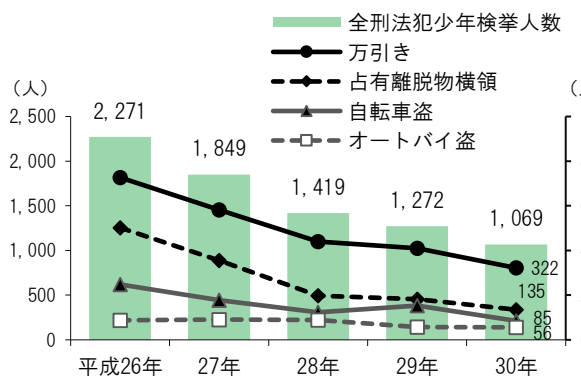


資料：内閣府「平成25年度小学生・中学生の意識に関する調査報告書」（保護者調査）

(3) 子ども・若者の非行

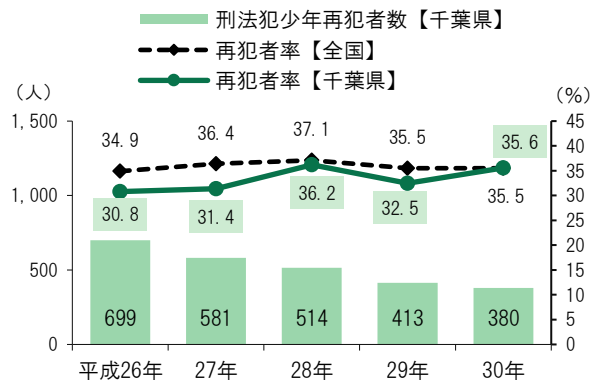
- 千葉県の子で刑法犯で検挙された少年(14歳以上20歳未満)は減少傾向にありますが、平成30年に万引き等の初発型非行^{※1}で検挙された少年は598人で、刑法犯で検挙された少年1,069人の55.9%を占めています(図表4-4-1)。
- 千葉県の子で刑法犯少年の再犯者数は減少傾向にありますが、また、再犯者率^{※2}は、全国の再犯者率より低く推移していましたが、平成30年は全国を上回っています(図表4-4-2)。

▼図表 4-4-1 刑法犯少年検挙人員における初発型非行の推移(千葉県)



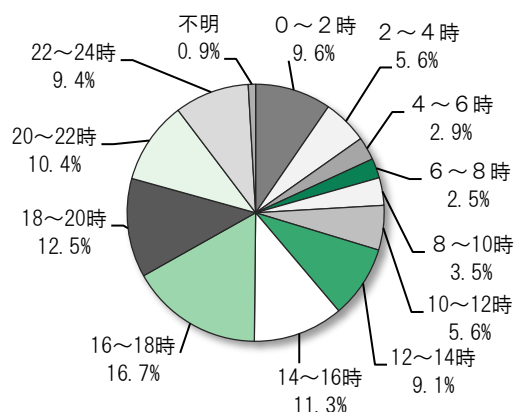
資料：千葉県警察本部「2019年版 ちばの少年非行」

▼図表 4-4-2 刑法犯少年の再犯者率の推移(全国・千葉県)

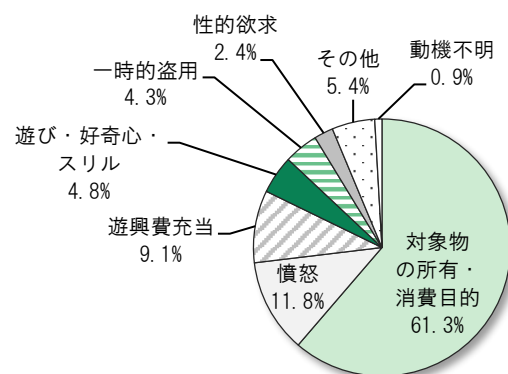


- 刑法犯少年の非行時間帯は、16時から18時が最も多くなっています(図表4-5-1)。また、刑法犯少年の非行原因・動機をみると、「対象物の所有・消費目的」が最も多く、「憤怒」「遊興費充当」「遊び・好奇心・スリル」と続いています(図表4-5-2)。

▼図表 4-5-1 刑法犯少年の非行時間帯(全国) ▼図表 4-5-2 刑法犯少年の非行原因・動機(全国)



資料：警察庁「平成29年度中における少年の補導及び保護の概況」より作図



資料：警視庁「平成30年中 少年育成活動の概況」より作図

※1 初発型非行：犯行手段が容易で、動機が単純であることを特徴とするもので、本格的な非行へ深化していく危険性が高い非行をいい、統計上は、万引き、オートバイ盗、自転車盗及び占有離脱物横領をいう。

※2 再犯者率：検挙人員に占める再犯者の割合をいう(過去の非行の罪種等は問わない)

課題

- ◎ 次代を担う子ども・若者が健やかに成長し、道徳観・正義感があり自己肯定感が高く思いやりのある大人に成長していくためには、家庭・地域・学校・行政が連携して社会全体で子ども・若者の健全育成及び非行防止に取り組んでいくことが必要です。
- ◎ 子どもの規範意識の醸成を担ってきた家庭の教育力を高めるため、保護者を支援する必要があります。
- ◎ テレビやインターネット等の影響や、家庭でのしつけや教育が不十分であることが問題点としてあがっている中、生活体験や世代間・異年齢間交流を通じて豊かな人間性やコミュニケーション能力、協調性等を育むために、体験活動等の場を計画的に創出していくことが求められます。

2 目指すべき姿

- 自己肯定感を高めることで、規範意識が高く、思いやりや正義感のある子ども・若者を育成すること。
- 夢と希望を持ち、意欲的に行動できる子ども・若者を育成すること。

3 主な取組内容

4-1 健全育成活動の推進

4-1-1 家庭・地域・学校が連携した子ども・若者の健全育成の推進

- ① 子どもが基本的な生活習慣を身に付け、規範意識や自立心を高める上で重要な役割を担う家庭の教育力を向上するため、保護者に対し子ども・若者の健全育成に関する啓発を行います。

(P150 家庭教育資料作成事業、青少年問題協議会)

- ② 地域の青少年育成団体や学校等が積極的に連携し、子どもと家庭・地域・学校のつながりを強化します。

(P150 青少年育成委員会活動事業、青少年相談員活動事業、「青少年の日」「家庭・地域の日」関連事業、学校支援地域本部事業)

- ③ 地域の青少年育成団体等が実施する様々な体験活動や世代間・異年齢間交流などの青少年健全育成事業を支援します。

(P150 青少年育成委員会活動事業、青少年相談員活動事業、青少年育成団体等の支援事業)

- ④ 成人に達した若者に大人としての自覚を促し、郷土への愛着や関心を高めるような「成人式」を地域、学校等と連携して実施します。

(P150 成人を祝う会)

- ⑤ 地域の青少年育成団体や家庭、学校等に対し、自然体験活動や生活体験活動等を行うための場を提供します。

(P150・151 少年自然の家運営事業、ときめきサタディ、わくわくカレッジ、ゆめチャレンジ)

見直し

事業名	少年自然の家運営事業			所管課	健全育成課
現状	実施内容・目標値				
	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
プログラム数 281	新規・改良プログラム 20	新規・改良プログラム 20	新規・改良プログラム 20	新規・改良プログラム 20	新規・改良プログラム 20

4-2 非行を防止するための環境づくり

4-2-1 非行防止活動の推進

- ① 相談活動（来所相談・電話相談・訪問相談）を行うことにより、非行の未然防止を図ります。

(P151 相談活動事業)

- ② 学校・警察・地域の青少年育成団体等との連携を強化し、青少年の問題行動や非行の早期発見に努めます。

(P151 広報・啓発活動、関係機関との連携)

- ③ 地域等で活動する青少年育成団体や学校等が実施する非行防止に関する研修会や防犯訓練等に講師を派遣します。

(P151 広報・啓発活動)

4-2-2 補導活動の強化

- ① 青少年補導員が青少年育成委員会や青少年育成関係者と連携して、地域ぐるみで街頭補導等を実施し、青少年の非行防止に努めます。

(P151 補導活動事業、青少年育成委員会活動事業、青少年相談員活動事業)

- ② 補導活動の一環として、千葉市立小・中・高・特別支援学校の児童・生徒を対象にネット補導を実施し、問題行動の早期発見や非行防止に努めます。

(P151 ネット補導活動事業)

拡充

事業名	ネット補導活動事業			所管課	青少年課・トセンタ-
現状	実施内容・目標値				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
一部実施	実施内容検討	実施	継続実施	継続実施	継続実施

第5章 子ども・若者の安全の確保

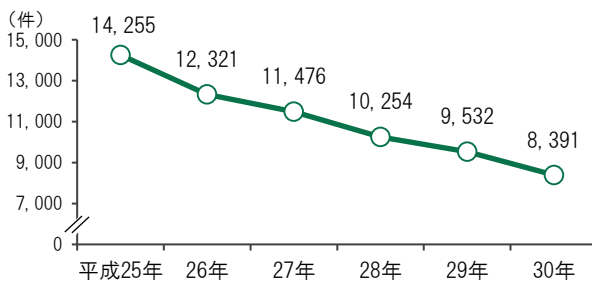
1 現状と課題

現 状

(1) 犯罪の発生

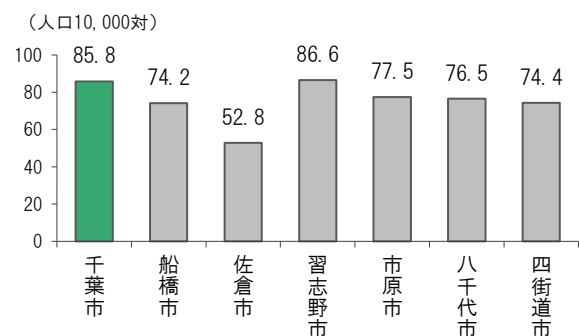
- 本市の刑法犯認知件数は減少傾向にあります。県内各市町村の人口1万人当たりの犯罪発生件数をみると、本市は近隣他市に比べ多くなっています(図表5-1-1、5-1-2)。

▼図表 5-1-1 刑法犯認知件数の推移



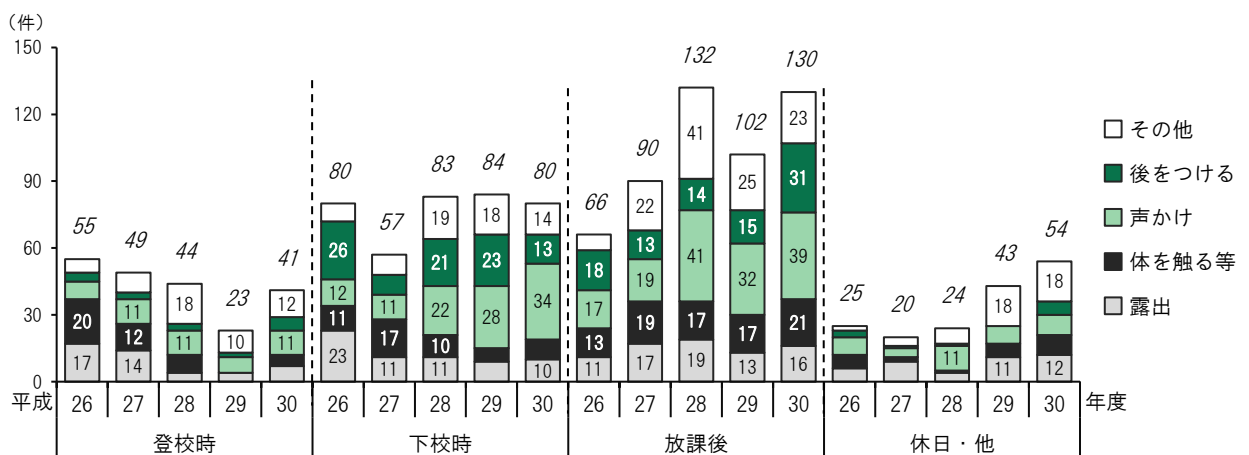
資料：千葉県警察本部「犯罪統計」

▼図表 5-1-2 人口1万人当たりの犯罪発生件数〔平成30年中〕



- 市内の小・中学校から教育委員会に寄せられた不審者情報数は、「登校時」は減少傾向にあります。一方、「放課後」「休日・他」では増加傾向にあります。特に、「放課後」では近年130件を超える情報が寄せられています(図表5-2)。

▼図表 5-2 教育委員会へ寄せられた不審者情報数

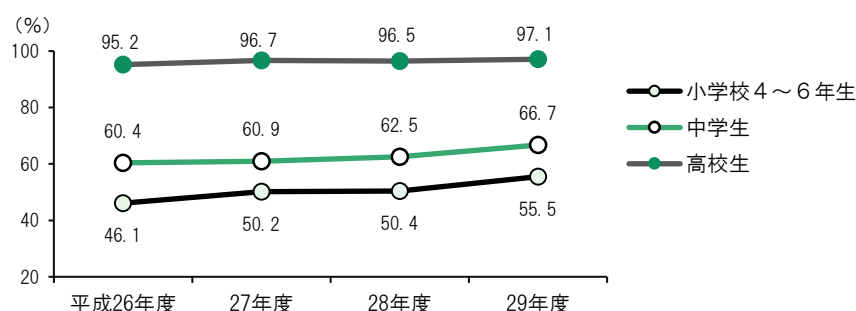


資料：千葉市教育委員会学事課調べ

(2) ソーシャルメディアの子ども・若者への普及

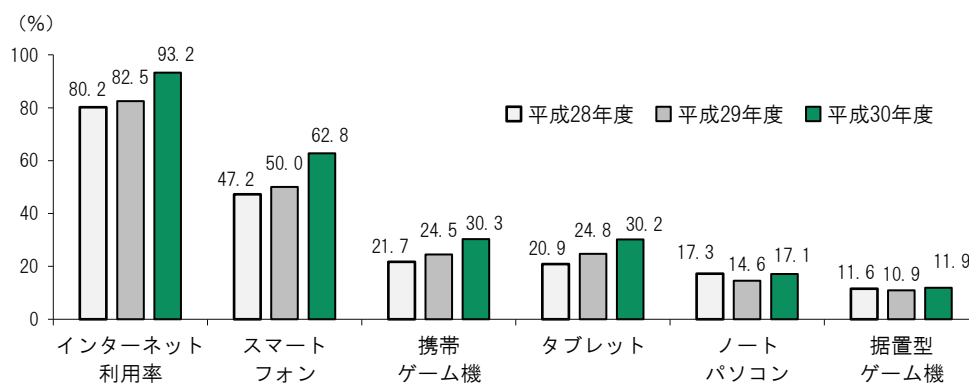
- 近年、スマートフォン・携帯電話の所有・利用率が上昇しており、小学生でも50%を超えています（図表5-3）。
- 手軽にインターネットを利用できる環境になり、インターネットの利用率は上昇しており、1日に2時間以上利用する割合も上昇傾向にあります（図表5-4、5-5）。

▼図表 5-3 青少年のスマートフォン・携帯電話の所有・利用率（全国）



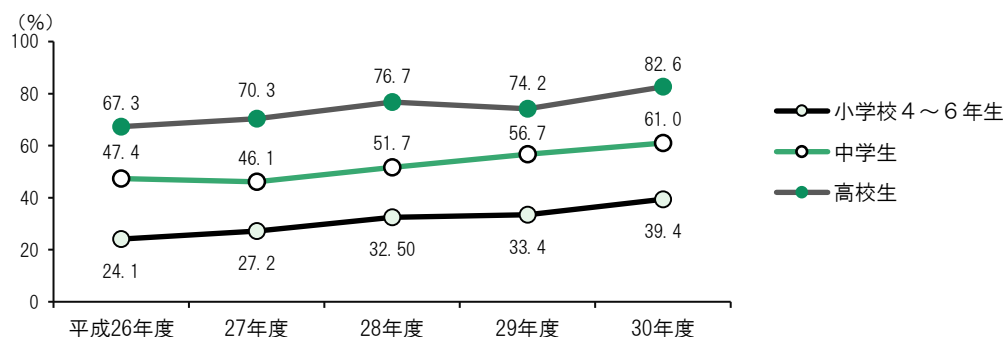
資料：内閣府「青少年のインターネットの利用環境実態調査」

▼図表 5-4 青少年のインターネット利用率（全国）



資料：内閣府「青少年のインターネットの利用環境実態調査」

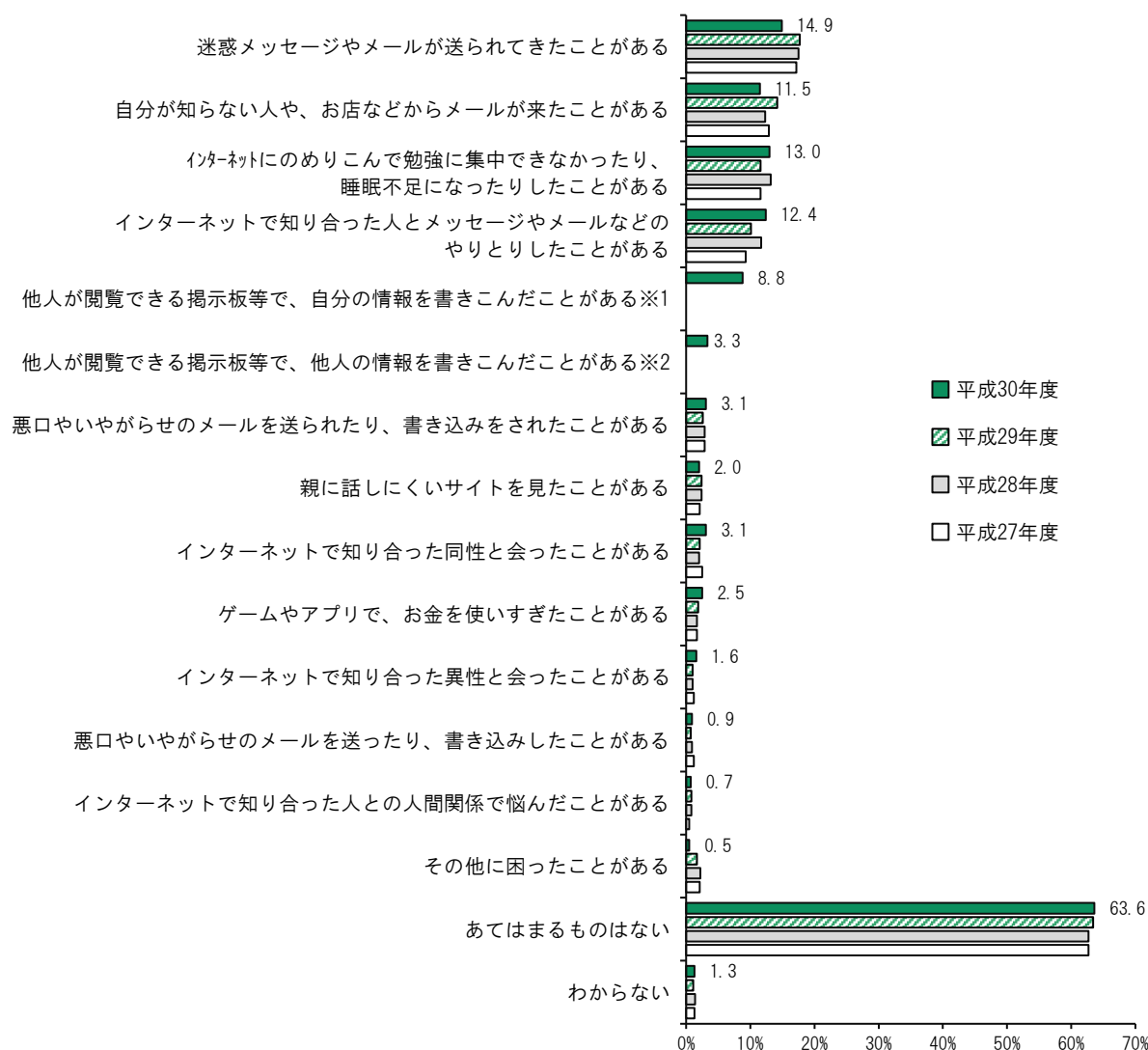
▼図表 5-5 インターネットの利用時間が2時間以上の割合（全国）



資料：内閣府「青少年のインターネットの利用環境実態調査」

- インターネットを利用する中で、「迷惑メッセージやメールが送られてきたことがある」「インターネットにのめりこんで勉強に集中できなかったり、睡眠不足になったりしたことがある」「インターネットで知り合った人とメッセージやメールなどのやりとりしたことがある」「自分が知らない人や、お店などからメールが来たことがある」者が10%以上となっています（図表5-6）。

▼図表 5-6 インターネット上の経験（複数回答）（全国）



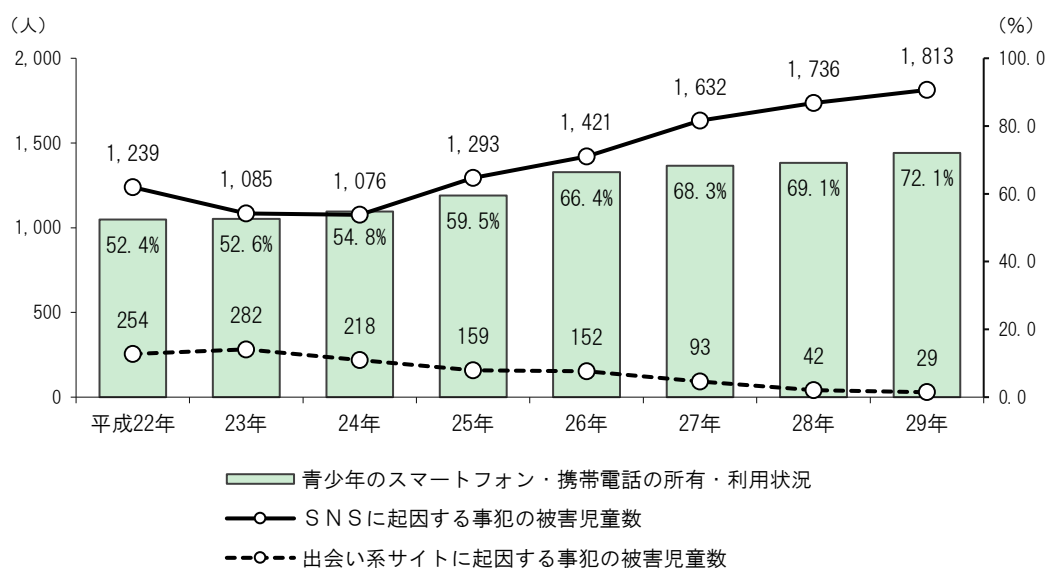
資料：内閣府「青少年のインターネットの利用環境実態調査」

※1：平成27年度～平成29年度の選択肢は「他人が閲覧できる掲示板等で、自分や他人の情報を書きこんだことがある」

※2：平成27年度～平成29年度では「プライバシーを侵害したり、差別的な内容が掲載されているサイトにアクセスすることがある」という選択肢がある。

- 全国では、出会い系サイトに起因した犯罪被害児童数が減少している一方で、SNSに起因した犯罪被害児童数が増加しています（図表5-7）。

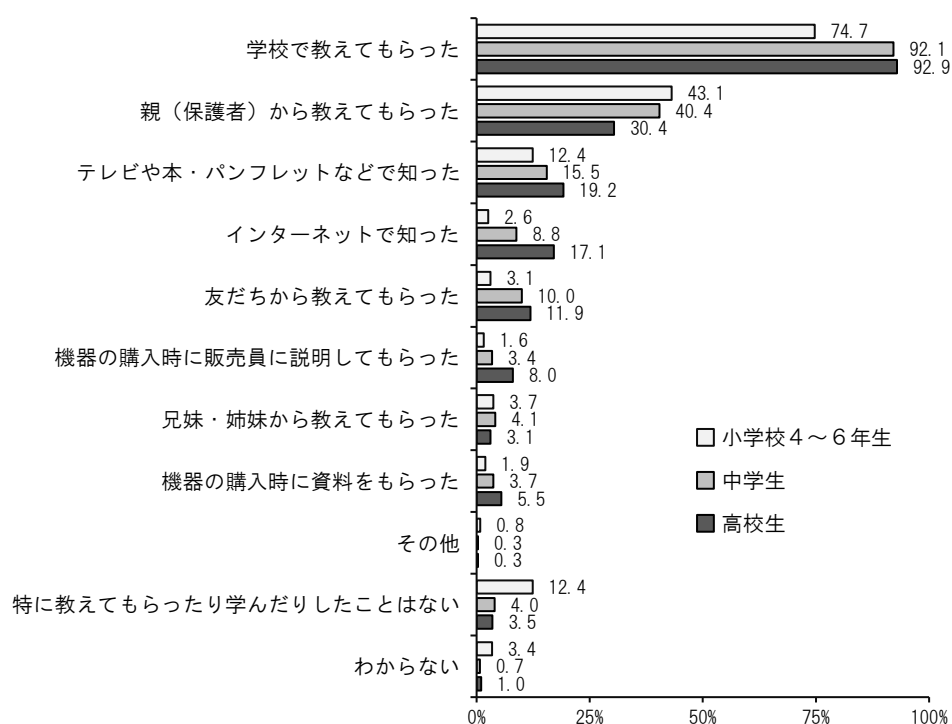
▼図表 5-7 SNS等に起因する事犯の被害児童数の推移（全国）



資料：警察庁少年課 平成29年におけるSNS等に起因する被害児童の現状と対策について（平成30年4月26日）

- インターネットの危険性に関する何らかの学習の経験がある中学生・高校生は95%を超えているものの、小学校4～6年生は84.2%という状況です（図表5-8）。

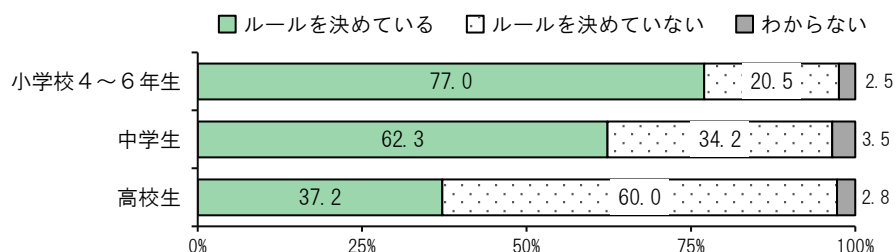
▼図表 5-8 インターネットの危険性に関する学習の経験（複数回答）〔平成30年度〕（全国）



資料：内閣府「平成30年度青少年のインターネットの利用環境実態調査」

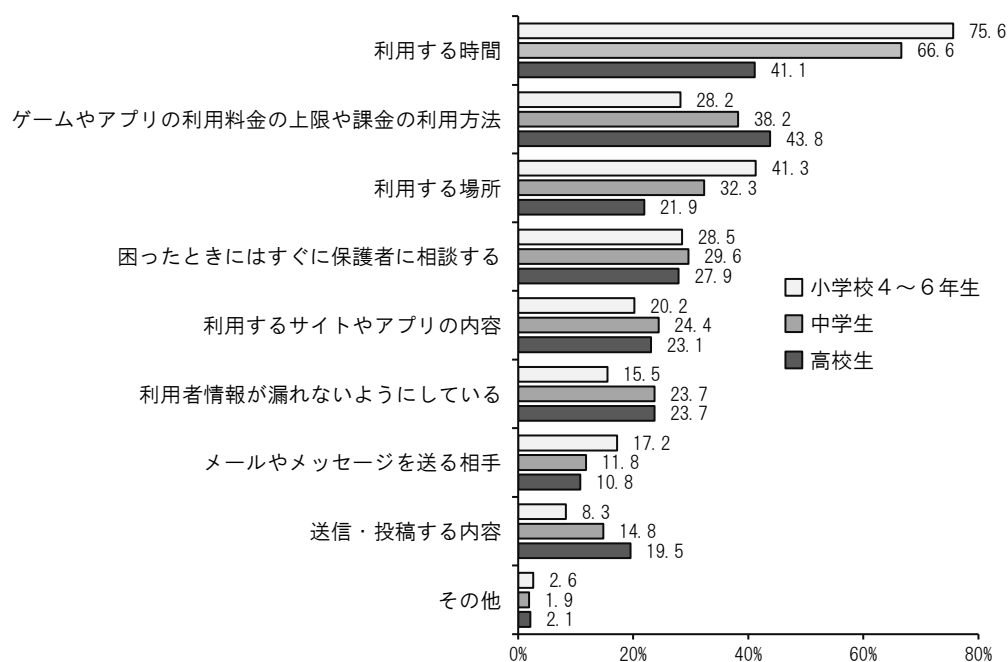
- インターネットの使い方について家庭で、「ルールを決めている」割合は小学校4～6年生が77.0%、中学生が62.3%、高校生が37.2%となっています。また、その内容は「利用する時間」がどの学年も多く、次いで小学校4～6年生は「利用する場所」、中学生、高校生は「ゲームやアプリの利用料金の上限や課金の利用方法」が多くなっています（図表5-9、5-10）。

▼図表 5-9 インターネットの使い方についての家庭のルール〔平成 30 年度〕（全国）



資料：内閣府「平成 30 年度青少年のインターネットの利用環境実態調査」

▼図表 5-10 家庭で決めているインターネットの使い方についてのルール（複数回答）〔平成 30 年度〕（全国）

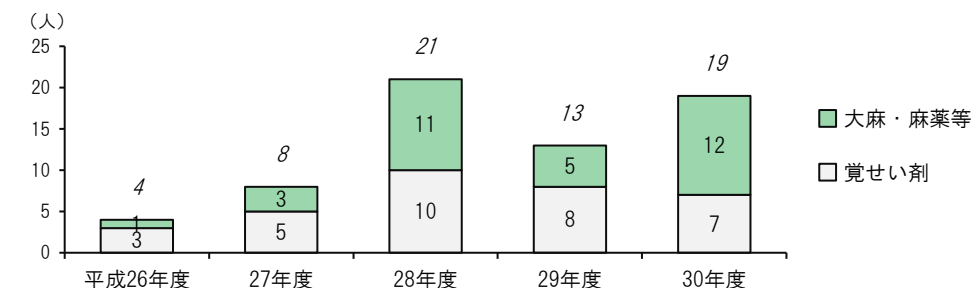


資料：内閣府「平成 30 年度青少年のインターネットの利用環境実態調査」

(3) 薬物乱用者の検挙状況

- 千葉県警察本部によると、平成30年に覚せい剤や大麻などの薬物乱用で検挙された少年は19人で、前年より6人増えています（図表5-11）。

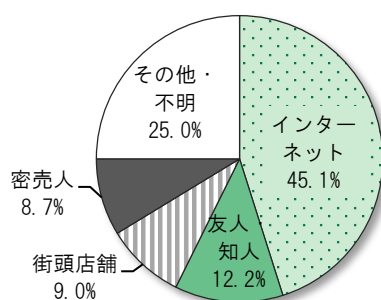
▼図表 5-11 薬物乱用少年の推移（千葉県）



資料：千葉県警察本部「2019年版 ちばの少年非行」

- 平成30年の危険ドラッグ乱用者の危険ドラッグの入手先は、インターネットの利用によるものが45.1%と最も多くなっています（図表5-12）。

▼図表 5-12 危険ドラッグ乱用者の入手先（全国・全年代）



資料：警察庁「平成30年における組織犯罪の情勢」平成31年3月

注）危険ドラッグ乱用者の検挙とは、危険ドラッグに係る検挙人員のうち、危険ドラッグを販売するなどにより検挙された供給者側を除いた検挙をいう。

課題

- ◎ 近年、子ども・若者が巻き込まれる事故や事件が後を絶たず、本市でも不審者情報が増えている状況です。
- ◎ 子ども・若者が犯罪等の被害に遭わないためには、子どもが自分の身を守ることができる力を高める必要があります。また、子どもや保護者に対して不審者情報等を提供するとともに、家庭、地域、学校、関係機関などが連携する必要があります。
- ◎ スマートフォン・携帯電話の普及によりインターネットの利用率が上昇し、それに伴う危険も高まりつつあります。本市でも「子どもの情報モラル啓発」として、インターネット利用のルール・マナーについてのホームページを作成し、役立つサイトや資料を掲載しています。今後もさらに中高生はもとより、小学生に対してもインターネットの危険性についての学習機会を増やしたり、家庭でのルールづくり等を促進したりすることが求められます。
- ◎ 危険ドラッグ等の薬物についてもインターネットを通じた入手が多く、薬物に関する正しい知識と危険性を周知する必要があります。

2 目指すべき姿

- 子ども・若者が犯罪等の被害に遭わない安全・安心に暮らせるまちにすること。
- 犯罪等から、自分の身を守ることができる子ども・若者を育成すること。

3 主な取組内容

5-1 子ども・若者を犯罪等から守る地域づくり

5-1-1 地域の青少年育成団体等によるパトロールや環境浄化活動の推進

- ① 子ども・若者が犯罪の被害に遭わない環境をつくるために、補導活動、パトロールなど、学校・地域・関係機関が連携した防犯活動を推進します。

(P152 青少年育成委員会活動事業、補導活動事業、青少年相談員活動事業、防犯ウォーキング、青色防犯パトロール、学校セーフティウォッチ事業、青色防犯パトロール実施団体へのドライブレコーダー配付)

- ② 青少年非行の誘因となっている有害環境を調査・点検し、警察署や青少年育成委員会、青少年補導員、青少年相談員等が連携して有害環境の浄化に努めます。

(P152 環境浄化活動、青少年育成委員会活動事業、青少年相談員活動事業)

- ③ 県青少年健全育成条例に基づく立入調査事務により、コンビニ、書店、カラオケボックス、携帯電話販売店等の条例の遵守状況を確認し、注意・勧告を行います。

(P152 立入調査事業)

5-1-2 子どものための緊急避難場所の充実及び周知

- ① 青少年育成委員会が主体となって、子どもの緊急避難場所として家庭や店舗などを「こども110番のいえ」として登録し、子どもの安全を守ります。また、学校・保護者を通じて、子どもに対し「こども110番のいえ」の周知を図ります。

(P152 こども110番のいえ、青少年育成委員会活動事業、家庭教育資料作成事業)

5-1-3 九都県市共同による環境浄化活動の推進

- ① 青少年を取り巻く様々な問題は都県域を超えて共通化しているため、九都県市で青少年の健全育成について協議し、共同の取組を行います。

(P152 九都県市共同啓発事業)

5-1-4 子ども・若者及びその家族に対する情報発信

- ① 広報紙・ホームページ・電子メールなどを通して、不審者情報や防犯情報などを発信し、保護者や子どもに注意喚起を行います。

(P152 青少年育成委員会活動事業、青少年相談員活動事業、広報・啓発活動、ちばし安全・安心メール)

5-2 子ども・若者が犯罪等から自分の身を守ることができる力の向上

5-2-1 犯罪等に関する防犯教室等の開催及び周知

- ① 地域の青少年育成団体等による防犯教室や安全教室等を実施し、子どもが自分の身を守ることができる力の向上を図ります。

(P153 青少年育成委員会活動事業、青少年相談員活動事業)

- ② 「危険ドラッグ」等の危険性を子ども・若者に対して周知するため、薬物乱用防止教室等の実施や啓発活動を行います。

(P153 薬物乱用防止対策、健康教育推進事業、家庭教育資料作成事業)

5-2-2 子どもの情報モラルの向上

- ① 子どもがインターネットを利用する上でのルール・マナーを周知し、家庭でのルールづくりを奨励するために以下のような取り組みを行います。

(P153 子どもの情報モラル啓発、家庭教育資料作成事業、情報モラル教育の推進)

- ・インターネット上のトラブルや問題例を紹介しインターネット等の適切な利用を啓発（無料通信アプリ等による人間関係のトラブル、自撮り写真のSNS上に掲載による被害、悪質有料サイトの被害、出会い系サイトでの被害、ネット依存症 等）
- ・家庭教育資料の配布
- ・市ホームページに、子どもの情報モラルの向上に役立つサイトや資料を掲載
- ・子どもが使用するスマートフォン等の電子機器へのフィルタリングの推奨
- ・市ホームページや家庭教育資料において家庭でのルール例の紹介


 見直し

事業名	家庭教育資料作成事業			所管課	健全育成課
現状	実施内容・目標値				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	「親ナビ」の発行 内容更新 資料拡充検討	内容更新 資料拡充検討	内容更新 新資料配布	内容更新 継続実施	内容更新 継続実施

第6章 子ども・若者の居場所づくり

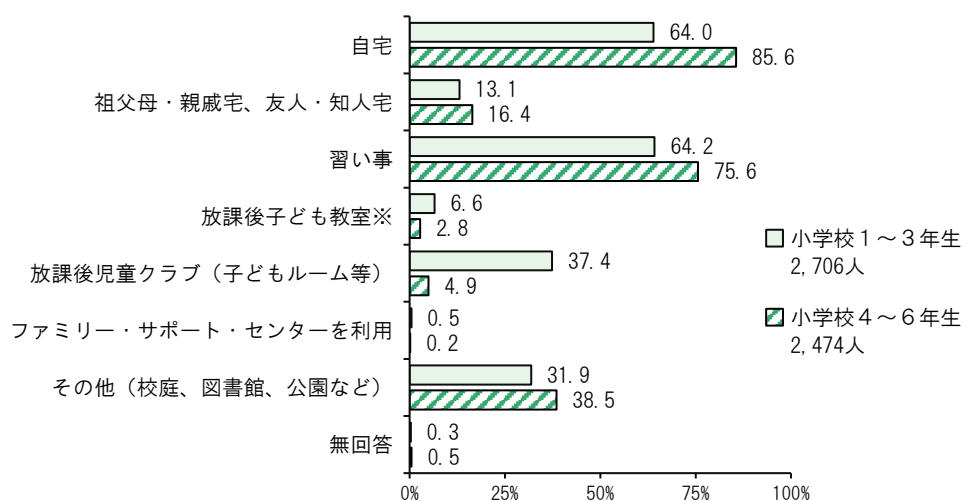
1 現状と課題

現 状

(1) 子どもルームの状況

- 子どもルーム※の利用者数は増加しており、平成26年度から平成30年度にかけて2,739人増となっています（P37「図表1-11 放課後児童クラブ利用者数・施設数の推移」を参照）。
- 女性の就労の増加や働き方の多様化、対象年齢の拡大などにより子どもルームの需要は年々高まり、平成30年度には待機児童数が過去最多の638人となっています。なかでも高学年児童の待機児童数が増加しています（P38「図表1-12 放課後児童クラブ待機児童数の推移」を参照）。
- 小学生の平日の放課後の過ごし方は、「自宅」「習い事」「その他（校庭、図書館、公園など）」が上位を占めていますが、小学校1～3年生では「放課後児童クラブ（子どもルーム等）」が37.4%と3番目に多くなっています（図表6-1）。

▼図表 6-1 放課後（平日の授業終了後）の過ごし方



資料：千葉市H30 ニーズ調査

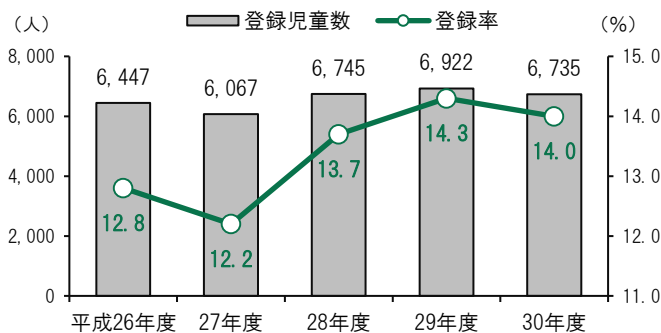
※放課後子ども教室：放課後子ども総合プランにおける「放課後子供教室」を、本市においては「放課後子ども教室」とする。

※ 本市では、放課後児童健全育成事業を行う場所を「子どもルーム」と呼んでいる。

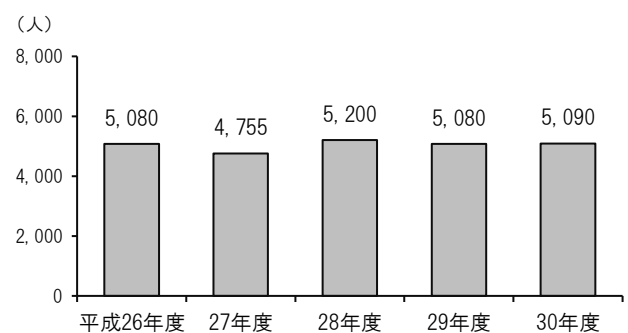
(2) 放課後子ども教室の状況

- 放課後子ども教室※の登録児童数は、全校児童数の減少に伴い平成27年度まで減少傾向にありましたが、平成28年度から再び増加し、平成30年度の登録率は14.0%となっています（図表6-2-1）。
- 放課後子ども教室の協力員（無償ボランティア）の参加人数は平成27年度まで減少傾向にあり、平成28年度からは5,000人を超えていますが、大きな伸びはみられません（図表6-2-2）。

▼図表 6-2-1 放課後子ども教室の登録児童数と登録率の推移



▼図表 6-2-2 協力員（無償ボランティア）参加人数の推移

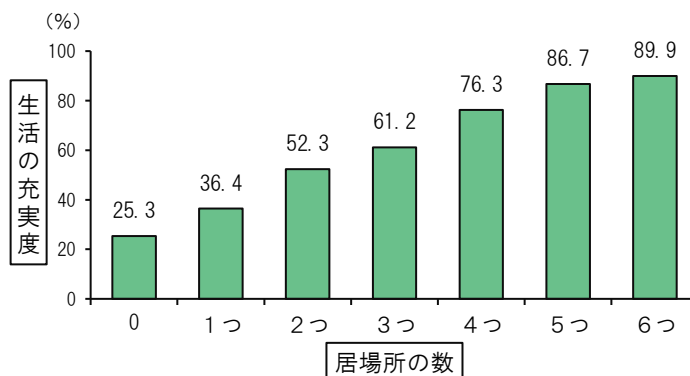


資料：千葉市生涯学習振興課調べ

(3) 子供・若者の居場所・つながりと生活の充実度

- 自分の居場所と感じている場所が多いほど、生活の充実度が高い傾向にあります（図表6-3-1）。
- 学校の友人・地域の人とのつながりにおいて、何でも悩みを相談できる人がいると感じている人の方が、感じていない人よりも生活の充実度が高い傾向にあります（図表6-3-2）。

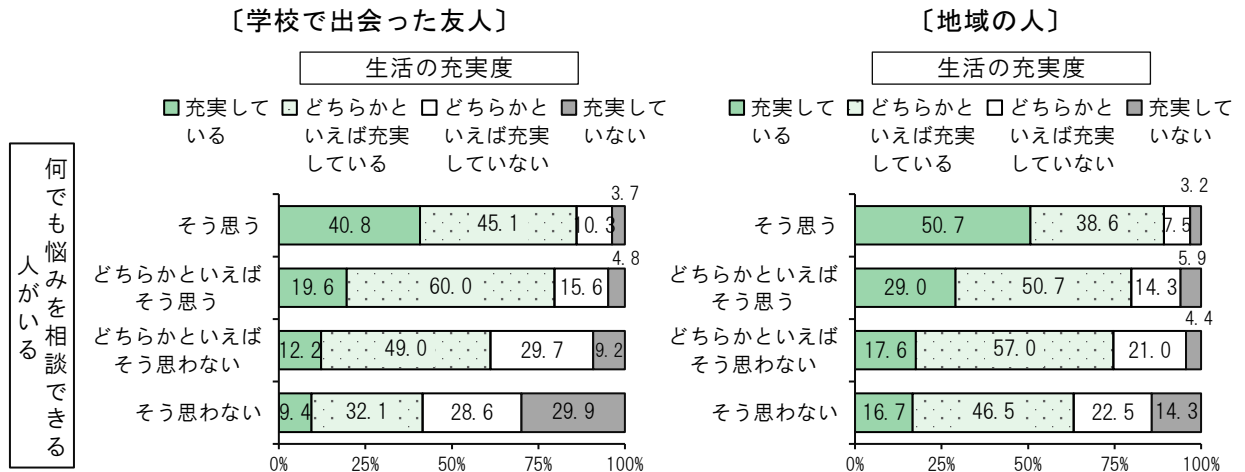
▼図表 6-3-1 居場所の数と生活の充実度



資料：内閣府「子供・若者白書（平成29年度）」

※ 新・放課後子ども総合プランにおける「放課後子供教室」を、本市においては「放課後子ども教室」とする。

▼図表 6-3-2 つながりの認識別の生活の充実度



資料：内閣府「子供・若者白書（平成 29 年度）」

課題

- ◎ すべての児童の安全・安心な居場所を確保する必要がありますが、子どもルームでは、待機児童数が増加しており、さらなる整備が急務となっています。また、受け皿拡大のための指導員の確保のほか、一部の学校では余裕教室などの場所の確保が困難な状況もあります。
- ◎ 地域の参画などにより放課後に多様な体験・活動を提供することができる放課後子ども教室に子どもルームの児童が参加する共通プログラムを一部の学校で行っていますが、活動するための余裕教室や地域の担い手が不足している状況があります。
- ◎ 引き続き子どもルームの整備・拡充を図るとともに、子どもルームと放課後子ども教室を一体的に運営するアフタースクール事業への移行を推進する必要があります。また、学校施設のほか、公民館等の活用による多様な居場所の提供の必要性についても検討を行う必要があります。
- ◎ 市内全域で幅広い年齢の子どもたちに居場所を提供するために、市民団体等が取り組むこどもの居場所づくりを支援するとともに、「信頼できる身近な相談相手」となる大人を育成していく必要があります。

2 目指すべき姿

- すべての就学児童が安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるようにすること。

3 主な取組内容

6-1 学校施設等を活用した安全・安心な居場所の確保

6-1-1 子どもルームの拡充

① 待機児童の状況等を考慮した上で、既存の子どもルームでの受入れが困難な地域については、小学校の余裕教室利用や学校敷地内への増設により、子どもルームの受入枠の拡大を行います。

② 校外にある子どもルームについて、校内への移転を推進していきます。

(P153 子どもルームの拡充)

拡充

事業名		子どもルームの拡充			所管課	健全育成課
現状		実施内容・目標値				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
児童数	10,752人	11,993人	12,923人	13,449人	13,875人	13,875人
施設数	171か所	177か所	188か所	195か所	198か所	198か所
校内施設割合	78.4%	79.7%	80.9%	81.5%	81.8%	81.8%

※上記には、放課後子ども教室と子どもルームを一体的に運営するアフタースクール事業分（共働きの家庭等に限る）を含む。

6-1-2 放課後子ども教室における学習支援・多様なプログラムの充実

① 地域の参画を得て、学習・体験・交流の機会を設けてきたこれまでの取組みを継続していきます。

(P153 放課後子ども教室の実施)

6-1-3 放課後子ども教室と子どもルームの連携

① 共働き家庭等の児童を含む希望するすべての児童が放課後子ども教室の活動プログラムに参加できるよう、子どもルームの児童が参加する共通プログラムの実施にあたっては、放課後子ども教室と子どもルームで連携を図ります。

(P153 放課後子ども教室と子どもルームの連携)

拡充

事業名		放課後子ども教室と子どもルームの連携			所管課	生涯学習振興課 健全育成課
現状		実施内容・目標値				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
94校		94校	95校	95校	96校	96校

※上記の連携は、国では「一体型」として、放課後子ども教室と子どもルームの児童が、同一の小中学校内等の活動場所において、放課後子ども教室開催時に共通のプログラムに参加できるものをいう。

(目標値は学校適正配置による学校数の減を見込んだ数。)

※放課後子ども教室の目標事業量等については、千葉市放課後子どもプランで定めている。

- ② 放課後子ども教室と子どもルームの運営を一体的に行い、放課後に希望するすべての児童を対象に「安全・安心に過ごせる居場所」と「学びのきっかけ」を提供する放課後子ども教室・子どもルーム一体型モデル事業を、アフタースクール事業として本格実施します。

(P153 アフタースクールの実施)

拡充

事業名	アフタースクールの実施				所管課	生涯学習振興課 健全育成課
現状	実施内容・目標値					
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
6校	12校	18校	拡充	拡充	拡充	

※平成29年度から放課後子ども教室と子どもルームの一体的運営をモデル事業として実施し、令和2年度から「アフタースクール事業」として本格実施するもの。

6-1-4 総合的な放課後対策の推進

- ① 教育委員会と市長部局との連携を強化し、総合的な放課後対策に取り組めます。
- ② 放課後子ども教室及び子どもルームの実施場所として、学校施設等を有効的かつ積極的に活用していきます。
- ③ 小学校の放課後において、校庭を安全・安心な居場所として開放します。

(P153 総合的な放課後対策の推進)

(P153 放課後の校庭開放事業（仮称）)

6-2 地域と連携した子どもの居場所づくり

6-2-1 子どもを見守る大人の育成

- ① こどもの居場所の全市展開を図るため、公開講座を開催し、こどもの居場所で活躍できる人材を育成します。

(P154 信頼できる大人の育成)

拡充

事業名	信頼できる大人の育成				所管課	こども企画課
現状	実施内容・目標値					
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
受講者数 39人	受講者数 50人	受講者数 60人	受講者数 70人	受講者数 80人	受講者数 90人	

6-2-2 地域と連携した子どもの居場所の提供

- ① 学校でも家庭でもない、信頼できる大人が見守る第3の居場所であるどこでもこどもカフェの開催支援や、子どもが放課後・休日に過ごせる子ども交流館の運営等により、子どもたちが気軽に立ち寄り、安心・安全に過ごせる地域の身近な居場所を提供します。

(P154 どこでもこどもカフェの開催支援、子ども交流館の運営、放課後の校庭開放事業（仮称）、公民館における子どもの居場所の確保）

- ② 都市公園において、プレーパークを自主的に開催している市民団体の運営の継続及び運営する市民団体の増加のため、プレーリーダーの派遣を行います。

(P154 プレーパーク定期開催団体への支援、子どもたちの森公園プレーパーク運営)

- ③ 地域の子どもの居場所を運営する団体等のネットワーク化により、情報共有と連携強化を図ります。

(P154 子どもの居場所のネットワーク化推進)

拡充

事業名	子どもの居場所のネットワーク化推進				所管課	こども企画課
現状	実施内容・目標値					
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
	未実施	参加団体 30 団体	参加団体 35 団体	参加団体 40 団体	参加団体 45 団体	参加団体 50 団体

第7章 ひとり親家庭の自立支援の推進

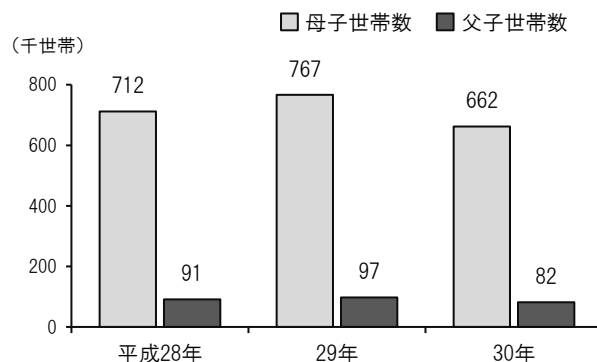
1 現状と課題

現 状

(1) ひとり親家庭の推移

- 全国の母子世帯数、父子世帯数※は、ともに平成29年に増加したものの、平成30年には減少しています（図表7-1）。

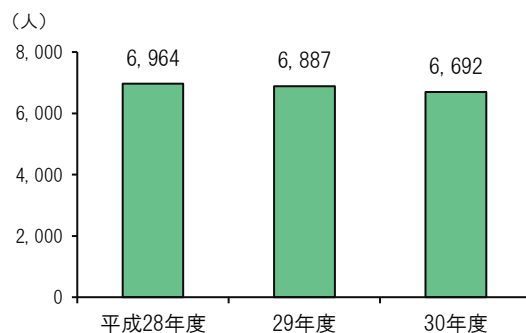
▼図表 7-1 母子・父子世帯数の推移（推計数）（全国）



資料：厚生労働省「平成30年 国民生活基礎調査」

- 本市の児童扶養手当受給資格者は減少傾向にあります（図表7-2）。

▼図表 7-2 児童扶養手当受給資格者数の推移



資料：千葉市こども家庭支援課調べ

※ 母子世帯／父子世帯：死別・離別・その他の理由（未婚の場合を含む）で、現に配偶者のいない65歳未満の女／男（配偶者が長期間生死不明の場合を含む）と20歳未満のその子（養子を含む）のみで構成している世帯をいう。

(2) 経済的困窮

- 母子世帯と父子世帯の平均収入（平成27年）は、それぞれ348万円と573万円になっており、児童のいる世帯（母子・父子世帯を含む）と所得額（平成27年）で比較すると、児童のいる世帯の平均が707.6万円であるのに対し、母子世帯は270.1万円と大きく下回っています。また、ひとり親家庭の子どもの大学等への進学率は全世帯に比べて低くなっています（図表7-3、7-4、7-5）。

▼図表 7-3 母子世帯と父子世帯の収入〔平成 27 年〕（全国）

	平成 27 年
母子世帯	348 万円
父子世帯	573 万円

資料：「平成 28 年度全国ひとり親世帯等調査」

▼図表 7-4 児童のいる世帯及び母子世帯の 1 世帯あたりの平均所得金額〔平成 27 年〕（全国）

	平成 27 年
児童のいる世帯	707.6 万円
母子世帯	270.1 万円

資料：厚生労働省「平成 28 年国民生活基礎調査」

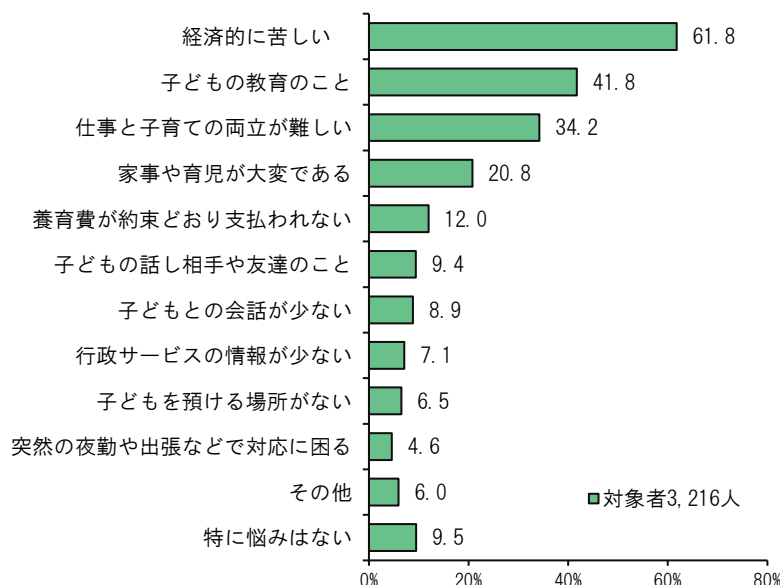
▼図表 7-5 ひとり親家庭の子どもの進学率（全国）

	ひとり親家庭 〔平成 28 年度〕	全世帯 〔平成 29 年度〕
高校等への進学率	96.3%	99.0%
大学等への進学率	58.5%	73.0%

資料：令和元年版子供・若者白書 ひとり親家庭：「全国ひとり親世帯等調査」（平成 28 年度）、
全世帯：「学校基本統計」（平成 29 年度）

- ひとり親家庭の現在の悩みは「経済的に苦しい」が約6割となっています（図表7-6）。

▼図表 7-6 ひとり親家庭の悩み（複数回答）

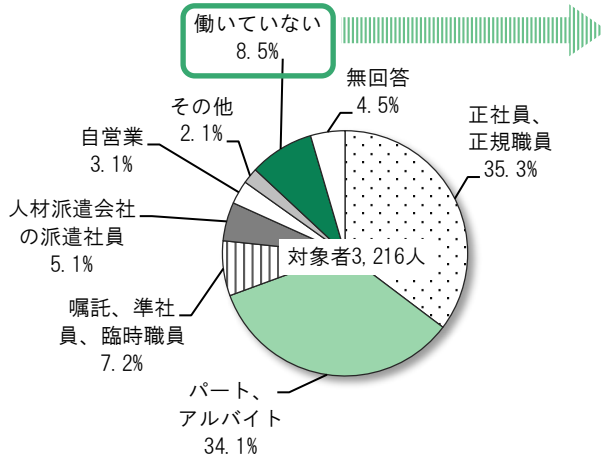


資料：千葉市 R 1 ひとり親アンケート

(3) 就業支援の必要

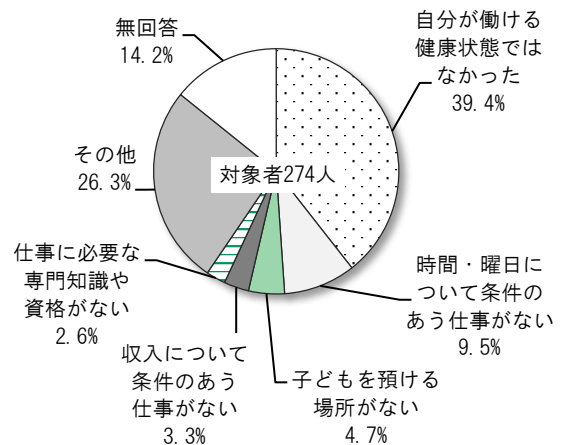
○ ひとり親家庭の就業形態は、「正社員、正規職員」が35.3%となっており、「働いていない」が8.5%となっています。また、働いていない主な理由は、「自分が働ける健康状態ではなかった」が約4割となっています（図表7-7-1、7-7-2）。

▼図表 7-7-1 ひとり親家庭の就業形態



資料：千葉市R1ひとり親アンケート

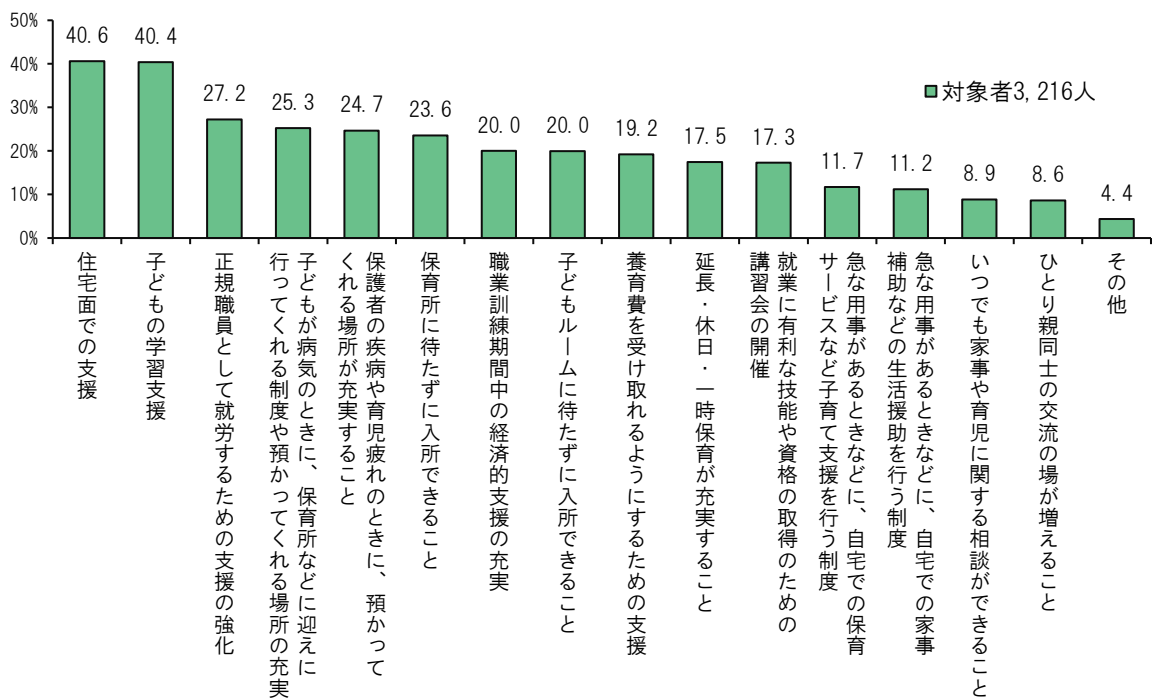
▼図表 7-7-2 未就業の理由



(4) 市に求められている取組み

○ 本市に求められているひとり親家庭への支援策は「住宅面での支援」「子どもの学習支援」が約4割となっています（図表7-8）。

▼図表 7-8 ひとり親家庭への支援策として市が優先的に取り組むべきこと（複数回答）



資料：千葉市R1ひとり親アンケート

課題

- ◎ 全国的にはひとり親家庭の所得は子どものいる世帯より低く、子どもの大学等進学率も下回っています。本市の調査でも、ひとり親家庭は経済的な悩みが最も多くなっており、健康状態など様々な理由で働いていない親もいます。そのため、経済的な支援のほか、就業の支援も必要となります。
- ◎ ひとり親家庭では、子育てや家事と生計の維持を一人で担っている親が多く、経済面だけではなく生活面においても、様々な困難を抱えていることから、仕事と子育てを両立させるための家事・育児などの生活にかかる支援が求められます。また、生活全般において抱えている悩みや課題に対し、きめ細かく応じるための相談体制の整備や情報提供を充実させる必要があります。

2 目指すべき姿

- 自立に向けたきめ細やかな支援を行うことで、ひとり親家庭が安心して生活を送り、その子どもたちが心身ともに健やかに成長できる社会を実現すること。

3 主な取組内容

7-1 相談支援体制の整備

7-1-1 適切な相談対応の実施

- ① 国・民間団体等関係機関の実施事業を有効活用した適切な相談対応を実施します。
(P154 相談体制の充実、母子・父子自立支援員、土日・夜間電話相談、遺児等のグリーフケア)

7-1-2 制度対象者への情報提供

- ① プッシュ型情報提供の仕組みを利用することなどにより、各事業の対象者に必要な情報が的確に届くようにするとともに、提供する情報の充実を図ります。
(P154 制度対象者への情報提供等)

7-2 子育て支援、生活の場の整備

7-2-1 子育て支援の推進

- ① 認定こども園、保育所等、子どもルームへの優先入所を実施するとともに、「ファミリー・サポート・センター事業」や「子育て短期支援事業」等の子育て支援事業に係る利用者負担の軽減を図ります。

(P155 認定こども園、保育所等、子どもルームへの優先入所、子育て支援事業の利用者負担軽減)

7-2-2 生活支援の推進

- ① 一時的に援助が必要なひとり親家庭等に家庭生活支援員を派遣し、家事・育児の援助等を行う日常生活支援事業を実施します。

(P155 日常生活支援)

- ② ひとり親家庭の暮らし・子育てなどを支援するため、各種行政サービスや法律知識をテーマにした生活支援講習会等を実施するとともに、お互いの悩みを打ち明け相談しあう場づくりとして、情報交換事業を実施します。

(P155 生活支援講習会、情報交換事業)

- ③ 賃貸住宅の紹介や入居等に関する情報提供・助言を行うとともに、ひとり親家庭が市営住宅に入居する際の優遇措置を推進するほか、パンフレット等を活用し、施策の周知を行います。

(P155 市営住宅入居時の優遇措置の推進、民間賃貸住宅入居支援制度の推進)

7-3 就業支援策

7-3-1 就業相談の充実

- ① 母子家庭等就業・自立支援センター事業として、母子家庭等の就業と自立を支援するため、就業相談員による就業相談や、ハローワークと連携した就業支援を行うとともに、資格・技能取得のための講習会等を実施します。

(P155 母子家庭等就業・自立支援センター、就業支援講習会)

7-3-2 資格、技能習得の支援の推進

- ① 就業する際に必要な技術や資格の取得を促進するため、「高等職業訓練促進給付金」等の給付事業を実施します。

(P155 高等職業訓練促進給付金、自立支援教育訓練給付金、高等学校卒業程度認定試験合格支援、高等職業訓練促進資金貸付)

7-4 養育費の確保及び面会交流に関する取り決めの促進

7-4-1 適切な相談対応の実施

- ① 子どものための養育費及び面会交流等について、弁護士による無料相談を実施します。

(P155 弁護士による養育費相談)

7-5 経済的支援策

7-5-1 貸付金による支援の推進

- ① 母子及び父子家庭等の方の経済的自立を支援するため、子どもの修学資金等の貸付を行います。

(P156 母子・父子・寡婦福祉資金貸付)

7-5-2 経済的負担の軽減

- ① 児童扶養手当制度の給付業務を適正に行います。
- ② 母子及び父子家庭等に対する医療費助成を実施するほか、関係団体と協議しながら、現物給付化を実施し、受給者の利便性の向上を図ります。

(P156 母子・父子家庭等医療費助成)

拡充

事業名	母子・父子家庭等医療費助成				所管課	こども家庭支援課
現状	実施内容・目標値					
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
償還払い	関係団体と協議	現物給付化	継続実施	継続実施	継続実施	

- ③ 未婚のシングルマザー・ファザーに寡婦（夫）控除をみなし適用し、保育料・子どもルーム利用料等の軽減を図ります。

(P156 保育料・子どもルーム利用料等負担軽減（みなし寡婦控除）)

7-5-3 子どもへの貧困の連鎖の防止

- ① 経済的に特に困窮しているひとり親家庭の児童に対して、クーポン券を提供し、学習塾や習い事等に必要な費用の一部を助成します。

(P156 学校外教育バウチャー)

見直し

事業名	学校外教育バウチャー				所管課	こども家庭支援課
現状	実施内容・目標値					
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
実施	継続実施	実施内容検討	必要に応じ見直し	継続実施	継続実施	

第8章 児童虐待防止対策の充実

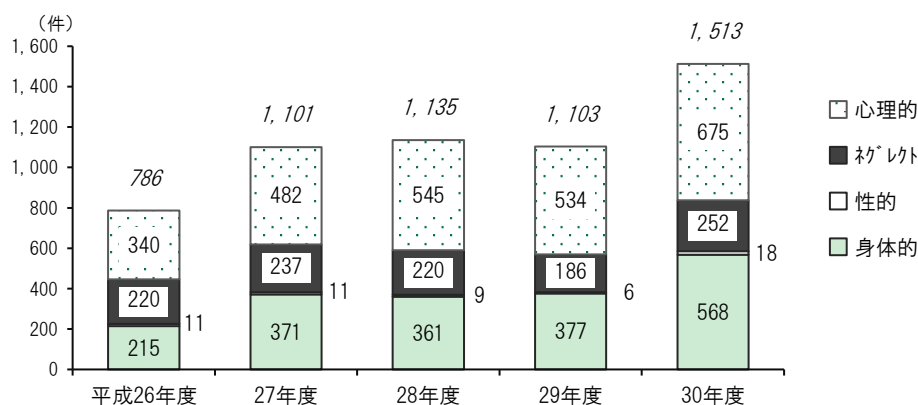
1 現状と課題

現 状

(1) 児童虐待相談対応件数の増加

- 児童相談所の児童虐待相談対応件数は増加しており、平成30年度は1,513件で、平成26年度の約2倍の件数となっています。虐待種別は、心理的虐待、身体的虐待の件数が多くなっています（図表8-1）。

▼図表 8-1 児童相談所の虐待相談対応件数の推移



資料：千葉市児童相談所調べ

※身体的虐待：殴る、蹴る、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる、首を絞める、縄などにより一室に拘束する など

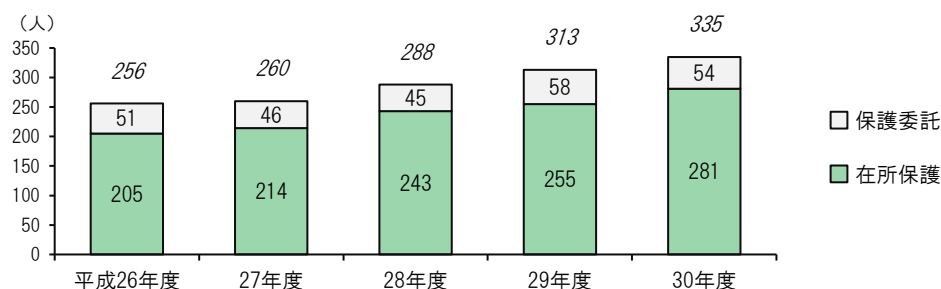
※性的虐待：児童への性的行為、性的行為を見せる、性器を触る又は触らせる、ポルノグラフィの被写体にする など

※ネグレクト：家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かない など

※心理的虐待：言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、児童の目の前で家族に対して暴力をふるう（ドメスティック・バイオレンス：DV） など

- 一時保護所の保護児童数は増加傾向にあり、平成30年度は335人で、平成26年度から79人増加しています（図表8-2）。

▼図表 8-2 一時保護児童数の推移



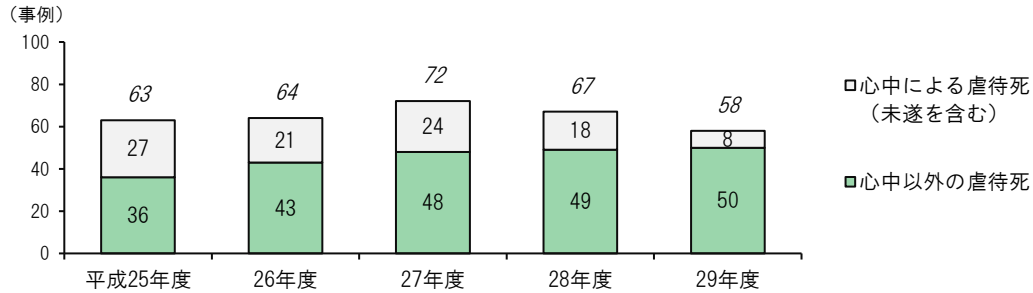
資料：千葉市児童相談所調べ

※在所保護：一時保護所への入所

保護委託：子どもの疾病や障害などの状況により、施設などで保護する。

- 全国の児童虐待による死亡事例は後を絶たず、平成29年度は全国で58事例となっています。児童虐待は、児童の心身の成長や人格の形成に重大な影響を与え、時には、生命にかかわる、極めて深刻な人権侵害であり、また、世代間連鎖により、次の世代にまで影響を及ぼすなど、社会全体で防止に取り組むべき問題となっています。

▼図表 8-3 子ども虐待による死亡事例数の推移（全国）



資料：厚生労働省「子ども虐待による死亡事例等の検証結果」第11次～第15次報告
※未遂とは、親は生存したが子どもは死亡した事例をいう。

（2）育児不安の増加（P82 再掲）

- 育児に言いようのない不安を感じる親の割合は、1歳6か月児を持つ親では減少していますが、4か月児を持つ親では増加傾向となっており、平成13年度から平成28年度にかけて3.3ポイント増加しています。3歳児を持つ親では平成23年度まで減少傾向でしたが、平成28年度に再び上昇しています（P82「図表2-5 育児に言いようのない不安を感じる親の割合」を参照）。

課題

- ◎ 子どもの心身の健やかな発達を妨げ、生命を脅かす児童虐待の発生は依然として増えており、近年においても悲惨な事件が後を絶ちません。このような中、児童福祉法の累次改正により、「子どもが権利の主体であること」「家庭と同様の環境における児童の養育の推進」「しつけを名目とした児童虐待の防止」等の理念が明確化されるなど、児童虐待防止対策が強化されています。
- ◎ 本市においても児童虐待相談対応件数が増加しており、一時保護児童数も増加傾向にあります。このため、児童相談所の機能を強化させるとともに、一時保護体制の充実を図ることが喫緊の課題です。
- ◎ 育児不安や孤立等から虐待につながるようなことがないよう、相談体制を強化し、発生予防と早期発見に努めることが重要です。
- ◎ 現に生じている虐待については、深刻化しないよう、早期に発見し、児童虐待相談につなげるとともに、迅速な児童の安全確認・保護、保護者指導等、早期に対応する必要があります。
- ◎ 子どもに関わる様々な機関が、それぞれの専門性を高め、連携を図るとともに、社会全体で児童虐待の防止に取り組む必要があります。

2 目指すべき姿

- すべての子どもの権利と最善の利益が尊重され、「暴力によらない子育て」により、子どもが安全に、安心して育まれる社会を実現すること。

3 主な取組内容

8-1 暴力によらない子育てや児童虐待防止への協力を広く周知・啓発

8-1-1 市民への周知・啓発活動の実施

- ① 社会全体で児童虐待を防止するため、防止への協力について、広く市民に対し、周知・啓発を行います。

(P156 オレンジリボンキャンペーン)

- ② 暴力によらない子育ての実践について、先進的な心理教育プログラム等を調査・研究するとともに、プログラム指導者を養成する等、広く市民に対し、周知・啓発を行います。

(P156 児童虐待防止に向けた民間プログラムの実施、養成指導者による心理教育プログラムの市民向け講座実施、暴力によらない子育ての周知・啓発、DV被害者・児童への心理教育プログラム事業)

8-2 発生予防から適切な保護、必要な援助に至るまでの施策の充実・組織の体制強化

8-2-1 早期対応に係る体制の強化

- ① 増加する児童虐待相談に対し、児童相談所で、引き続き、24時間・365日対応していきます。

(P157 児童虐待相談受理・対応(24時間365日体制))

- ② 保健福祉センターにおいても、引き続き、児童虐待相談に対応していきます。

(P157 保健福祉センター児童虐待相談受理・対応)

8-2-2 発生予防・早期発見に関する施策の充実

- ① 母子健康手帳交付時の面接や乳児家庭全戸訪問事業、乳幼児健康診査等を通して、子育てに不安を抱えている家庭の把握に努め、必要に応じた支援につなげます。
(P157 母子健康手帳の交付・面接、乳児家庭全戸訪問事業、乳幼児健康診査)
- ② 子育てに不安や孤立感を抱いている家庭や虐待リスクのある家庭に対し、各種相談・訪問事業等により、育児不安や負担感の軽減を図ります。
(P157 養育支援訪問事業、育児相談、育児ストレス相談、子ども電話相談（児童相談所）、家庭児童相談、児童家庭支援センター）
- ③ 一時的に養育が困難な方の児童の預かりや、子育ての手助けをするサービスの提供により、育児不安や負担感の軽減を図ります。
(P157 子育て短期支援事業（ショートステイ）、子育て短期支援事業（トワイライトステイ）、一時預かり事業、エンゼルヘルパー派遣事業、ファミリー・サポート・センター事業）
- ④ 子育て中の親同士が気軽に話ができる交流の場や、相談・情報提供を行う場を提供することにより、育児不安や負担軽減を図ります。
(P157 地域子育て支援拠点事業)
- ⑤ 認定こども園、幼稚園、保育園等、小・中・高等学校における保育士、教職員が、早期発見の視点を持ちながら、子ども一人一人をよく観察するとともに、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどを活用した、学校における相談体制の充実を図ります。
(P157・158 スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー)
- ⑥ 子育てに悩みを抱える方や子ども本人からの相談に対して、近年、主要なコミュニケーションツールとなっているSNSの活用などにより相談窓口の充実を図ります。
(P158 SNSの活用などによる相談窓口の充実)

新規

事業名	SNSの活用などによる相談窓口の充実				所管課	こども家庭支援課 児童相談所
現状	実施内容・目標値					
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
未実施	試行実施 (8週/年)	試行実施	通年実施	通年実施	通年実施	

- ⑦ 子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、子ども等に関する相談全般から、より専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務等を行う支援拠点を各区に設置します。

(P158 子ども家庭総合支援拠点事業)

新規

事業名	子ども家庭総合支援拠点事業				所管課	こども家庭支援課
現状	実施内容・目標値					
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
未実施	方針検討	実施内容検討	全区に設置	継続実施	継続実施	

8-3 支援の質の向上及び関係機関の連携強化

8-3-1 職員研修の実施

- ① 複雑多様化する児童と家庭の状況に的確に対応するため、児童福祉司の法定研修をはじめ、県との合同研修や任意の各種研修への参加、OJTによる児童相談所職員の資質向上とあわせ、認定こども園、幼稚園、保育園等や学校等関係機関の職員に向けた研修を実施し、支援者の資質向上を図ります。

(P158 児童虐待防止研修)

8-3-2 関係機関との連携強化

- ① 「要保護児童対策及びDV防止地域協議会※」において、関係機関が方針と情報を共有し、緊密に連携して児童虐待に対応します。

(P158 要保護児童対策及びDV防止地域協議会)

- ② 情報システムの活用などにより、「要保護児童対策及びDV防止地域協議会」における専門的・効率的な情報共有の方法について検討します。

(P158 要保護児童対策及びDV防止地域協議会システム導入)

- ③ 千葉県警と締結した情報共有協定や千葉県人身安全関連事案連絡会議の活用など等により、適切な役割分担の下、児童の安全確認と安全確保を的確に行います。

(P158 千葉県警との情報共有)

8-4 児童相談所の人員体制強化・専門性の向上

新規

- ① 既に配置されている弁護士や警察官OB等の専門人材の活用し、困難なケースに的確に対応していきます。

(P158 弁護士・警察官OBの配置)

- ② 児童福祉法施行令改正による児童福祉司の配置標準見直し（令和4年度までに）に基づき、増員します。

(P158 児童福祉司の増員)

拡充

事業名	児童福祉司の増員			所管課	児童相談所
現状	実施内容・目標値				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
29人	39人	44人	49人	49人	49人

※ 要保護児童対策及びDV防止地域協議会とは、要保護児童等の早期発見及び適切な保護を図るため、関係機関の情報共有と支援内容の協議を行う協議会のこと。代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議の3層構造となっており、行政・警察・児童福祉施設・民間団体等から構成される。

③ 児童心理司の配置基準の法定化に基づき、増員します。（令和6年度までに）

(P158 児童心理司の増員)

拡充

事業名	児童心理司の増員				所管課	児童相談所
現状	実施内容・目標値					
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
15人	20人	22人	24人	24人	24人	

8-5 一時保護体制の充実

新規

- ① 子どもの視点に立って、権利が保障され、一時保護を必要とする子どもを適切な環境において保護できるよう、里親や児童福祉施設への一時保護委託等を活用し、一時保護所の在所日数を短縮します。

(P159 一時保護環境の改善・体制強化)

拡充

事業名	一時保護環境の改善・体制強化				所管課	児童相談所
現状	実施内容・目標値					
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
34.4日	34日	33日	32日	31日	30日	

(一時保護児童一人当たりの平均在所日数)

- ② 異なる年齢、異なる行動様式のある児童が、健康的かつ文化的に充実した生活を過ごすことができるように、一時保護所の環境を改善します。

(P159 一時保護所の環境改善)

第9章 社会的養育体制の充実

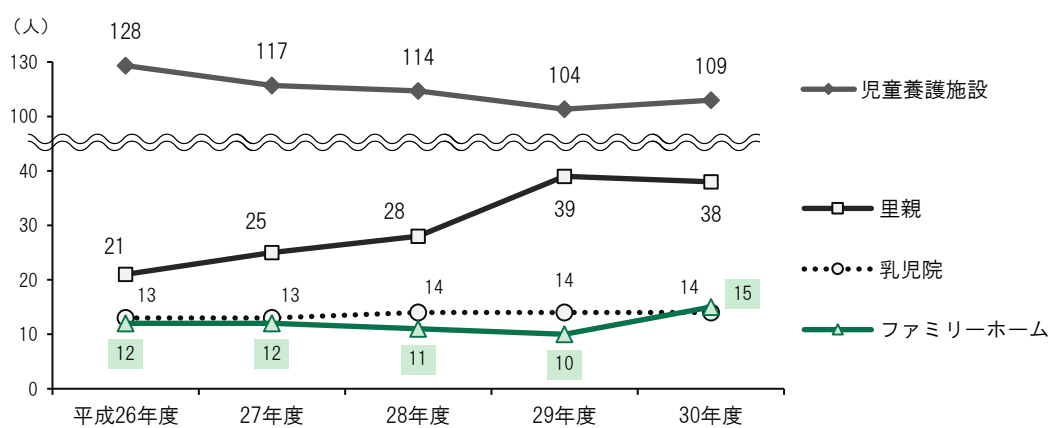
1 現状と課題

現 状

(1) 社会的養育を要する児童数の状況

○児童福祉施設等の年度末措置児童数は、平成30年度末時点で児童養護施設109人、里親38人、乳児院14人、ファミリーホーム15人となっています（図表9-1）。

▼図表 9-1 児童福祉施設等の年度末措置児童数の推移



資料：千葉市児童相談所調べ（各年度末）

※児童養護施設：保護者のない児童（乳児を除く。ただし、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、乳児を含む。）、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設。

※里親：養育里親と、4人以下の要保護児童の養育を希望する者であって養子縁組によって養親となることを希望する者などのうち都道府県知事が適当と認める者。

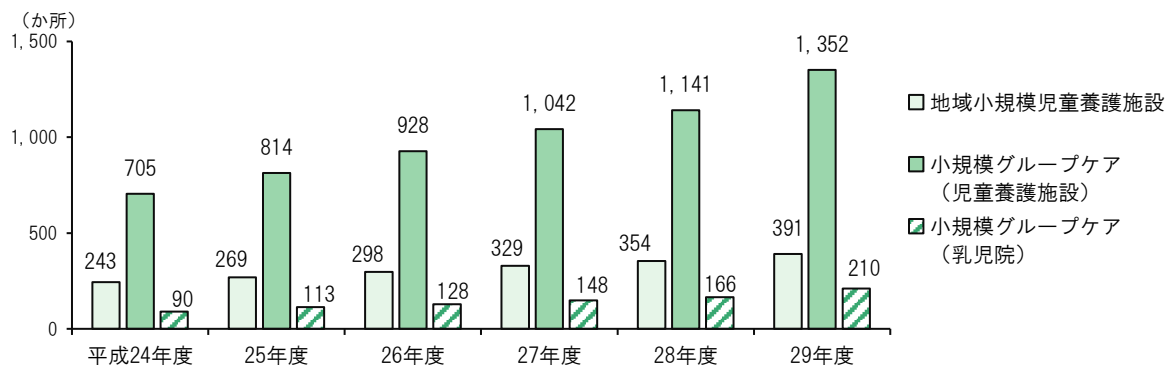
※乳児院：乳児（保健上、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、幼児を含む。）を入院させて、これを養育し、あわせて退院した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設。

※ファミリーホーム：要保護児童の養育に関し相当の経験を有する者などの住居において養育を行う事業。

(2) 家庭養育等の推進

- 全国的に、地域小規模児童養護施設、小規模グループケアの実施箇所数は増加が続いており、施設の小規模化が進んでいます（図表9-2）。

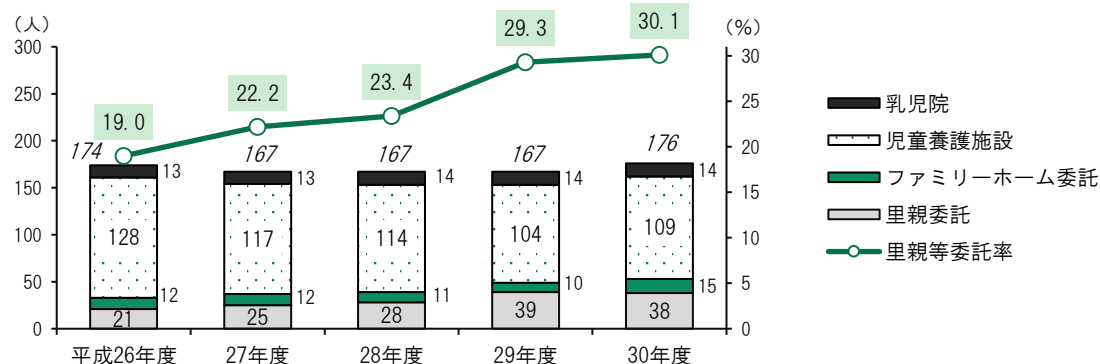
▼図表 9-2 地域小規模児童養護施設、小規模グループケアの実施箇所数の推移（全国）



資料：厚生労働省「社会的養育の推進に向けて」資料（各年度10月1日現在）より作図

- 本市の里親等委託率は上昇傾向にあり、平成30年度末には30.1%となっています（図表9-3）。

▼図表 9-3 里親等委託率の推移



資料：千葉市児童相談所調べ（各年度末）

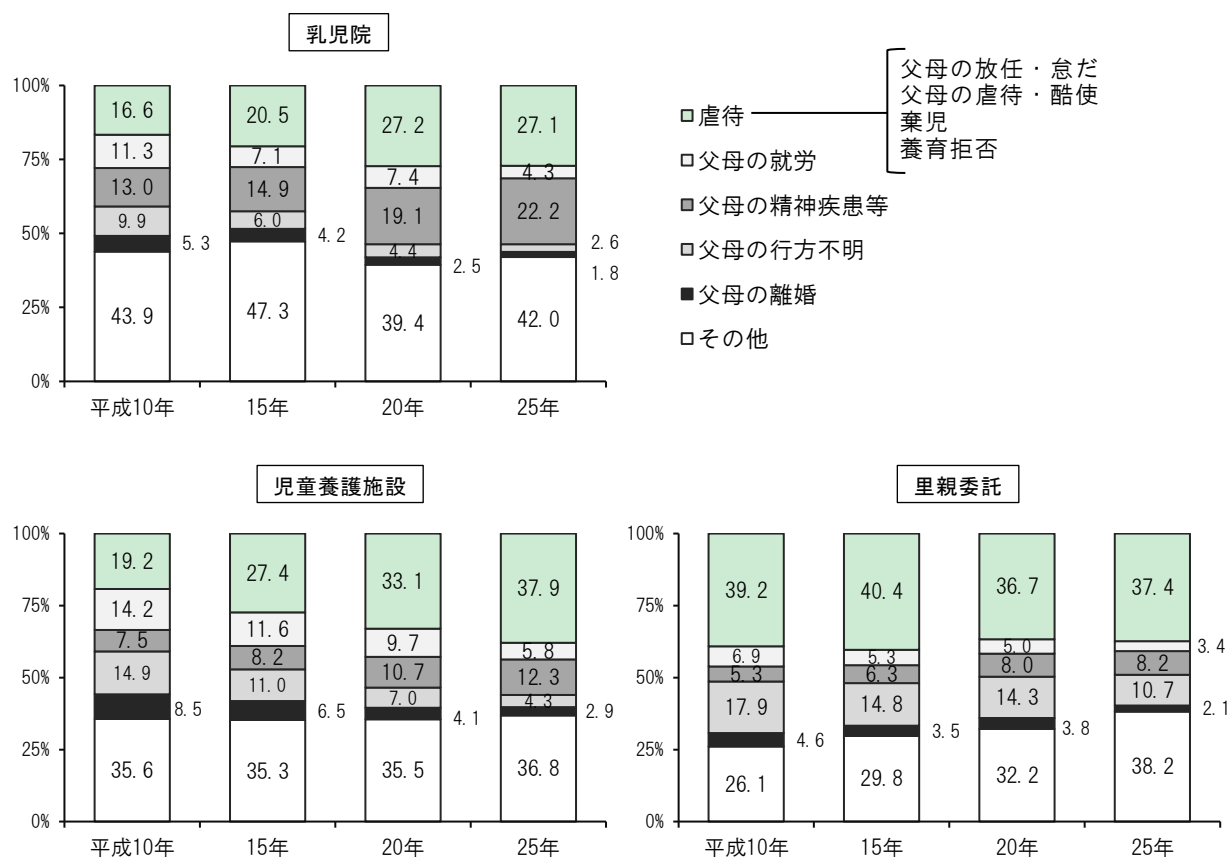
※里親等委託率 = $\frac{\text{里親措置児童数} + \text{ファミリーホーム措置児童数}}{\text{乳児院措置児童数} + \text{児童養護施設措置児童数} + \text{里親措置児童数} + \text{ファミリーホーム措置児童数}}$

(3) 専門的ケアが必要な児童の増加

- 平成25年の児童養護施設等への入所理由は、一般的に虐待とされる「放任・怠だ」「虐待・酷使」「棄児」「養育拒否」を合計すると、乳児院では27.1%、児童養護施設では37.9%、里親委託では37.4%と多くの割合を占めており、乳児院や児童養護施設ではその割合が上昇しています。

(図表9-4)

▼図表 9-4 児童養護施設等への入所理由（全国）

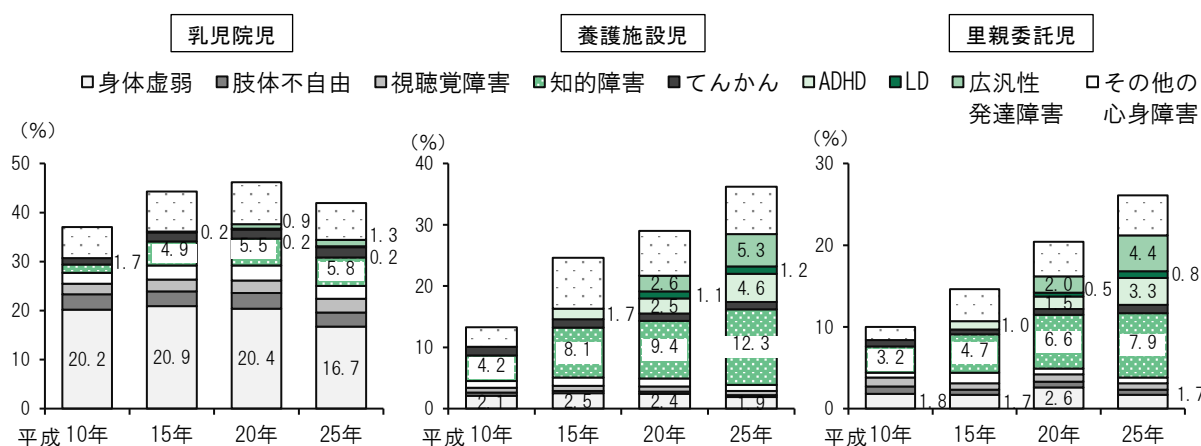


資料：厚生労働省「児童養護施設入所児童等調査」

注)「父母の放任・怠だ」「父母の虐待・酷使」「棄児」「養育拒否」を合わせて「虐待」としている。

- 乳児院児、養護施設児、里親委託児の心身の状況をみると、いずれも、知的障害や発達障害などの障害がある者の割合が高まっています。(図表9-5)

▼図表 9-5 養護施設児等の状況【心身の状況】(全国)



資料：厚生労働省「児童養護施設入所児童等調査」

注) ADHD(注意欠陥多動性障害)は平成15年より、広汎性発達障害とLD(学習障害)は平成20年より調査。それまでは「その他の心身障害」に含まれていた可能性がある。

課題

- ◎ 社会的養育は、保護者の適切な養育を受けられない子どもを、公的責任で社会的に保護養育するとともに、養育に困難を抱える家庭への支援を行うもので、「子どもの最善の利益のために」と「社会全体で子どもを育む」という理念で行われています。また、児童福祉法では「より家庭に近い環境での養育が優先されること」とされており、里親やファミリーホームでの養育、施設の小規模化が進められています。
- ◎ 本市においても、里親・ファミリーホームの担い手の確保に努めてきた結果、里親等委託率が上昇しています。児童養護施設・乳児院の小規模化については、段階的に整備を進めてきた結果、市内の全定員が小規模グループケア化できる見通しとなっています。今後は、児童が健全に育まれ、自立していくためのより家庭的な養育を推進するため、里親等委託率の向上と施設の地域分散化等に努める必要があります。
- ◎ 児童養護施設等への入所理由は虐待による割合が全国的に上昇しています。また、社会的養育を必要とする児童のうち、障害等のある児童が増加しているため、里親等に対する各種研修の開催等、専門的なケアの充実を図る必要があります。
- ◎ 就職や進学等の理由で施設等を退所した後の生活に向けて、安心できる場所で共同生活をし、自立生活能力を高めていくことが重要であり、自立援助ホームの開設に関する対応のほか、社会的養護自立支援事業により退所した児童に対する支援を行っています。十分な自立生活能力がないまま退所することがないよう、引き続き、関係機関と連携し児童の自立支援に努めることが求められます。

2 目指すべき姿

- 社会的養育の必要な児童が健全に育まれ、自立していくため、可能な限り家庭的な環境において、安定した人間関係の下で育てることができる社会を実現すること。

3 主な取組内容

9-1 家庭養育等の推進

9-1-1 家庭養育の推進

- ① 家庭養育を推進するため、NPOと協働し、里親のリクルートから委託後まで、包括的な支援を行うことにより、里親の担い手を確保するとともに、ファミリーホームを増設します。

(P159 家庭養育の推進)

拡充

事業名		家庭養育の推進		所管課	こども家庭支援課 児童相談所	
現状		実施内容・目標値				
		令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
里親登録組数	88 組	102 組	112 組	122 組	132 組	142 組
ファミリーホーム の増設	6 施設	6 施設	6 施設	7 施設	7 施設	8 施設

9-1-2 小規模グループケアでの養育

- ① 社会的養育を要する児童・乳幼児の養育を行う児童養護施設・乳児院において、家庭的環境である小規模グループケアでの養育を推進します。

(P159 小規模グループケアでの養育)

拡充

事業名		小規模グループケアでの養育			所管課	こども家庭支援課
現状		実施内容・目標値				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
児童養護施設	100% (132/132)	100% (132/132)	100% (132/132)	100% (132/132)	100% (132/132)	100% (132/132)
乳児院	0% (0/20)	0% (0/20)	100% (20/20)	100% (20/20)	100% (20/20)	100% (20/20)

(全定員に占める地域小規模児童養護施設・小規模グループケアの割合)

9-1-3 児童養護施設等の多機能化・地域分散化・環境改善

- ① 「新しい社会的養育ビジョン」、「千葉県社会的養育推進計画（仮）」と調整を図り、児童養護施設等の多機能化・地域分散化を検討します。また、よりよい養育環境を確保するため、施設の環境改善を図ります。

（P159 児童養護施設等の多機能化・地域分散化・環境改善）

9-1-4 母子生活支援施設での支援

- ① 支援が必要な母子を入所させ、保護するとともに、母子の自立の促進のため、生活を支援し、あわせて退所者への相談その他の援助を行います。

（P159 母子生活支援施設での支援）

9-2 専門的なケアの充実、児童の自立支援

9-2-1 専門的ケアの充実

- ① 里親等への研修を充実し、個々の児童の養育の質を高めます。

（P159 里親等研修の充実）

9-2-2 児童の自立支援

- ① 児童養護施設等を退所予定又は退所後の子どもに対し、相談支援、生活支援、就業支援等を行うことにより、地域生活及び自立を支援します。

（P159 自立援助ホーム）

- ② 児童養護施設等への入所措置を受けていた者で自立のための支援を継続して行うことが適当な場合について以下の支援を行います。

- ・現施設での居住継続に必要な支援を原則22歳の年度末まで行う。
- ・退所後の児童に対し、自立への支援を行う。

（P160 児童の自立支援）

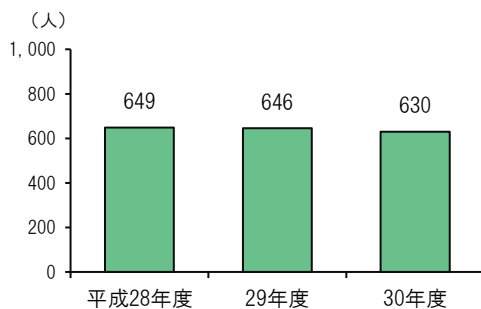
第10章 障害のある子どもへの支援の充実

1 現状と課題

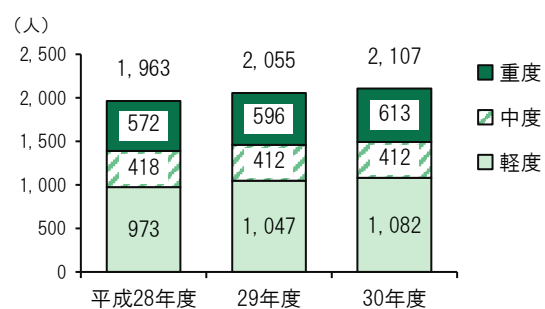
現 状

- 18歳未満の身体障害者手帳所持者数は、平成28年度から平成30年度にかけて600人台で推移しています（図表10-1）。
- 18歳未満の療育手帳所持者数は増加傾向にあり、平成28年度から平成30年度にかけて144人増となっています（図表10-2）。

▼図表 10-1 身体障害者手帳所持者数
（18歳未満）の推移



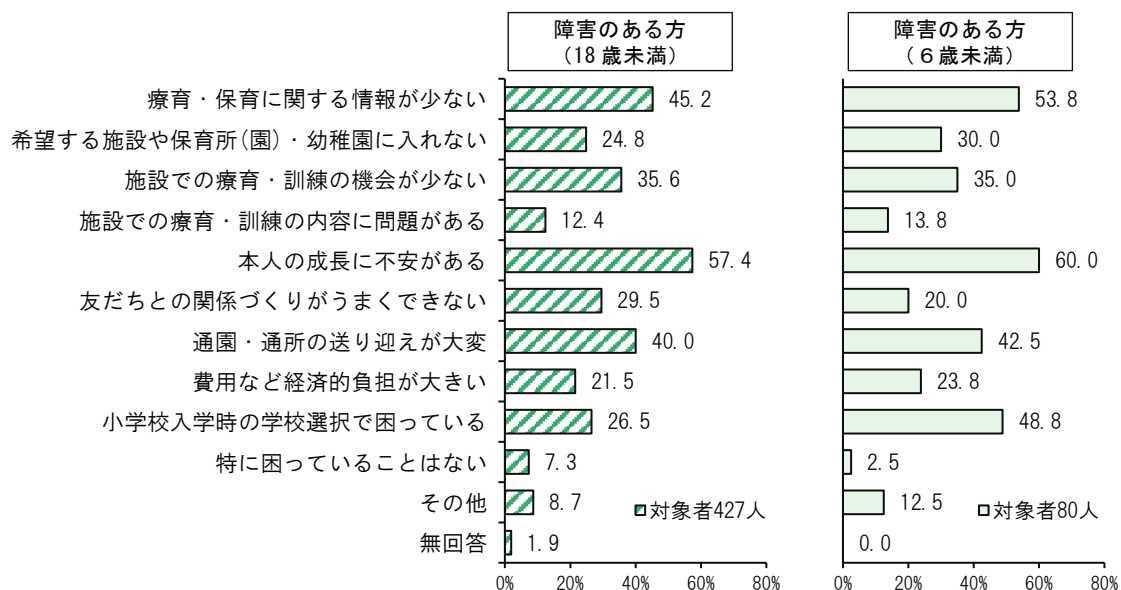
▼図表 10-2 療育手帳所持者数（18歳未満）
の推移



資料：千葉市障害者自立支援課（各年度末）

- 18歳未満の身体障害・知的障害のある方の保護者等の57.4%が、子どもの成長に不安を感じています（図表10-3）。
- 身体障害・知的障害のある小学校就学前児童の保護者等の30.0%が、「希望する施設や保育所（園）・幼稚園に入れない」と回答しています（図表10-3）（P37「図表1-10-1 障害児の利用施設等（複数回答）」を参照）。

▼図表 10-3 療育・保育について困っていること（困ったこと）（複数回答）



資料：千葉市障害者計画・障害福祉計画策定に係る実態調査（平成28年度）

課題

- ◎ 障害の有無にかかわらず、子どもが持つ能力や可能性を最大限に発揮しながら共に育ちあえるよう、社会全体で支える環境づくりを進める必要があります。
- ◎ 発達障害等は早期発見・早期療育が重要であり、情報提供や相談体制の整備が必要となります。
- ◎ 「千葉県障害者計画・千葉県障害福祉計画・千葉県障害児福祉計画」と整合を図り、障害のある子どもが円滑に教育・保育を利用できるよう、関係機関と連携し、提供体制を確保する必要があります（P39再掲）。
- ◎ そのためには、職員配置等の必要な受入体制を整えるとともに、教育・保育施設等における職員の専門知識や技能の向上を図ることが重要です（P39再掲）。
- ◎ さらに、認定こども園、保育園等における医療的ケアが必要な障害のある子どもについて、総合的な支援体制を構築することが求められます（P40再掲）。

2 目指すべき姿

- 障害の有無にかかわらず、子どもの成長に合わせた切れ目のない支援を受けることができること。

3 主な取組内容

10-1 障害の早期発見・早期療育の体制整備

- ① 乳幼児期における障害の早期発見・早期療育のため、療育センター等での検査・判定機能の充実を図るとともに、関連機関との連携により、ペアレントトレーニングなどを通じて、障害児の保護者に対する支援を強化します。

（P160 療育センター運営事業、大宮学園運営事業、桜木園運営事業、発達障害者支援センター運営事業、発達障害等に関する巡回相談員整備事業、かかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業、障害児等療育支援事業、乳幼児健康診査、養育支援訪問事業）

10-2 障害のある子どもへの教育・保育等の提供（基本施策1-7再掲）

10-2-1 認定こども園、幼稚園、保育園等における障害のある子どもの受入れ（P60再掲）

10-2-2 放課後児童クラブにおける障害のある子どもの受入れ（P60再掲）

10-2-3 障害児保育・特別支援教育に関する知識や技能の向上（P60再掲）

10-2-4 障害児保育・特別支援教育実施施設等に対する支援（P61再掲）

10-3 障害児支援の充実

- ① 障害児に対し、療育センターの専門的療育の充実を図るとともに、児童発達支援などの各種サービスの実施体制を強化します。

（P161 障害児通所支援事業、ちばしパラスポーツコンシェルジュ、特別支援教育就学奨励費、スクールメディカルサポート事業、特別支援教育介助員事業、トイライブラリー運営事業）

10-4 障害児のスポーツ活動への参加促進 **新規**

- ① 障害児が地域のスポーツ活動に参加するためのつなぎ役として、コーディネーターが障害の種類・程度に応じたスポーツの紹介やサークル活動へのマッチングを行います。また、本人の自立及び社会参加を促進するため、スポーツ大会を開催します。

（P161 ちばしパラスポーツコンシェルジュ、身体障害者スポーツ大会、ゆうあいピック）

第11章 社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者に関する支援

1 現状と課題

現 状

(1) 子ども・若者をめぐる問題の深刻化

- ひきこもりの状態にある子ども・若者が全国で54.1万人と推計されており、初めて調査した平成21年度から減少したものの、多くの子ども・若者が悩みを抱えている状況がうかがえます（図表11-1）。

▼図表 11-1 「ひきこもり群」の定義と推計数（全国）

	有効回収率に 占める割合	全国の推計数（万人）	
ふだんは家にいるが、近所のコンビニなどには 出かける	0.35%（11人）	12.1	狭義のひきこもり 17.6万人
自室からは出るが、家からは出ない 又は 自室からほとんど出ない	0.16%（5人）	5.5	
ふだんは家にいるが、自分の趣味に関する用事の ときだけ外出する	1.06%（33人）	準ひきこもり 36.5万人	
計	1.57%（49人）	広義のひきこもり 54.1万人	

資料：内閣府「若者の生活に関する調査報告書」平成28年3月

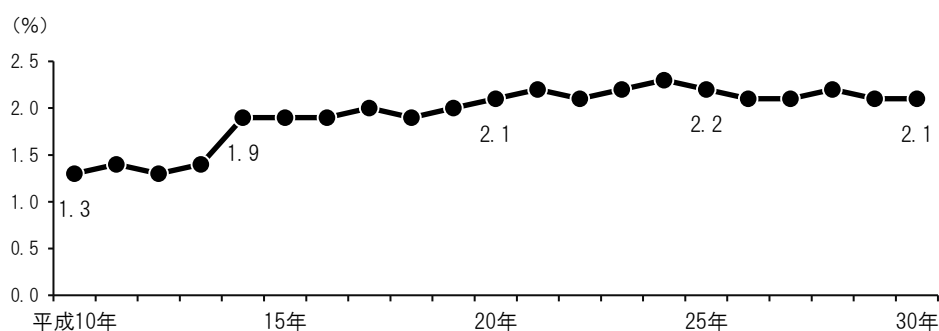
注1）15～39歳の5,000人を対象として3,115人（62.3%）から回答を得た。

注2）上記ひきこもり群に該当する状態となつて6か月以上の者のみを集計。「現在の状態のきっかけ」で統合失調症又は身体的な病気と答えた者、「妊娠した」「自宅で仕事をしている」「出産・育児」と回答した者、「現在働いていますか」で「専業主婦・主夫又は家事手伝い」と回答した者、「ふだん自宅にいたるときによくしていること」で「家事・育児をする」と回答した者を除く。

注3）全国の推計数は、有効回収数に占める割合に、総務省「人口推計」（2015年）における15～39歳人口3,445万人を乗じたもの。

- 若年無業者の15～34歳人口に占める割合は緩やかに上昇傾向にありましたが、平成20年以降は2.1%程度で推移しています（図表11-2）。

▼図表 11-2 若年無業者数及び15～34歳人口に占める割合（全国）

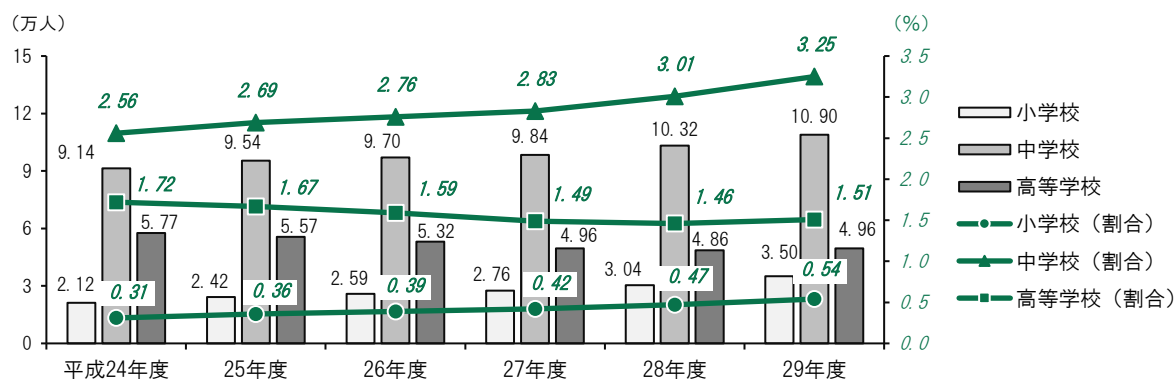


資料：総務省労働力調査（基本集計）平成30年（2018年）平均（速報）（平成31年2月1日）

注）ここでいう若年無業者とは、15～34歳の非労働力人口のうち家事も通学もしていない者

○ 不登校の子どもは、小学校・中学校では増加傾向、高等学校では減少傾向となっています（図表11-3）。

▼図表 11-3 不登校児童生徒数と全児童生徒数に占める割合の推移（全国）



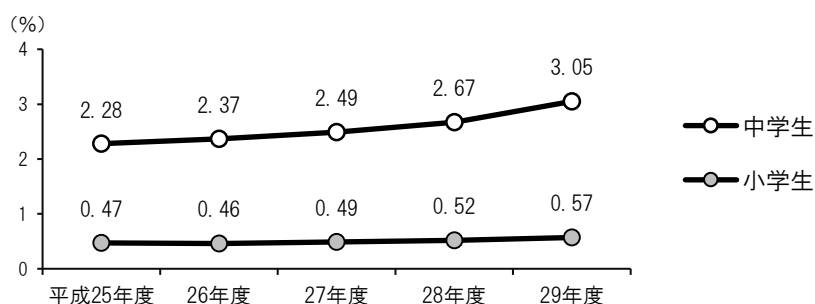
資料：文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

注1）ここでいう不登校児とは、年度間に連続又は断続して30日以上欠席した子どものうち不登校を理由とする者。不登校とは、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、子どもが登校しないあるいはしたくともできない状況にあること（ただし、病気や経済的理由によるものを除く）をいう。

注2）調査対象は、国公立の小学校・中学校・高等学校（中学校には中等教育学校前期課程を含む）

○ 全児童生徒数に対する不登校児童生徒の割合は、小学生・中学生ともに上昇傾向にあります（図表11-4）。

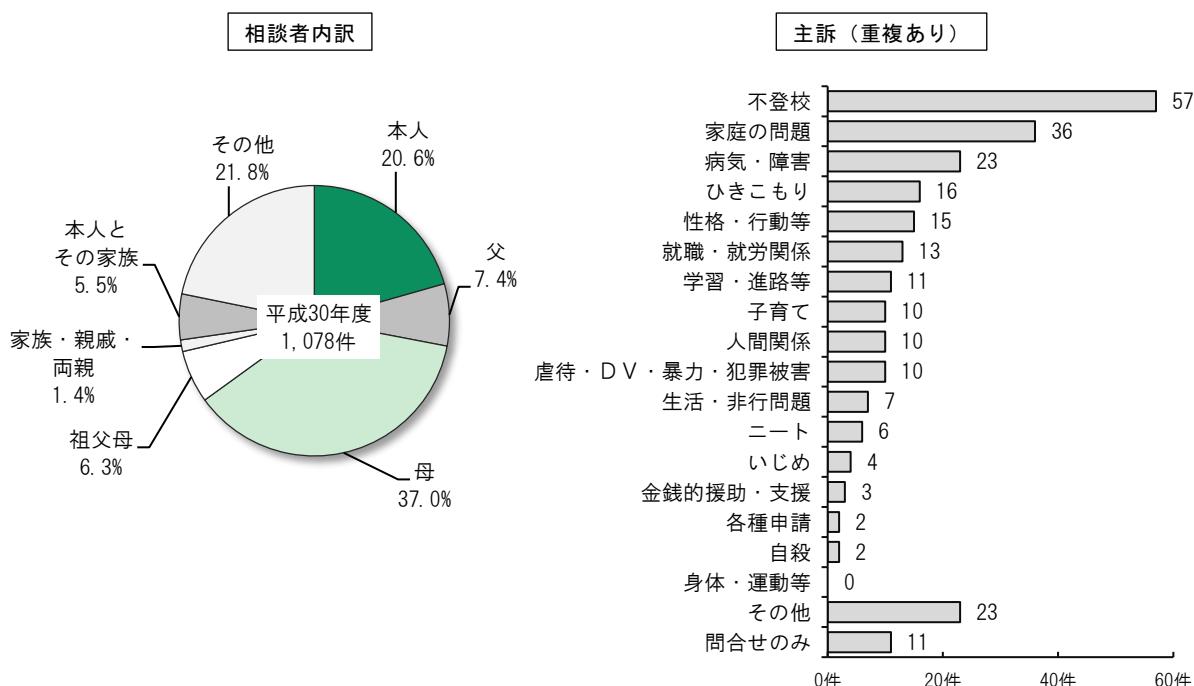
▼図表 11-4 全児童生徒数に対する不登校児童生徒数の割合の推移



資料：千葉市教育委員会調べ

○ 「子ども・若者総合相談センター（Link）」への相談者は、母親が最も多く、主訴は「不登校」が最も多くなっています（図表11-5）。

▼図表 11-5 千葉市子ども・若者総合相談センター「Link（リンク）」の相談状況



資料：平成30年度千葉市子ども・若者総合相談センター「Link（リンク）」統計資料

課題

- ◎ 子どもの貧困、児童虐待、いじめ、不登校等の問題は相互に影響しあい、複合性・複雑性を有していることが顕在化してきたため、平成28年の新たな「子供・若者育成支援推進大綱」では、重点課題の1つとして「困難を有する子供・若者やその家族の支援」があげられています。
- ◎ 多様化する問題に対応するため、「子ども・若者総合相談センター（Link）」の運営を平成30年度から民間に委託し、より専門的な知見から適切な支援ができるようになりました。今後も効果的な支援ができるよう、子ども・若者総合相談センターの運営を拡充し、相談員の養成、質の向上を図る必要があります。
- ◎ また、関係機関・団体等と連携し、支援が必要になった児童生徒に早期に対応できる体制の整備が必要です。
- ◎ 困難を有する子ども・若者にとって最も相談しやすい相手は家族であることから、本人の社会的自立のためには、家族に対する支援が必要です。

2 目指すべき姿

- 社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者が、社会との関わりを持ち、自立した生活を営めるようにすること。

3 主な取組内容

11-1 支援体制・支援内容の充実

11-1-1 子ども・若者支援協議会の開催及び拡充

- ① 「子ども・若者支援協議会」（代表者会議・実務者会議・個別ケース検討会議）を開催し、関係機関等が行う支援を適切に組み合わせることにより、効果的かつ円滑な支援を行います。

（P161 子ども・若者支援協議会）

- ② 構成機関を拡充し、必要な情報交換を行うとともに、支援内容に関する協議を行い、相談者のニーズに応じたよりきめ細やかな支援を行います。

（P161 子ども・若者支援協議会）

拡充

事業名	子ども・若者支援協議会				所管課	健全育成課
現状	実施内容・目標値					
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
構成機関	構成機関	構成機関	構成機関	構成機関	構成機関	構成機関
32 団体	32 団体	33 団体	33 団体	34 団体	34 団体	

11-1-2 子ども・若者総合相談センターの運営及び拡充

- ① 支援機関の拡充を図るとともに、相談が多い就学・就労に関する機関・団体との連携を強化します。

（P162 子ども・若者総合相談センター運営事業）

- ② 電話相談・来所相談だけでなく、訪問相談・同行支援など相談者のニーズに応じた支援を行います。

（P162 子ども・若者総合相談センター運営事業）

- ③ 相談者のニーズに対し、スムーズな支援を行うことができるようにするため、相談員を増員します。

(P162 子ども・若者総合相談センター運営事業（相談員の増員））

拡充

事業名	子ども・若者総合相談センター運営事業 （相談員の増員）				所管課	健全育成課
現状	実施内容・目標値					
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
相談員数	相談員数	相談員数	相談員数	相談員数	相談員数	
3人	4人	4人	5人	5人	5人	

- ④ 困難を有する子ども・若者及びその家族が抱える問題に適切に対応できるようにするため、相談員のスキルアップを図ります。

(P162 子ども・若者総合相談センター運営事業)

- ⑤ 相談者が受けている支援内容をデータベース化するとともに、相談者に対しアンケートを実施し、支援体制の改善及び支援内容の充実を図ります。

(P162 子ども・若者総合相談センター運営事業)

- ⑥ 電話、来所、訪問相談だけでなく、出張相談やSNSによる相談も実施します。

(P162 子ども・若者総合相談センター運営事業（出張相談、SNSによる相談））

新規

事業名	子ども・若者総合相談センター運営事業 （出張相談、SNSによる相談）				所管課	健全育成課
現状		実施内容・目標値				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
出張相談	未実施	実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施
SNSによる相談	未実施	実施内容 検討	実施内容 検討	実施	継続実施	継続実施

11-2 地域で支える環境づくり及び立ち直り支援

11-2-1 小・中・高校・大学及び地域への啓発

- ① 小・中・高校・サポート校や大学に対し、子ども・若者総合相談事業の啓発を強化し、支援が必要になった児童・生徒・学生に対して早期に対応できるようにします。

(P162 子ども・若者総合相談センター運営事業)

- ② 地域の青少年育成団体や福祉団体等に対し、子ども・若者総合相談事業の啓発を強化し、地域と一体となり困難を有する子ども・若者及びその家族を支援します。

(P162 子ども・若者総合相談センター運営事業)

11-2-2 課題を抱えている児童生徒及び無職少年等に対する立ち直り支援

- ① 関係機関・団体等と連携を図りながら、課題を抱えている児童生徒、無職少年等に対し、立ち直りに向けての支援を行います。

(P162 青少年サポート事業)

11-2-3 ニート・ひきこもり・不登校にある子ども・若者及びその家族に対する支援

- ① ニート・ひきこもり・不登校にある子ども・若者に対し社会的自立を促すため、地域の青少年育成団体、福祉機関等の関係機関が支援を行います。

(P162 青少年育成委員会活動事業、青少年相談員活動事業、ひきこもり地域支援センターの設置・運営、適応指導教室、家庭訪問相談員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー)

- ② ニート・ひきこもり・不登校にある子ども・若者を支える家族に対し、本人との関わり方に関する助言・アドバイスを行うなど、支援機関と連携して支援を行います。

(P162 子ども・若者総合相談センター運営事業、ひきこもり地域支援センターの設置・運営、ひきこもり家族セミナー)

- ③ 複合的な課題を抱える生活困窮家庭等の子どもの生活習慣や生活環境の改善、学習や進学相談等の支援、関係機関との連携など包括的な支援を行う子どもナビゲーターを配置します。

(P162 子どもナビゲーター事業)

拡充

事業名	子どもナビゲーター事業			所管課	こども家庭支援課
現状	実施内容・目標値				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
2区に配置	3区に配置	継続実施	継続実施	継続実施	全区に配置

事業一覽

★：新規事業 ☆：拡充事業 ◎：見直し事業

基本施策1 子ども・子育て支援

1-1 教育・保育の提供

番号	新規 拡充 見直	事業名	事業内容	所管課
	☆	教育・保育施設による保育の「量」の拡充	確保方策に基づき、認定こども園及び保育園による保育の「量」の拡充を図ります。（確保方策：P43 参照）	幼保支援課
	☆	地域型保育事業による保育の「量」の拡充	確保方策に基づき、地域型保育事業による保育の「量」の拡充を図ります。（確保方策：P43 参照）	幼保支援課
		保育ルーム助成事業	認可外保育施設のうち助成基準を満たし保育ルームと認定した施設に、保育に欠ける児童が入所した場合に、その保育料の軽減と保育の向上のため、入所児童数に応じて助成します。	幼保運営課
		先取りプロジェクト認定保育施設事業	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を満たす認可外保育施設を「先取りプロジェクト認定保育施設」として認定し、事業費を補助します。	幼保運営課
		民間保育園整備に係る開園前後賃借料補助	保育園等の整備にあたり、利便性が高いが、賃借料が高く整備が進まない地域において整備を促進するため、開園前及び開園後の賃料に対し補助します。	幼保支援課
		事業所内保育事業整備促進事業費補助	認可の事業所内保育事業となるにあたり必要となる小規模な改修などの経費に対し補助します。	幼保支援課

1-2 地域子ども・子育て支援事業の提供

番号	新規 拡充 見直	事業名	事業内容	所管課
	☆	放課後児童クラブ(子どもルーム)	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与え、その健全な育成を図ります。（確保方策：P45 参照）	健全育成課
	☆	延長保育事業	認定こども園、保育園等において、保育認定を受けた子どもに対し通常の利用時間以外の時間に保育を実施します。（確保方策：P45 参照）	幼保運営課
	☆	一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、認定こども園、幼稚園、保育園等その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行います。（確保方策：P46 参照）	幼保支援課 幼保運営課
	☆	ファミリー・サポート・センター事業	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行います。（確保方策：P47 参照）	幼保支援課
	☆	病児保育事業	病児・病後児について、病院、保育施設等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行います。（確保方策：P47 参照）	幼保支援課

番号	新規 拡充 見直	事業名	事業内容	所管課
	☆	地域子育て支援 拠点事業	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行います。（確保方策：P48 参照）	幼保支援課
	☆	利用者支援事業 （子育て支援コ ンシェルジュ）	子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施します。（確保方策：P48 参照）	幼保支援課
	☆	利用者支援事業 （母子健康包括 支援センター）	妊娠届出時に全妊婦へ保健師又は助産師による面接を実施するほか、妊娠・出産・子育ての相談に応じるとともに、保健福祉サービス等の情報提供を行い、関係機関と連携を図りながら安心して子育てができるよう包括的な支援を行います。 （確保方策：P49 参照）	健康支援課
	☆	子育て短期支援 事業（ショートス テイ）	保護者の疾病等の理由により、家庭で養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に短期入所させ、必要な保護を行います。（確保方策：P49 参照）	こども家庭支援課
	☆	子育て短期支援 事業（トワイライ トステイ）	保護者の就労等の理由により、夜間や休日に家庭で養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等において、必要な保護を行います。（確保方策：P49 参照）	こども家庭支援課
	☆	妊婦健康診査	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、医療機関に委託し、妊娠中の健康診査として、健康状態の把握・検査計測・保健指導を行います。（確保方策：P50 参照）	健康支援課
	☆	乳児家庭全戸 訪問事業	生後4か月未満の乳児のいる全家庭に対し、保健師や助産師等が訪問し、健康状態の確認、健康や子育てに関する相談、子育て支援に関する情報提供を行います。（確保方策：P50 参照）	健康支援課
	☆	養育支援訪問事 業	育児不安・育児ストレスや孤立感を抱える家庭や乳幼児健康診査未受診家庭に対し、養育支援員が家庭訪問し、子育ての相談に応じ、乳幼児健康診査の受診勧奨等を実施する事業（確保方策：P51 参照）	健康支援課
		子どもを守る地 域ネットワーク機 能強化事業	児童虐待・DVを防止するため、専門職員を配置し、支援内容・関係機関等との連携を強化します。	こども家庭支援課
		実費徴収に係る 補足給付を行う 事業	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育等又は特定子ども・子育て支援を受けた場合において、保護者が支払うべき実費徴収に係る費用等を助成します。	幼保運営課 幼保支援課
		多様な事業者の 参入促進・能力活 用事業	認定こども園、保育園等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した認定こども園、保育園等の設置又は運営を促進します。	幼保運営課
		未就園児預かり 事業補助	認定こども園、幼稚園が、保育園等に在籍しない、専業主婦（夫）家庭等の2歳児を対象とした預かり保育に係る経費に対し補助します。	幼保支援課

1-3 認定こども園の普及促進

番号	新規 拡充 見直	事業名	事業内容	所管課
		私立幼稚園及び民間保育園に対する認定こども園移行支援	私立幼稚園及び民間保育園に対する認定こども園の意義について周知、認定こども園への移行を希望する私立幼稚園及び民間保育園からの相談への丁寧な対応等により、私立幼稚園及び民間保育園から認定こども園への円滑な移行を支援します。	幼保支援課
		認定こども園移行のための施設整備・改修補助	私立幼稚園、保育園が認定こども園に移行する際に必要となる施設整備費用や改修費用に対する補助金を交付します。	幼保支援課
		認定こども園に関する保護者に対する普及啓発	公立・民間の認定こども園における実践例を踏まえつつ、保護者等に対する周知・広報行い、認定こども園の意義や子どもにとってのメリットの浸透を図ります。	幼保支援課

1-4 幼児教育・保育と小学校教育との円滑な接続（幼保小連携）

番号	新規 拡充 見直	事業名	事業内容	所管課
		千葉市幼・保・小関連教育推進協議会の実施	推進指定校を中心としたモデル事業の実施により、認定こども園、幼稚園、保育園と小学校における子ども同士の交流や、職員同士の交流を促進します。	教育指導課
		幼保小連携・接続の推進	「アプローチカリキュラム」の普及を進めるとともに、幼保小の連携・交流活動の定着化・活性化を図るほか、家庭と保護者に対する啓発・支援を行います。	幼保支援課

1-5 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

番号	新規 拡充 見直	事業名	事業内容	所管課
		子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保	幼児教育・保育の無償化において、保護者の利便性を向上するため、可能な限り施設を通じて保護者への周知や申請書等の取りまとめを行うほか、幼稚園や認可外保育施設等については、年4回の給付（幼稚園の入園料・保育料については、代理受領、その他は償還払い）を実施します。また、無償化の実施状況を踏まえ、施設や保護者の事務負担軽減や利便性向上のため、給付方法について検討します。	幼保運営課 幼保支援課

1-6 教育・保育等の「質」の確保・向上

番号	新規 拡充 見直	事業名	事業内容	所管課
		公立保育所職員研修事業	公立保育所（認定こども園を含む）における職種別研修や非常勤職員に対する計画的な研修を実施し、必要な知識や技能の習得を促進します。	幼保運営課
		千葉市保育協議会保育所保育士等研修委託事業	千葉市保育協議会に職種別研修を委託し、認可保育施設のほか、認可外保育施設等も対象として必要な知識や技能の習得を促進します。	幼保運営課

番号	新規 拡充 見直	事業名	事業内容	所管課
		千葉市民間保育園協議会研修補助事業	千葉市民間保育園協議会が会員を対象として開催する研修等の実施を支援するための補助金を交付し、必要な知識や技能の習得を促進します。	幼保運営課
		千葉市幼稚園協会研修等補助事業	千葉市幼稚園協会が会員を対象として開催する研修等の実施を支援するための補助金を交付し、必要な知識や技能の習得を促進します。	幼保支援課
		保育園・幼稚園等合同研修事業	施設の種別を超えた合同研修を実施し、教育・保育の質の向上を図るとともに、職員間の交流や知識・ノウハウの共有を促進します。	幼保支援課 幼保運営課
		教育・保育人材の自己評価の実施	教育・保育人材の自己評価を通じて、資質の向上を図ります。	幼保運営課
		教育・保育関係団体非加盟園等に対する研修機会の創出	教育・保育関係団体非加盟園、地域型保育事業、認可外保育施設等の職員に対する研修の機会を創出し、受講を促進します。	幼保運営課
	★	教育・保育人材の資質向上等のための拠点づくり	教育・保育人材の資質向上、離職防止、人材確保等のための拠点づくりについて検討・実施します。	幼保運営課
		市内短期大学との連携による教育・保育人材の質向上策の検討	相互連携協定を提携した市内短期大学と連携し、教育・保育人材の資質向上策を検討・実施します。	幼保支援課 幼保運営課
		保育教諭確保のための保育士資格取得補助事業	幼保連携型認定こども園に配置する「保育教諭」を確保するため、職員の保育士資格取得を推進する私立幼稚園に対し、単位取得のための受講料及び代替職員の雇用費用を補助します。	幼保支援課
		保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得補助事業	幼保連携型認定こども園に配置する「保育教諭」を確保するため、職員の幼稚園教諭免許状取得を推進する民間保育園に対し、単位取得のための受講料及び代替職員の雇用費用を補助します。	幼保運営課
		認可外保育施設保育士資格取得支援事業	認可外保育施設が認可保育園に移行すること等によって必要となる保育士を確保するため、職員の保育士資格取得を推進する施設に対し、単位取得のための受講料及び代替職員の雇用費用を補助します。	幼保運営課
	☆	「潜在保育士」等の市内の認定こども園、保育園等への再就職支援	「潜在保育士」等の市内の認定こども園、保育園等への再就職支援策を検討・実施します。	幼保運営課
		幼稚園教諭・保育士養成施設に対する採用PR	県内外の幼稚園教諭・保育士養成施設の在校生・卒業生に対するPR活動を強化し、市内の認定こども園、幼稚園、保育園等への就職を促進します。	幼保運営課
		市内認定こども園、保育園等に勤務する保育士資格保有者の保育園等の優先利用	市内の認定こども園、保育園等に就労予定の保育士資格保有者について、認定こども園、保育園等利用選考における優先度を高め、保育現場への就労を促進します。	幼保運営課
		子育て支援員による人材確保	「子育て支援員」制度の活用により、子育て経験豊かな世代等を活用して、認定こども園、保育園等に従事する人材の確保を図ります。	幼保運営課

番号	新規 拡充 見直	事業名	事業内容	所管課
		産休代替職員補助事業	認定こども園、保育園等に勤務する職員の出産や疾病等による離職を抑制するとともに、当該職員が休暇を取得している間の施設の負担を軽減するため、代替職員の雇用に係る費用に対する補助金を交付します。	幼保運営課
		保育士等宿舍借り上げ支援事業	保育士等の宿舍の借り上げを行う認定こども園、保育園等に対し、費用の一部を助成します。	幼保運営課
		保育士等給与改善事業	保育士等の給与改善を行う認定こども園、保育園等事業者に対し、上限の範囲内で費用を助成します。	幼保運営課
		就学資金貸付	千葉市社会福祉協議会を通じ、指定保育士養成施設に進学予定・在学の方に修学資金を貸し付けます。	幼保運営課
		保育補助者雇上げ費貸付	千葉市社会福祉協議会を通じ、保育士の労働環境改善等に積極的に取り組んでいる認定こども園（幼保連携型）、保育園等に対し、保育補助者の雇い上げに必要な費用の貸し付けを行います。	幼保運営課
		保育料一部貸付	千葉市社会福祉協議会を通じ、未就学児を持つ保育士が、千葉市内の認定こども園、幼稚園、保育園等に勤務する際に、当該保育士が支払うべき未就学児の保育料の一部を貸し付けます。	幼保運営課
		就職準備金貸付	千葉市社会福祉協議会を通じ、保育士資格を持つ方が千葉市内の認定こども園、幼稚園、保育園等に勤務することが決定した場合に、就職準備金を貸し付けます。	幼保運営課
		協定に基づく相互協力	千葉労働局・ハローワークと「千葉市雇用対策協定」を締結し、教育・保育人材の確保を図ります。	幼保運営課
		市内短期大学との連携による教育・保育人材の確保策の検討	相互連携協定を提携した市内短期大学と連携し、教育・保育人材の確保策を検討します。	幼保支援課 幼保運営課
		1・2歳児に係る職員配置の上乗せ	認定こども園、保育園において、1・2歳児に係る職員配置基準を国基準の6：1から5：1に上乗せし、保育士の加配に必要な費用を補助します。	幼保運営課
		認可にあたっての外部の専門家・有識者による審査	認定こども園、保育園等の認可等にあたり、外部の専門家・有識者による附属機関（社会福祉審議会児童福祉専門分科会設置認可部会）による審査を行い、適切な施設運営の確保を図ります。	こども企画課 幼保支援課
		施設に対する定期監査	認定こども園、保育園等に対する定期的な監査を実施し、適切な運営の確保を図ります。	保健福祉総務課 幼保支援課 幼保運営課
		施設に対する巡回指導	認定こども園、保育園等に対する市嘱託職員による巡回指導を実施し、適切な運営の確保を図ります。	幼保運営課
		運営に関する自己評価の実施	認定こども園、幼稚園、保育園等における運営に関する自己評価を実施し、適切な運営の確保を図ります。	幼保支援課 幼保運営課
		運営に関する関係者評価・第三者評価の実施促進	認定こども園、幼稚園、保育園等における運営に係る関係者評価・第三者評価の実施を促進し、適切な運営の確保を図ります。	幼保支援課 幼保運営課
		保育士等配置基準改善事業	国の配置基準を超えて職員配置を行った保育施設の事業者に対し、上限の範囲内で費用を助成します。	幼保運営課
		認定こども園、保育園等におけるICT化推進事業	認定こども園、保育園等においてICT化を推進するなど、保育士等が保育に一層注力できる環境を整えます。	幼保運営課

番号	新規 拡充 見直	事業名	事業内容	所管課
		公立保育所への 保育業務支援シ ステムの導入	保育現場の事務負担を軽減することにより、保育の質の 向上を図るとともに、保護者の利便向上を図るため、 CHAINS 更新に合わせて、保育業務支援システムを導入 します。	幼保支援課
		事故防止推進事 業	午睡時の重大事故防止のための備品の購入に必要な費用 を助成します。	幼保運営課
	★	認定こども園、保 育園等における 外国人児童・ア レルギー児等への 対応のための保 育補助者の配置	外国人児童（保護者）やアレルギー児などに対応するた めの保育補助者（通訳等）の配置について検討・実施し ます。	幼保運営課
	★	認定こども園、保 育園の老朽化対 策	良好な保育環境・労働環境を確保するため、老朽化した 認定こども園、保育園の改築等について検討・実施しま す。	幼保支援課
		子どもルーム指 導員及び補助指 導員研修	指導員及び補助指導員に対する計画的な研修を実施し、 必要な知識や技能の習得を促進します。	健全育成課
		保育士資格・小中 学校等教諭免許 状保有者に対す る採用PRによる 子どもルーム 指導員の確保	保育士資格や小中学校等教諭免許状の保有者等に対する 積極的な採用PRを行い、指導員の確保を図ります。	健全育成課
		主婦等に対する 採用PRによる 子どもルーム補 助指導員の確保	子育て経験豊かな主婦等に対する積極的な採用PRを行 い、補助指導員の確保を図ります。	健全育成課
		子どもルームに 対する定期巡回 指導等	子どもルームに対する定期的な巡回指導を行うとともに、 民間クラブに対して必要に応じて立ち入りを行うなど、 適切な運営の確保を図ります。	健全育成課
		保育士、子ども ルーム指導員等 を父母にもつ児 童の子どもルー ムへの入所優遇	保育士、子どもルーム指導員等を父母にもつ児童に対し、 入所審査の際に加点することで優遇し、保育士、指導員 等の不足への対策を図ります。	健全育成課
	★	子どもルーム指 導員給与の改善	子どもルーム指導員の処遇改善を行うことにより、指導 員の離職防止を図るとともに、新規指導員の採用を促す ことで、慢性的に不足している指導員を確保します。	健全育成課
	☆	民間事業者への 委託拡大の検討	「子どもルーム指導員給与改善」の方策にあわせて、さ らなる指導員の確保を図るため、民間事業者への委託の 拡大を検討・実施します。	健全育成課
	☆	民間事業者への 運営費等の補助	民間事業者による放課後児童クラブ（学童保育）の運 営に対して補助金を交付し、各事業者による特色ある保 育により多様な利用者ニーズへ対応していきます。	健全育成課
	★	送迎補助などの 多様な補助メ ニューの検討	民間事業者が、より広範囲の地区や多様なニーズの受け 皿になることができるよう送迎補助などの多様な補助 メニューを検討・実施します。	健全育成課
	★	入退所管理シス テムの導入	入退所管理システムの導入により、利用児童の安全・安 心を確保します。	健全育成課

番号	新規 拡充 見直	事業名	事業内容	所管課
	★	学校敷地外の子 どもルームへのA E Dの設置	学校敷地外の子ども ルームへのA E Dの設置により、 利用児童の安全・安心を確保します。	健全育成課
		子どもルームの 環境改善	全学年を対象とした子どもルームの整備による高学年 ルームの解消や施設改修などにより、保育環境の向上を 図ります。	健全育成課
	★	子どもルーム利 用児童への学習 機会の提供	子どもルームを利用する児童に対して、学習できる環境 を整えるなどして、学習機会を提供します。	健全育成課
再掲 (●●)		放課後子ども教 室と子どもルー ムの連携	(再掲) 番号●●参照	生涯学習振興課 健全育成課
再掲 (●●)	☆	アフタースク ールの実施	(再掲) 番号●●参照	生涯学習振興課 健全育成課
		児童の処遇改善 のための補助金	認定こども園、幼稚園、保育園等に対し、児童の処遇の 向上を図るため、各種補助金を交付します。	幼保運営課
		幼稚園教育振興 のための補助金	幼稚園教育の振興を図るため、幼稚園に対し、各種補助 金を交付します。	幼保支援課

1-7 特別な支援が必要な子どもへの教育・保育等の提供

番号	新規 拡充 見直	事業名	事業内容	所管課
		障害児保育の実 施	原則としてすべての認定こども園、保育園等において、 障害のある子どもの受入れが可能な体制を整えます。	幼保運営課
		障害児保育・特別 支援教育補助	障害のある子どもを受け入れる認定こども園・保育所等 に対し、障害児保育・特別支援教育の実施に必要な職員 加配に係る経費に対する補助金を交付します。	幼保運営課
		私立幼稚園特別 支援教育事業補 助	障害のある子どもの就園機会の拡大と保護者負担の軽減 を図るため、私立幼稚園が実施する特別支援教育事業に 対し、補助金を交付します。	幼保支援課
	☆	認定こども園、保 育園等における 医療的ケアが必 要な障害のある 子どもへの対応	千葉県保育園における医療的ケア実施ガイドラインを活 用するほか、居宅訪問型保育の実施を検討するなど、認 定こども園、保育園等における医療的ケアが必要な障害 のある子どもの受入体制を整備し、医療的ケアが必要な 障害のある子どもの受入れを促進します。	幼保運営課
		放課後児童クラ ブにおける障害 のある子どもの受 入れ	原則として、すべての子どもルームにおいて、障害のある 子どもの受入れが可能な体制を整えます。	健全育成課
		障害児保育・特別 支援教育に関す る研修	認定こども園、幼稚園、保育園等が参加可能な研修を実 施し、専門知識の習得や技能の向上を図ります。	幼保支援課 幼保運営課
		障害児保育等に 係る巡回相談	障害児保育・特別支援教育を実施する認定こども園、保 育園等を市嘱託職員が巡回し、障害のある子どもの経過 観察、職員への助言・指導等を行います。	幼保運営課
再掲 (●●)		発達障害等に関 する巡回相談員 整備事業	(再掲) 番号●●参照	障害者自立支援課

番号	新規 拡充 見直	事業名	事業内容	所管課
再掲 (●●)	★	認定こども園、保育園等における外国人児童・アレルギー児等への対応のための保育補助者の配置	(再掲) 番号●●参照	幼保運営課
		子どもルームにおける外国人児童（保護者）への対応	子どもルームにおける外国人児童（保護者）との円滑なコミュニケーションを図るため、必要に応じて印刷物の翻訳や通訳等の対応を検討します。	健全育成課
		生活ガイドブックの発行	生活に役立つ情報や各種手続きに関する記事を掲載したガイドブックを4か国語（英語・中国語・韓国語・スペイン語）で発行します。	国際交流課
		日本語学習支援	外国人市民が地域社会の構成員として社会参加できるよう、日常生活を営む上で必要となる日本語の学習機会を確保します。	国際交流課
		国際交流プラザでの生活相談	言語や習慣の違いから生じる外国人市民の日常生活の悩み等について、窓口及び電話等で対応します。	国際交流課

1-8 出産・子育て期におけるワーク・ライフ・バランスの推進

番号	新規 拡充 見直	事業名	事業内容	所管課
		ワーク・ライフ・バランスに係る普及啓発	市民や家庭を対象とした講座やセミナーを開催するほか、啓発冊子の活用等により、ワーク・ライフ・バランスについて幅広く普及・啓発を図ります。	男女共同参画課
		男性の育児休業取得促進奨励金	男性の育児休業取得を促進するため、育児休業を取得した市内の中小企業に勤務する男性と雇用主に奨励金を支給します。	幼保支援課
		男性の子育て支援事業	男性の子育て支援を促進するため、他の団体等とも連携し、男性の家事、育児に関する講座、イクメンイベント等を開催します。また、インターネットを活用し、育児にかかわる父親同士のネットワークづくりを促進します。	幼保支援課
		イクメンハンドブック	男性が早くから父親としての意識を持ち、出産後育児に積極的に関わることができるよう啓発冊子を作成します。	幼保支援課
再掲 (●●)		土日開催の両親学級	(再掲) 番号●●参照	健康支援課
		子育て支援拠点施設における父親の子育て支援	子育てリラックス館等において、父親の子育て支援を促進する講座やイベントなどを実施します。	幼保支援課
		男性の子育て支援に関する講座の開催	男女共同参画センターにおいて、男性の子育て支援に関する講座を開催します。	男女共同参画課
	☆	休日保育事業	就労形態の多様化に伴う日曜・祝日・年末の保育需要に対応するため、認定こども園、保育園等で休日の保育を実施します。	幼保運営課
	☆	夜間保育事業	就労形態の多様化に伴う夜間の保育需要に対応するため、認定こども園、保育園等で夜間の保育を実施します。	幼保運営課

番号	新規 拡充 見直	事業名	事業内容	所管課
		産休明け保育事業	保育の開始を生後 57 日目に前倒しして子どもを預かる「産休明け保育」を実施し、産休明けに早期に職場復帰する必要がある母親の子育てと仕事の両立を支援します。	幼保運営課
		企業内保育園助成事業	市内の企業内保育園に対し、保育に必要な備品等の購入に要する費用を補助します。	幼保運営課

基本施策２ 妊娠・出産・子育てまでの切れ目のない支援

2-1 妊娠・出産・子育て期における母子保健対策の充実

番号	新規 拡充 見直	事業名	事業内容	所管課
		母子健康手帳に関する啓発	市内産婦人科医療機関及び助産所へ母子健康手帳の早期交付と妊婦健康診査の受診勧奨に関するリーフレットを送付し、医療機関や助産所を通じ妊婦へ配付するほか、市ホームページにおいても啓発を行います。	健康支援課
		母子健康手帳の交付・面接	母子健康包括支援センターにおいて、保健師又は助産師が妊娠中の身体状況や家庭の状況を伺い、個々の状況に応じた応援プランを策定したうえで、母子健康手帳を交付します。	健康支援課
再掲 (●●)		妊婦健康診査	(再掲) 番号●●参照	健康支援課
		妊産婦歯科健診	妊娠中、出産後になりやすいむし歯や歯周疾患の予防と早期発見のため、医療機関に委託し歯科健診を実施します。健診時には、乳幼児の口腔ケアについて説明し普及啓発も行います。	健康支援課
		母親＆父親学級	これから母親・父親になる方を対象に保健師・管理栄養士・歯科衛生士・助産師が、保健、お産の準備、子育て、父親の役割などをわかりやすく指導します。	健康支援課
		土日開催の両親学級	これから母親・父親になる方を対象に助産師が、お産や母乳についての講義や行政サービスの紹介のほか、妊娠中から産後の母親の心と体の変化に合わせた父親のサポート等、子育てを協力して行うことについて講義を行い、父親の育児への積極的な関わりを支援します。	健康支援課
		新生児・妊産婦訪問指導	妊産婦及び新生児（生後 28 日未満の乳児）のいる家庭を助産師・保健師が訪問し、健康状態の確認や必要な保健指導、健康や子育てに関する相談等を行います。	健康支援課
再掲 (●●)		乳児家庭全戸訪問事業	(再掲) 番号●●参照	健康支援課
		育児相談	乳幼児が心身ともに健やかに発育し、保護者の育児不安や悩みを軽減することを目的に、保健師・管理栄養士・歯科衛生士が相談を実施します。	健康支援課
再掲 (●●)		養育支援訪問事業	(再掲) 番号●●参照	健康支援課
	☆	産後ケア事業	育児等に不安があり、家族等からの支援が受けられない母子を対象に、訪問や医療機関・助産所への宿泊を通じて助産師による心身のケアや育児指導を行います。	健康支援課

番号	新規 拡充 見直	事業名	事業内容	所管課
再掲 (●●)	☆	利用者支援事業 (母子健康包括 支援センター)	(再掲) 番号●●参照	健康支援課
	☆	エンゼルヘルパー 派遣事業	妊娠中、出産後1年未満で昼間、他に家事や育児をする 人いない世帯に、委託業者からヘルパーを派遣し、家事 及び育児に関するサービスを提供します。	幼保支援課
		産前・産後母子支 援事業	出産後の養育について、出産前において支援を行うこと が特に必要と認められる妊婦や、妊婦健診を受けずに出 産に至った妊婦など(以下「特定妊婦等」という。)への 支援の強化に向けて、産科医療機関や母子生活支援施 設等において、特定妊婦等への支援を提供します。	こども家庭支援課
		乳幼児健康診査	4か月・1歳6か月・3歳児健康診査等を実施し、先天 性の疾患、運動機能、視聴覚等の障害、発達の遅れ等の 早期発見・早期療育を促すとともに、育児不安を持つ保 護者に対する援助を行い、育児支援を図ります。	健康支援課
再掲 (●●)	☆	利用者支援事業 (子育て支援コ ンシェルジュ)	(再掲) 番号●●参照	幼保支援課
		離乳食教室	望ましい食習慣の形成に向けた準備や乳児の咀嚼力を 獲得するため、発達に応じた調理形態や食品の選択等 について、管理栄養士が支援します。	健康支援課

2-2 医療にかかる経済的負担の軽減

番号	新規 拡充 見直	事業名	事業内容	所管課
		未熟児養育医療 費の助成	身体の発育が未熟なまま出生し、入院治療を必要とする 児に対し、その治療に必要な医療費(保険診療の患者負 担分)の一部または全額を助成します。	健康支援課
		育成医療費の 助成	身体に障害があるか、また現にある疾患に対する治療を 行わないと将来一定の障害を残すと認められる18歳未 満の児に対し、手術などの治療により、障害の除去・軽 減ができると認められる場合に、その治療に必要な医療 費(保険診療の患者負担分)の一部または全額を助成し ます。	健康支援課
		小児慢性特定疾 病医療費の助成	子どもの慢性疾病のうち、その治療が長期にわたる特定 の疾病にかかっている18歳未満の子どもの治療に必要 な医療費(保険診療の患者負担分)の一部または全額を 助成します。	健康支援課
		子ども医療費助成	子どもが病気やけがなどにより、健康保険を使って受診 した場合に、医療費の自己負担分の全部又は一部を助成 します。	こども企画課

2-3 妊娠・出産・子育てに関する情報提供

番号	新規 拡充 見直	事業名	事業内容	所管課
		子育て支援総合 コーディネート事業	「子育て支援館」に子育てコーディネーターを配置し、各種子育てサービスの情報収集、インターネット等を活用した情報提供を行います。 また、子育てに関する相談を受け、サービスの提供に必要な援助や関係機関との連絡調整を行います。	幼保支援課
		子育てナビ	ウェブサイトと子育て情報誌を連動させた、利用者視点での子育て支援情報の発信を行います。	こども企画課
		赤ちゃんの駅	乳幼児連れの親子が、安心して外出できる環境づくりを進めるため、授乳やおむつ替えができる、公共施設や民間施設を「赤ちゃんの駅」として登録し、ウェブサイトにおいて、施設の情報提供を図ります。	こども企画課
再掲 (●●)	☆	利用者支援事業 (子育て支援コ ンシェルジュ)	(再掲) 番号●●参照	幼保支援課
再掲 (●●)	☆	利用者支援事業 (母子健康包括 支援センター)	(再掲) 番号●●参照	健康支援課

基本施策3 こどもの社会参画の推進

3-1 子どもの自立性・社会性・自治意識を育むこどもの参画の推進

番号	新規 拡充 見直	事業名	事業内容	所管課
	☆	こどものまちC B T	子どもが主体となって、企画・運営する“まち”の開催を支援します。参加する子どもが、疑似社会体験や“まち”の市長選挙を通して、社会の仕組みや社会参画を学んでいきます。	こども企画課
		子ども議会	小・中・高・特別支援学校の児童生徒を対象に、市政に対する提言を幅広く募り、議会形式で、市長等との意見交換を行います。	教育指導課
		こども・若者の力 ワークショップ	子どもが、自分たちを取り巻く身近な課題などについて深く考え、意見交換することで、自分が住むまちや社会に対する考えを深めること、また、子どもの意見を市政やまちづくりに生かすことを目的として実施します。	こども企画課
	☆	こども・若者市役所	「こども・若者宣言」を指針とし、地域課題の解決策と市の魅力向上について、こども・若者目線で検討していきます。さらに、産学官連携により多世代交流と実行力の向上を図り、まちづくりを推進します。	こども企画課

3-2 こどもの参画の周知・啓発

番号	新規 拡充 見直	事業名	事業内容	所管課
	☆	こども・若者サミット	こども・若者の社会参画について、取組事例を広く発信することによりいっそうの周知・啓発を図るとともに、成果や課題について話し合うことで、その取組の更なる充実や広がりにつなげます。	こども企画課
	☆	多世代へのこどもの参画の啓発	子どもから大人までの幅広い世代に対して、「こどもの参画」に関する情報を発信し、気運の醸成に取り組みます。	こども企画課
	☆	こどもの参画の意識向上	本市におけるこどもの参画を円滑に推進するために、こどもの参画の実施例を共有するとともに、こどもの参画の理念と目的を理解するための研修等を実施します。	こども企画課
	☆	こどもの参画事業の推進	こどもの参画の取組状況を自己評価する「こどもの参画チェックシート」の活用により、主体的なこどもの参画推進を図ります。	こども企画課

基本施策4 子ども・若者の健全育成

4-1 健全育成活動の推進

番号	新規 拡充 見直	事業名	事業内容	所管課
再掲 (●●)		家庭教育資料作成事業	(再掲) 番号●●参照	健全育成課
		青少年問題協議会	青少年の指導・育成・保護及び矯正に関し、重要事項の調査審議や、関係機関相互の連絡調整を行い、青少年の健全育成を推進します。	健全育成課
		青少年育成委員会活動事業	市が委嘱した青少年育成委員が、青少年問題に対する共通の理解を深め、地域における青少年育成関係機関・団体の相互の連絡調整を図りながら地域ぐるみで青少年の健全育成活動を総合的に推進します。	健全育成課
		青少年相談員活動事業	市と県が委嘱した青少年相談員が、青少年育成活動の積極的な推進を図るため、青少年とともに喜び、ともに語り、よき相談相手となることを目的とした活動を行います。	健全育成課
		「青少年の日」「家庭・地域の日」関連事業	毎年9月第3土曜日を「青少年の日」、毎月第3土曜日及び翌日曜日を「家庭・地域の日」、毎年9月第3土曜日から1週間を「青少年の日」つながりウィークと定め、青少年と家庭、地域、学校がつながりを持つための様々な活動を実施します。	健全育成課
		学校支援地域本部事業	授業の補助、環境整備、登下校時の見守り活動などについて、地域住民がボランティアとして学校をサポートします。	学事課
		青少年育成団体等の支援事業	青少年育成団体等が、青少年の健全育成のために行う活動を支援します。	健全育成課
		成人を祝う会	成人に達した青年の新しい門出を祝い励ますとともに、大人としての自覚を促し、郷土「千葉市」への関心を深める機会とします。	健全育成課
	◎	少年自然の家運営事業	子どもが生活体験、自然体験、共同宿泊体験等の教育的体験活動を行うための場を提供します。	健全育成課

番号	新規 拡充 見直	事業名	事業内容	所管課
		ときめきサタディ	小・中学生と親子を対象とした講座を開催し、体験活動を通じて子どもの健全育成と異年齢交流を図ります。	南部青少年センター
		わくわくカレッジ	青少年（16歳以上）や一般市民を対象とした講座を開催し、生活文化の向上を図るとともに、異世代交流を通じて仲間づくりを支援します。	南部青少年センター
		ゆめチャレンジ	夢を持ってチャレンジを続けている青少年（団体・個人）の活動を支援するため、その成果発表の場を設けます。	南部青少年センター

4-2 非行を防止するための環境づくり

番号	新規 拡充 見直	事業名	事業内容	所管課
		相談活動事業	児童生徒・少年・保護者・学校などを対象に、来所や電話による相談活動を行います。また、来所できない青少年やその保護者等に対する訪問相談を実施します。	青少年センター
		広報・啓発活動	地域等で活動する青少年育成団体や学校が実施する非行防止に関する研修会や防犯訓練等に講師を派遣します。また、広報紙やホームページなどによる情報発信を行います。	青少年センター
		関係機関との連携	学校、警察、千葉市青少年補導員連絡協議会等、関係機関、団体、近隣他市との協力体制を強化して、子ども・若者を支援します。	青少年センター
		補導活動事業	街頭補導を実施し、青少年の非行防止に努めます。	青少年センター
再掲 (●●)		青少年育成委員会活動事業	(再掲) 番号●●参照	健全育成課
再掲 (●●)		青少年相談員活動事業	(再掲) 番号●●参照	健全育成課
	☆	ネット補導活動事業	ネット補導を実施し、千葉市立小・中・高・特別支援学校の児童・生徒を対象に問題行動の早期発見や非行防止に努めます。	青少年センター

基本施策5 子ども・若者の安全の確保

5-1 子ども・若者を犯罪等から守る地域づくり

番号	新規 拡充 見直	事業名	事業内容	所管課
再掲 (●●)		青少年育成委員会活動事業	(再掲) 番号●●参照	健全育成課
再掲 (●●)		補導活動事業	(再掲) 番号●●参照	青少年課・センター
再掲 (●●)		青少年相談員活動事業	(再掲) 番号●●参照	健全育成課
		防犯ウォーキング	ジョギングや散歩等を兼ねて、パトロールを実施することで、地域の犯罪の抑止及び防犯の強化を図ります。ボランティアには帽子等の物品を貸与します。	各区地域振興課
		青色防犯パトロール	青色回転灯装着公用車19台による防犯パトロールを実施し、空き巣やひったくりなどの犯罪を抑止するとともに、通学時における子どもの安全を図ります。	地域安全課
		学校セーフティウォッチ事業	児童生徒の登下校時における見守り等、安全確保を目的にした地域住民・保護者等のボランティア活動への支援を行うとともに、各学校への防犯用品等の配布を行います。	学事課
		青色防犯パトロール実施団体へのドライブレコーダー配付	青色回転灯を装着した自動車による防犯パトロールを行う自主防犯団体に対し、ドライブレコーダーを配付することで、地域内の犯罪抑止効果を高めます。	地域安全課
		環境浄化活動	青少年非行の誘因となっている有害環境を調査、点検し、実態を把握するとともに、民間補導員等と連携して環境浄化に関する活動を実施します。	青少年課・センター
		立入調査事業	青少年健全育成条例に基づく立入調査事務権限に基づき、市内の図書等取扱店、青少年深夜入場禁止施設、携帯電話等販売店に対し、条例の遵守を図ります。	青少年課・センター
		こども110番のいえ	児童・生徒の安全を確保するため、地域住民に、緊急避難場所として「こども110番のいえ」の登録を依頼し、ステッカーを掲示してもらうことで、地域ぐるみで子どもの安全を守ります。	健全育成課
再掲 (●●)		家庭教育資料作成事業	(再掲) 番号●●参照	健全育成課
		九都県市共同啓発事業	青少年の健全育成について、九都県市が共同で啓発活動に取り組みます。	健全育成課
再掲 (●●)	☆	広報・啓発活動	(再掲) 番号●●参照	青少年課・センター
		ちばし安全・安心メール	空き巣やひったくりなど市内の犯罪状況を携帯電話やパソコンに電子メールで配信し、防犯に対する注意喚起を行います。	地域安全課
		ちばし安全・安心メール	災害・気象情報を携帯電話やパソコンに電子メールで配信し、災害に対する心構えを喚起するとともに、発災時の避難など迅速・的確な対応を可能にします。	防災対策課

5-2 子ども・若者が犯罪等から自分の身を守ることができる力の向上

番号	新規 拡充 見直	事業名	事業内容	所管課
再掲 (●●)		青少年育成委員会活動事業	(再掲) 番号●●参照	健全育成課
再掲 (●●)		青少年相談員活動事業	(再掲) 番号●●参照	健全育成課
		薬物乱用防止対策	ホームページ等で薬物乱用防止の広報及び啓発活動を実施します。	健康企画課
		健康教育推進事業	関係団体と連携した薬物乱用防止教室等、心身の健康に重点をおいた健康教育を実施します。	保健体育課
	◎	家庭教育資料作成事業	小・中学校入学時と小学5年生の保護者に、子育て支援の一環として家庭教育の手引きを配布します。	健全育成課
		子どもの情報モラル啓発	メディア利用時におけるルール・マナーについて周知し、家庭でのルールづくりを奨励します。	健全育成課
		情報モラル教育の推進	情報モラル教育カリキュラム（カリキュラム・情報モラルコンテンツ・指導教材・実践事例等）を作成し、すべての小・中学校において、インターネットや携帯電話による人権の侵害に関する指導等を実施するとともに、情報リテラシーの定着に向けた取組みを進めます。	教育センター

基本施策6 子ども・若者の居場所づくり

6-1 学校施設等を活用した安全・安心な居場所の確保

番号	新規 拡充 見直	事業名	事業内容	所管課
	☆	子どもルームの拡充	子どもルームの対象学年を小学校6年生までに段階的に拡大することに伴い、既存の子どもルームでの受入が困難な地域については、小学校の特別教室に高学年ルームを開設します。	健全育成課
		放課後子ども教室の実施	放課後子ども教室における学習支援・多様なプログラムの充実を図ります。	生涯学習振興課
	☆	放課後子ども教室と子どもルームの連携	すべての児童が放課後子ども教室の活動プログラムに参加できるよう、子どもルームの児童が参加する共通プログラムの実施にあたっては、放課後子ども教室と子どもルームで連携を図ります。	生涯学習振興課 健全育成課
	☆	アフタースクールの実施	放課後子ども教室と子どもルームの運営を一体的に行い、放課後に希望するすべての児童を対象に「安全・安心に過ごせる居場所」と「学びのきっかけ」を提供する放課後子ども教室・子どもルーム一体型モデル事業を、アフタースクール事業として本格実施します。	生涯学習振興課 健全育成課
		総合的な放課後対策の推進	教育委員会と市長部局との連携を強化し、総合的な放課後対策に取り組みます。	生涯学習振興課 健全育成課
		放課後の校庭開放事業（仮称）	小学校の放課後において、校庭を安全・安心な居場所として開放します。	生涯学習振興課

6-2 地域と連携した子どもの居場所づくり

番号	新規 拡充 見直	事業名	事業内容	所管課
	☆	信頼できる大人の育成	子どもの居場所の全市展開を図るため、公開講座を開催し、こどもの居場所で活躍できる人材を育成します。	こども企画課
		どこでもこどもカフェの開催支援	こどもカフェ事業の成果を踏まえ、市民ボランティアが中心として、地域交流の拠点となっている公民館等の施設を活用することで、市内全域に幅広い年齢の子どもたちに居場所を提供します。	こども企画課
		子ども交流館の運営	こどもの参画の推進及び児童の健全育成の拠点施設として、市内の中心部に、子どもたちの交流の場、スポーツ・音楽など、子どもたちのさまざまな活動を支援します。	こども企画課
再掲 (●●)		放課後の校庭開放事業（仮称）	（再掲）番号●●参照	生涯学習振興課
		公民館における子どもの居場所の確保	公民館の施設を開放し、気軽に安心・安全な子どもたちの居場所を確保します。	生涯学習振興課
		プレーパーク定期開催団体への支援	都市公園において、プレーパークを自主的に開催している市民団体の運営の継続及び運営する市民団体の増加のため、プレーリーダーの派遣を行います。	こども企画課
		子どもたちの森公園プレーパーク運営	子どもたちが自然の中で自分の責任でのびのびと自由に遊べる場を運営します。	こども企画課
	☆	子どもの居場所のネットワーク化推進	地域の子どもの居場所を運営する団体等のネットワーク化により、情報共有と連携強化を図ります。	こども企画課

基本施策7 ひとり親家庭の自立支援の推進

7-1 相談支援体制の整備

番号	新規 拡充 見直	事業名	事業内容	所管課
		相談体制の充実	国・民間団体等関係機関の実施事業を有効活用した適切な相談対応を実施します。	こども家庭支援課
		母子・父子自立支援員	保健福祉センターに母子・父子自立支援員を配置し、生活・育児・福祉資金の貸付等についての相談に応じます。	こども家庭支援課
		土日・夜間電話相談	専門の相談員が、土日・夜間に、生活全般、児童のしつけ、育児に関することなどの相談に応じます。	こども家庭支援課
		遺児等のグリーフケア	児童の父又は母等が死亡又は障害の状態になった場合等において、遺族等が悲しみや喪失感から立ち直るための支援として、専門機関によるカウンセリングを実施します。	こども家庭支援課
		制度対象者への情報提供等	プッシュ型情報提供の仕組みを利用することなどにより、各事業の対象者に必要な情報が的確に届くようにするとともに、提供する情報の充実を図ります。	こども家庭支援課

7-2 子育て支援、生活の場の整備

番号	新規 拡充 見直	事業名	事業内容	所管課
		認定こども園、保育園等、子どもルームへの優先入所	認定こども園、保育園等、子どもルームへの入所を優先的に実施します。	幼保運営課 健全育成課
		子育て支援事業の利用者負担軽減	ファミリー・サポート・センター事業や子育て短期支援事業等の子育て支援事業に係る利用者負担を軽減します。	幼保支援課 こども家庭支援課
		日常生活支援	一時的に援助が必要なひとり親家庭等に家庭生活支援員を派遣し、家事・育児の援助等を行います。	こども家庭支援課
		生活支援講習会	ひとり親家庭を支援するため、暮らしや子育てなどをテーマにした、講習会と個別相談会を開催します。	こども家庭支援課
		情報交換事業	お互いの悩みを打ち明け、相談しあう場づくりとして、情報交換事業を実施します。	こども家庭支援課
		市営住宅入居時の優遇措置の推進	市営住宅に応募した際の抽選及び入居後の家賃算定について優遇措置を推進します。	住宅整備課
		民間賃貸住宅入居支援制度の推進	希望に応じた民間住宅や市の住宅施策に関する情報提供・助言を行うほか、家賃債務保証会社の保証委託料の一部を補助します。	住宅政策課

7-3 就業支援策

番号	新規 拡充 見直	事業名	事業内容	所管課
		母子家庭等就業・自立支援センター	就業と自立を支援するため、保健福祉センターに就業相談員を配置し、就業相談に応じるほか、労働局やハローワークと連携した就業支援を行います。	こども家庭支援課
		就業支援講習会	就労に結びつく可能性が高い技能や資格を修得するための講習会を開催します。	こども家庭支援課
		高等職業訓練促進給付金	看護師等経済的自立に効果的な資格を取得する間の生活費の負担軽減を図るため、給付金を支給します。	こども家庭支援課
		自立支援教育訓練給付金	就職につなげる能力開発及び中長期的なキャリア形成のための教育訓練講座を受講するときの費用の一部を助成します。	こども家庭支援課
		高等学校卒業程度認定試験合格支援	ひとり親家庭の親又は子が、高卒認定試験の合格を目指すために、民間事業者などが実施する対策講座を受講するときの費用の一部を助成します。	こども家庭支援課
		高等職業訓練促進資金貸付	高等職業訓練促進給付金を活用し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し、入学時と就職時に資金を貸し付けます。	こども家庭支援課

7-4 養育費の確保及び面会交流に関する取り決めの促進

番号	新規 拡充 見直	事業名	事業内容	所管課
		弁護士による養育費相談	子どものための養育費及び面会交流等について、弁護士による無料相談を実施します。	こども家庭支援課

7-5 経済的支援策

番号	新規 拡充 見直	事業名	事業内容	所管課
		母子・父子・寡婦福祉資金貸付	母子・父子・寡婦家庭に対し、子どもの就学資金等の貸付業務を適正に行います。	こども家庭支援課
		児童扶養手当の適正な給付	児童扶養手当制度の給付業務を適正に行います。	こども家庭支援課
	☆	母子・父子家庭等医療費助成	母子及び父子家庭等に対する医療費（保険診療の自己負担分）を助成するとともに、関係団体と協議しながら、現物給付化を実施し、受給者の利便性の向上を図ります。	こども家庭支援課
		保育料・子どもルーム利用料等負担軽減（みなし寡婦控除）	保育料及び子どもルーム利用料について、未婚のシングルマザー・ファザーに寡婦（夫）控除をみなし適用し、利用料等の軽減を図ります。	幼保運営課 健全育成課
	◎	学校外教育バウチャー	経済的に特に困窮しているひとり親家庭の児童に対して、クーポン券を提供し、学習塾や習い事等に必要な費用の一部を助成します。	こども家庭支援課

基本施策8 児童虐待防止対策の充実

8-1 暴力によらない子育てや児童虐待防止への協力を広く周知・啓発

番号	新規 拡充 見直	事業名	事業内容	所管課
		オレンジリボンキャンペーン	児童虐待の防止に向け、市民の意識を高め、児童虐待防止の協力を呼びかける啓発活動を行います。	こども家庭支援課
		児童虐待防止に向けた民間プログラムの実施	小中学校の児童やその保護者に対し、民間団体の児童虐待防止に資するプログラムを実施します。	こども家庭支援課
		養成指導者による心理教育プログラムの市民向け講座実施	暴力や暴言を使わずに子どものしつけを行うための心理教育プログラムの指導者を養成し、養成指導者により、市民を対象としたプログラムを実施します。	こども家庭支援課
		暴力によらない子育ての周知・啓発	子育て中の保護者に対し、暴力によらない子育ての実践や育児不安の相談を推奨するリーフレットを配布します。	こども家庭支援課
		DV 被害者・児童への心理教育プログラム事業	DV 被害者とその子ども達の自尊感情を回復し、暴力によらない対等な関係を学ぶ心理教育プログラムを実施します。	こども家庭支援課

8-2 発生予防から適切な保護、必要な援助に至るまでの施策の充実・組織の体制強化

番号	新規 拡充 見直	事業名	事業内容	所管課
		児童虐待相談受理・対応 (24 時間 365 日体制)	児童相談所で、引き続き、休日・夜間を問わず、児童虐待相談を受け付け、対応していきます。	児童相談所
		保健福祉センター 児童虐待相談受理・対応	保健福祉センターで、児童虐待相談を受理するとともに、泣き声通告や面前DV通告に対応します。	こども家庭支援課
再掲 (●●)		母子健康手帳の 交付・面接	(再掲) 番号●●参照	健康支援課
再掲 (●●)		乳児家庭全戸訪 問事業	(再掲) 番号●●参照	健康支援課
		乳幼児健康診査	保健福祉センター、協力医療機関において、各種健康診査を実施し、保護者に対して相談・助言等を行います。	健康支援課
再掲 (●●)		養育支援訪問事 業	(再掲) 番号●●参照	健康支援課
再掲 (●●)		育児相談	(再掲) 番号●●参照	健康支援課
		育児ストレス相談	育児不安等で悩んでいる保護者を対象に臨床心理士が個別相談を実施します。	健康支援課
		子ども電話相談 (児童相談所)	児童相談所に専用回線を設け、子どもや家庭に関わる様々な相談に応じます。	児童相談所
		家庭児童相談	保健福祉センターに家庭相談員を配置し、子どもと家庭に関する様々な相談に応じます。	こども家庭支援課
		児童家庭支援セ ンター	市内社会福祉法人に委託し、子どもに関する様々な相談に応じるとともに、児童相談所との連携を図ります。	こども家庭支援課
再掲 (●●)		子育て短期支援 事業(ショートス テイ)	(再掲) 番号●●参照	こども家庭支援課
再掲 (●●)		子育て短期支援 事業(トワイライ トステイ)	(再掲) 番号●●参照	こども家庭支援課
再掲 (●●)		一時預かり事業	(再掲) 番号●●参照	幼保支援課 幼保運営課
再掲 (●●)		エンゼルヘルパー 派遣事業	(再掲) 番号●●参照	幼保支援課
再掲 (●●)		ファミリー・サ ポート・センター 事業	(再掲) 番号●●参照	幼保支援課
再掲 (●●)		地域子育て支援 拠点事業	(再掲) 番号●●参照	幼保支援課
		スクールカウンセ ラー	いじめや不登校などに対応するため、全中学校及び小学校にスクールカウンセラーを配置し、児童生徒、その保護者、教職員からの悩み等の相談にあたります。	教育支援課

番号	新規 拡充 見直	事業名	事業内容	所管課
		スクールソーシャル ワーカー	いじめ、不登校、暴力行為など、生徒指導上の課題対応のために、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒の置かれたさまざまな環境に働きかけて支援を行うスクールソーシャルワーカーを配置します。	教育支援課
	★	SNSの活用など による相談窓口の 充実	子育てに悩みを抱える方や子ども本人からの相談に対して、近年、主要なコミュニケーションツールとなっている SNS の活用などにより相談窓口の充実を図ります。	こども家庭支援課 児童相談所
	★	子ども家庭総合支 援拠点事業	子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、子ども等に関する相談全般からより専門的な対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務等を行う支援拠点を各区に設置します。	こども家庭支援課

8-3 支援の質の向上及び関係機関の連携強化

番号	新規 拡充 見直	事業名	事業内容	所管課
		児童虐待防止研 修	保健福祉センター職員や認定こども園、幼稚園、保育所等職員、主任児童委員等に対し、児童虐待防止に向けた研修を実施します。	児童相談所 こども家庭支援課
		要保護児童対策 及びDV防止地 域協議会	児童虐待・DVを防止するため、関係機関・団体等が要保護児童等の情報を共有し、支援内容を協議します。	こども家庭支援課
		要保護児童対策 及びDV防止地 域協議会シス テム導入	要保護児童の情報等をデータベース化し、リアルタイムでの情報共有により、児童の安全確保を図ります。	こども家庭支援課
		千葉県警との情 報共有	千葉県警との間に締結した情報共有協定や、千葉県人身安全事案連絡会議の活用などにより、児童の安全確認と安全確保を的確に行います。	こども家庭支援課 児童相談所

8-4 児童相談所の人員体制強化・専門性の向上

番号	新規 拡充 見直	事業名	事業内容	所管課
		弁護士・警察官O Bの配置	弁護士、警察 OB を引き続き配置し、困難なケースに的確に対応していきます。	児童相談所
	☆	児童福祉司の増 員	児童福祉司（里親養育支援児童福祉司、市町村支援児童福祉司を除く）2人につき1人配置します。	児童相談所
	☆	児童心理司の増 員	児童心理司の配置基準の法定化に基づき、増員します。（2024年度までに）	児童相談所

8-5 一時保護体制の充実

番号	新規 拡充 見直	事業名	事業内容	所管課
	☆	一時保護環境の改善・体制強化	子どもの視点に立って、権利が保障され、一時保護を必要とする子どもを適切な環境において保護できるよう、里親や児童福祉施設への一時保護委託等を活用し、一時保護所の在所日数を短縮します。	児童相談所
		一時保護所の環境改善	異なる年齢、異なる行動様式のある児童が、健康的かつ文化的に充実した生活を過ごすことができるように、体験学習や歯科検診等の実施、教材や玩具等物品の購入などを行うことで、一時保護所の環境を改善します。	児童相談所

基本施策9 社会的養育体制の充実

9-1 家庭養育等の推進

番号	新規 拡充 見直	事業名	事業内容	所管課
	☆	家庭養育の推進	NPOと協働し、里親のリクルートから委託後の支援まで、包括的な支援を行うことにより、里親の担い手を確保し、里親委託を推進するとともに、養育者の住居で家庭的な雰囲気のもと、児童の健全な成育を支援するファミリーホームの増設を推進します。	こども家庭支援課 児童相談所
	☆	小規模グループケアでの養育	社会的養育を要する児童・乳幼児の養育を行う児童養護施設・乳児院において、家庭的環境である小規模グループケアでの養育を推進します。	こども家庭支援課
		児童養護施設等の多機能化・地域分散化・環境改善	児童養護施設等の多機能化・地域分散化（定員6人の地域小規模児童養護施設や分園型グループケア）を検討します。また、よりよい養育環境を確保するため、施設の環境改善を図ります。	こども家庭支援課
		母子生活支援施設での支援	支援が必要な母子を入所させ、保護するとともに、母子の自立の促進のため、生活を支援し、あわせて退所者への相談その他の援助を行います。	こども家庭支援課

9-2 専門的なケアの充実、児童の自立支援

番号	新規 拡充 見直	事業名	事業内容	所管課
		里親等研修の充実	措置児童の個別の状況・課題にきめ細やかに対応するため、里親・施設職員の資質向上を図るための研修を実施します。	こども家庭支援課 児童相談所
		自立援助ホーム	児童養護施設退所児童等、義務教育終了後15歳から20歳までの家庭がない児童や、家庭にいないことができない児童が共同で生活する場において、自立に向けた支援を行います。	こども家庭支援課

番号	新規 拡充 見直	事業名	事業内容	所管 課
		児童の自立支援	児童養護施設等への入所措置を受けていた者で措置解除された者のうち、自立のための支援を継続して行うことが適当な場合について、原則 22 歳の年度末まで引き続き必要な支援を実施することにより、将来の自立に結びつけます。	こども家庭支援課 児童相談所

基本施策 10 障害のある子どもへの支援の充実

10-1 障害の早期発見・早期療育の体制整備

番号	新規 拡充 見直	事業名	事業内容	所管 課
		療育センター運営事業	障害児の早期発見、早期療育の観点から、相談、指導、診断、検査、判定等を行い、障害に応じた訓練等を行うとともに、個別指導や保護者への相談支援を行います。また、障害児とその保護者の抱える課題の解決や適切なサービス利用のため、計画作成やサービス事業者との連絡調整等を行います。	障害福祉サービス課
		大宮学園運営事業	障害児への指導、訓練等の専門的な療育を行います。	障害福祉サービス課
		桜木園運営事業	重症心身障害児に入所支援を通じて、治療や日常生活の指導を行います。	障害福祉サービス課
		発達障害者支援センター運営事業	発達障害者支援を総合的に行う地域の拠点として、本人や家族等からの相談に応じるとともに、療育に関する指導や助言を行います。また、関係機関との連携強化を図り、地域における総合的な支援体制の整備に努めます。	障害者自立支援課
		発達障害等に関する巡回相談員整備事業	専門知識を有する相談員が認定こども園、幼稚園、保育園等を巡回し、施設職員や保護者等に対し、発達障害の疑いのある児童の早期発見・早期対応のための助言等を行います。	障害者自立支援課
		かかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業	かかりつけ医等の医療関係者を対象に、発達障害に係る研修を開催し、地域における発達障害への対応力の向上を図ります。	障害者自立支援課
		障害児等療育支援事業	身近な地域で療育指導等が受けられるよう、訪問又は外来による療育相談等を行うほか、認定こども園、保育園等の職員に対し、療育に関する技術の指導を行います。	障害福祉サービス課
		乳幼児健康診査	4か月・1歳6か月・3歳児健康診査等を実施し、先天性の疾患、運動機能、視聴覚等の障害、発達の遅れ等の早期発見・早期療育を促すとともに、育児不安を持つ保護者に対する援助を行い、育児支援を図ります。	健康支援課
		養育支援訪問事業	育児不安の強い家庭や乳幼児健診未受診者に保健師等による家庭訪問を行い、育児不安や育児ストレスの解消を図るとともに、乳幼児健診の受診勧奨を行い、障害の早期発見・早期療育を促します。	健康支援課

10-2 障害のある子どもへの教育・保育等の提供（基本施策1-7再掲）

10-3 障害児支援の充実

番号	新規 拡充 見直	事業名	事業内容	所管課
		障害児通所支援事業	障害児に、生活能力の向上のために必要な訓練、集団生活への適応訓練など専門的な支援を行います。	障害福祉サービス課
		特別支援教育就学奨励費	障害のある児童生徒の保護者に対し、世帯の経済状況（所得等）に応じて、学用品費等の支給や給食費等の援助を行います。	学事課 保健体育課
		スクールメディカルサポート事業	小学校の通常の学級又は特別支援学級に在籍する医療的ケアを必要とする児童に対し、医療行為を行う看護師を派遣します。	養護教育センター
		特別支援教育介助員事業	小学校の通常の学級又は特別支援学級に在籍する常時介助が必要な児童の安全を確保するとともに、学級内の他の児童の学習保障及び担任教員の負担軽減のために、小学校に特別支援教育介助員を派遣します。	養護教育センター
		トイライブラリー運営事業	障害児の機能回復及び能力発達を促進するため、おもちゃの貸出や遊び方に関する相談等を行います。	障害者自立支援課

10-4 障害児のスポーツ活動への参加促進

番号	新規 拡充 見直	事業名	事業内容	所管課
		ちばしパラスポーツコンシェルジュ	障害児が地域のスポーツ活動に参加するためのつなぎ役として、コーディネーターが障害の種類・程度に応じたスポーツの紹介やサークル活動へのマッチングを行います。	オリパラ調整課
		身体障害者スポーツ大会	身体障害者スポーツの発展を図るとともに、社会の身体障害者に対する理解と認識を深め、身体障害者の自立と社会参加の促進を目的として開催します。	障害者自立支援課
		ゆうあいピック	知的障害者スポーツの発展を図るとともに、社会の知的障害者に対する理解と認識を深め、知的障害者の自立と社会参加の促進を目的として開催します。	障害者自立支援課

基本施策11 社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者に関する支援

11-1 支援体制・支援内容の充実

番号	新規 拡充 見直	事業名	事業内容	所管課
	☆	子ども・若者支援協議会	困難を有する子ども・若者に対し効果的かつ円滑な支援を行うため、必要な情報交換を行うとともに、支援内容に関する協議を行います。	健全育成課 青少年課・センター

番号	新規 拡充 見直	事業名	事業内容	所管課
		子ども・若者総合相談センター運営事業	様々な悩みを抱える 30 歳代までの子ども・若者とその家族の相談に応じる「子ども・若者総合相談センター（Link）」を運営します。	健全育成課
	☆	子ども・若者総合相談センター運営事業（相談員の増員）	相談者のニーズに対し、スムーズな支援を行うことができるようにするため、相談員を増員します。	健全育成課
	★	子ども・若者総合相談センター運営事業（出張相談、SNSによる相談）	様々な悩みを抱える 30 歳代までの子ども・若者とその家族の相談に応じる「子ども・若者総合相談センター（Link）」において、電話、来所、訪問相談だけでなく、出張相談や SNS による相談も実施します。	健全育成課

11-2 地域で支える環境づくり及び立ち直り支援

番号	新規 拡充 見直	事業名	事業内容	所管課
再掲 (●●)	☆	子ども・若者総合相談センター運営事業	(再掲) 番号●●参照	健全育成課
		青少年サポート事業	関係機関・団体等と連携を図りながら、課題を抱えている児童生徒、無職少年に対し、立ち直りに向けての支援を行います。	青少年サポート課
再掲 (●●)		青少年育成委員会活動事業	(再掲) 番号●●参照	健全育成課
再掲 (●●)		青少年相談員活動事業	(再掲) 番号●●参照	健全育成課
		ひきこもり地域支援センターの設置・運営	子ども・若者総合相談センター（Link）をはじめ、関係機関との連携を図り、ひきこもり状態にある方やご家族からの相談に応じ、適切な助言や家庭訪問などの包括的な支援を行います。	精神保健福祉課
		適応指導教室	「適応指導教室（ライトポート）」での少人数での適応指導活動を通じて、不登校児童生徒の社会的自立や学校生活への復帰を支援します。	教育センター
		家庭訪問相談員	相談員が自宅等でひきこもり状態にある不登校児童生徒の家庭訪問をして心のケアを図り、社会的自立や学校生活への復帰を支援します。	教育センター
再掲 (●●)		スクールカウンセラー	(再掲) 番号●●参照	教育支援課
再掲 (●●)		スクールソーシャルワーカー	(再掲) 番号●●参照	教育支援課
		ひきこもり家族セミナー	家族に、不登校やひきこもりの若者がいる方を対象に、「家族の対応を考える」をテーマにして、参加者が悩んでいることを話し、助言を受けるセミナーを実施します。	精神保健福祉課
	☆	子どもナビゲーター事業	複合的な課題を抱える生活困窮家庭等の子どもの生活習慣や生活環境の改善、学習や進学相談等の支援、関係機関との連携など包括的な支援を行う子どもナビゲーターを配置します。	こども家庭支援課

(仮称) 千葉市こどもプラン（第2期）

発 行 令和2年3月

編 集 千葉市 こども未来局 こども未来部 こども企画課

住 所 〒260-8722 千葉市中央区千葉港1-1

電 話 043-245-5178（直通） F A X 043-245-5547
